

2015（平成27）年度版

第二次人権が尊重される
三重をつくる行動プラン

年 次 報 告

平成27年10月

三 重 県

2015（平成27）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
「年次報告」

目 次

	頁 数
I 年次報告の考え方	1
II 平成26年度をふりかえって	4
<施策分野別>	
●施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	13
(人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム)	
人権施策 102 人権尊重の視点に立った行政の推進	21
●施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	25
人権施策 202 人権教育の推進	41
●施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	47
(人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム)	
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	54
●施策分野4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	59
人権施策 402 子ども	65
人権施策 403 女性	73
人権施策 404 障がい者	80
人権施策 405 高齢者	87
(人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム)	
人権施策 406 外国人	94
人権施策 407 患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)	100
人権施策 408 犯罪被害者等	105
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	109
人権施策 410 さまざまな人権課題 (アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の入等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等)	114
(人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム)	

2015（平成27）年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「年次報告」

I 年次報告の考え方

1 年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第二次行動プラン」という。）は、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月施行）」に基づき策定した「三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）」を多様な主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第二次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討などに活用することとしています。

今回の年次報告は、2014（平成26）年度の取組状況について取りまとめました。

なお、第二次行動プランでは、進捗管理の仕組みをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

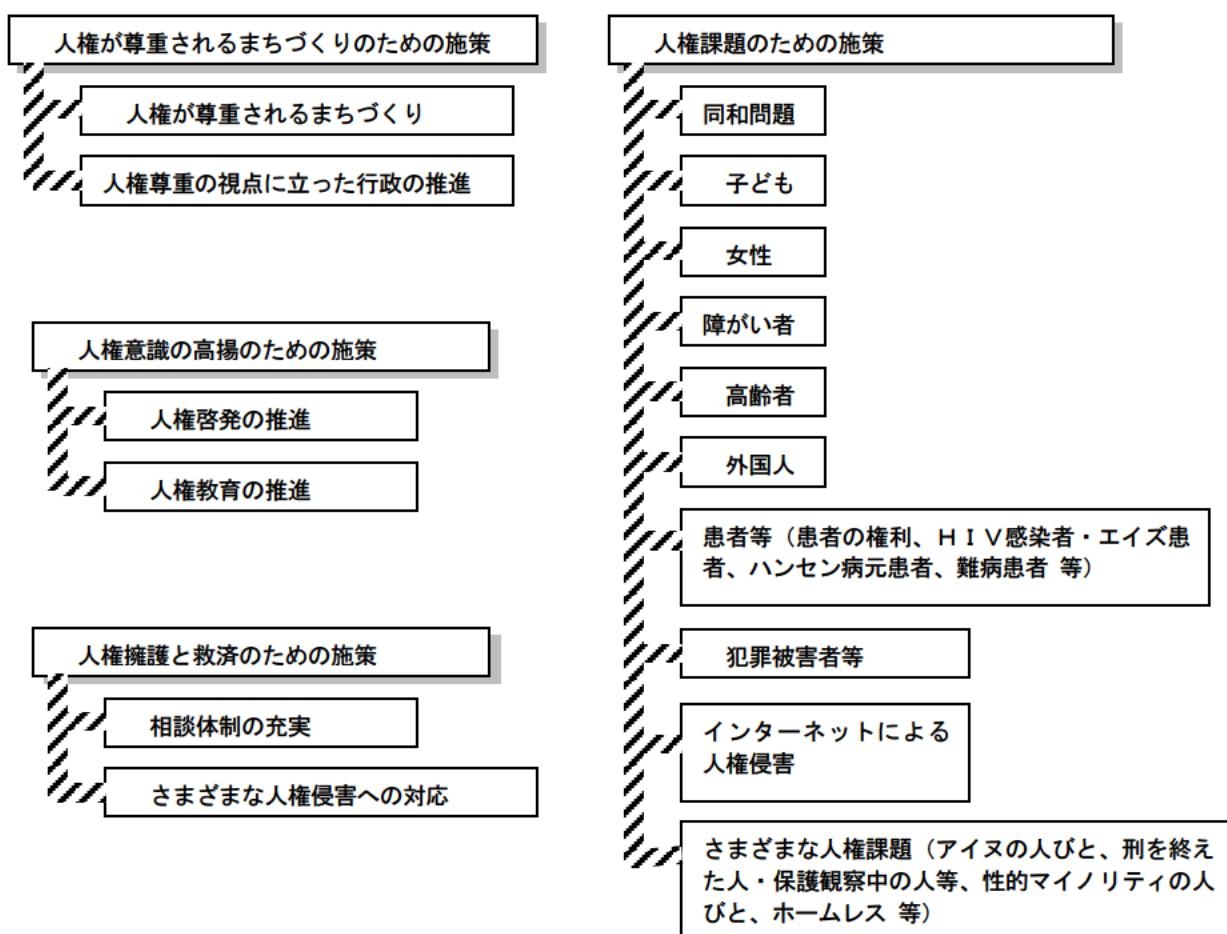
また、“めざす姿”である『人権が尊重される社会』については、以下のとおり定めています。

「人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。また、差別や人権侵害等に対

して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。」

このような社会の実現を図るため、一人ひとりの身近な暮らしや、地域での活動の中に入り人権の視点が行き渡り、住民のあらゆる活動のベース（基礎）に入り人権の視点が根付くような「人権が尊重されるまちづくりのための施策」を施策推進の基本に据えながら、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」を展開しています。

【三重県人権施策基本方針に掲げる人権施策体系図】



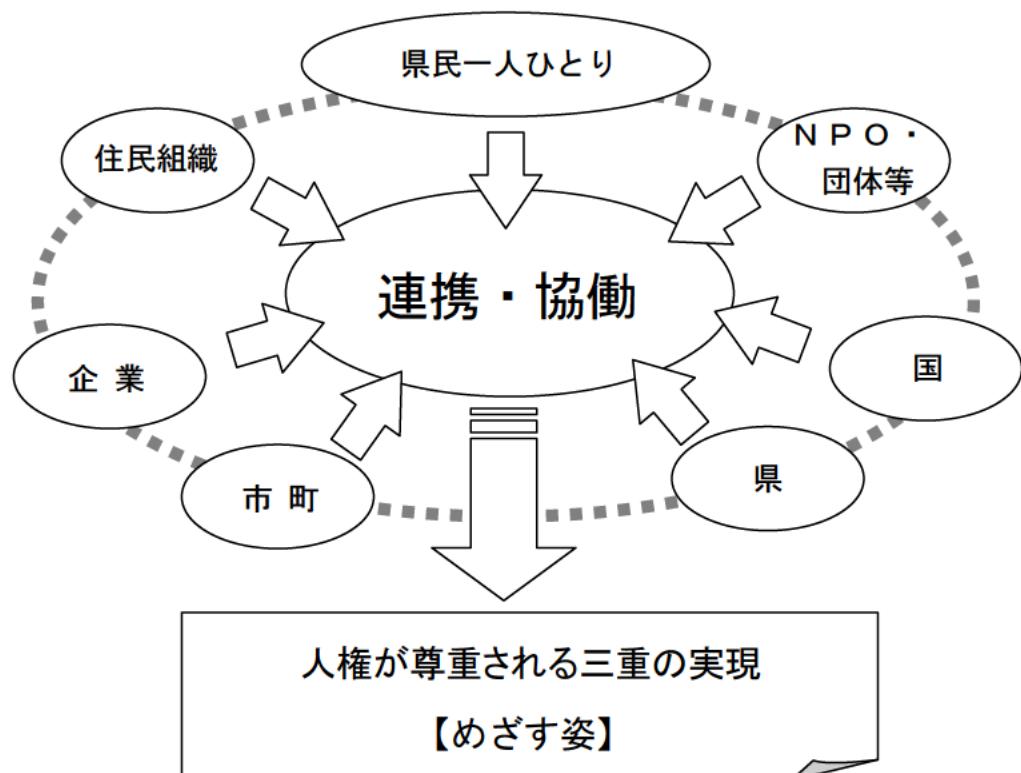
3 多様な主体による取組（取組の進め方）

「人権が尊重されるまちづくり」を推進するためには、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政などさまざまな主体が一体となって、まず身近な地域社会において、「人権の世紀」にふさわしい人権が尊重される社会を築いていくことが大切です。

この年次報告では、単に県が行った取組の内容を報告するだけでなく、国連や国、他の都道府県における動きや現状を報告するとともに、市町やさまざまな主体が行った具体的な取組事例を紹介しています。これらの事例を参考として、県内各地で多様な主体が連携した取組が進められていくことを期待しています。

今後も、住民組織、NPO・団体等、企業、行政などさまざまな主体が各々の活動の充実を図りながら、さらに活動のテーマや課題にそって各主体間で連携・協働し行動していく環境づくりを進めることが重要であり、引き続き「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組を推進していくため、この年次報告の活用を図っていきます。

【連携・協働のイメージ】



Ⅲ 平成 26 年度をふりかえって（数値目標達成状況と主な成果）

第二次行動プランでは、進捗管理の仕組みをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組んでいます。

1 数値目標の達成状況について

第二次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として 1 項目、4 つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く 3 施策分野について、7 つの数値目標を設置しています。

目 標 項 目	平成 25 年度 下：実績値	平成 26 年度 上：目標値 下：実績値	目標 達成 状況	平成 27 年度 (計画目標)
◎プラン全体の数値目標				
人権が尊重されている社会になって いると感じる県民の割合（%）※1	30.3%	31.0% 31.4%	1.00	33.0%
①人権が尊重されるまちづくりの推進				
地域における「人権が尊重されるま ちづくり」推進研修の受講者数（人） ※2	1,198 人	1,040 人 1,095 人	1.00	1,040 人
「人権の擁護」を活動分野として選 択しているNPO数（団体）※3	277 団体	350 団体 280 团体	0.80	380 团体
②人権意識の高揚				
人権イベント・講座等の参加者数 (人)※4	40,103 人	40,500 人 40,749 人	1.00	41,000 人
県人権センターへの来館者数（人） ※5	32,361 人	33,000 人 29,398 人	0.89	33,500 人
人権意識を高めるために市町教育委 員会が連携・協働している多様な主 体の数（団体）※6	128 团体	145 团体 140 团体	0.97	160 团体
人権教育を総合的・系統的に進める ためのカリキュラムを作成している 学校の割合（%）※7	61.2%	65.0% 65.5%	1.00	70.0%
③人権擁護と救済				
人権に関わる相談員を対象とした資 質向上研修会の受講者数（人）※8	896 人	1,150 人 1,191 人	1.00	1,200 人

【数値目標の説明】

- ※1 e-モニター（注）及び啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると、「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数
- ※3 みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数
- ※4 人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の年間総参加者数
- ※5 三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計
- ※6 「人権尊重の地域づくり」等において、市町教育委員会が連携・協働して取り組んでいる多様な主体の数
- ※7 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している小中学校及び県立学校の割合
- ※8 「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の年間受講者数

(注)e-モニターとは、三重県が各種行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を、性別、年齢層など属性別に均等かつ無作為に抽出し、募集を行い、これに応募いただいた県民の方々です。

数値目標の達成状況は、プラン全体の数値目標を達成するとともに、各施策分野の目標項目7項目のうち、4項目で目標を達成し、3項目で80%以上の達成状況となっています。

2 施策分野別の主な成果

《人権が尊重されるまちづくりのための施策》

人権が尊重される社会の実現に向けて、県では、第二次行動プランに基づき施策の進捗管理を行いました。県の各部局やさまざまな主体による取組状況を年次報告にまとめ、三重県人権施策審議会に提出し、いただいた意見を施策推進の参考としました。

地域のニーズに応じた、さまざまな主体による人権が尊重されるまちづくりの取組が、県内各地で行われています。県では、県内で人権が尊重されるまちづくりを実践している団体や住民組織、企業等を対象に訪問調査を行い、人権が尊重されるまちづくりの先駆的な取組の把握を行いました（当該調査で得られた取組の概要を、次章の施策別の報告の中で、「民間の取組事例」として、また、「人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム」として本冊中に収録しています。）。

また、企業においては、「企業等の社会的責任（CSR）」の一環として、人権尊重の視点に立った取組が広がっています。「社会的責任（SR）に関する手引き」の国際規格ISO26000が、平成24年3月にJIS（日本工業規格）化され、さらなる活動の広がりが期待されています。

人権が尊重されるまちづくりを普及、推進していくために、県では、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用し、地域が自主的に開催する研修会等に講師等を派遣する支援を行いました。

また、地域で人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる団体等に対して、地域のニーズに応じて、アドバイザー等の派遣を行い、助言等の支援を行いました。これらの制度を活用した研修会が、県内各地域に広がりつつあります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、県内全市町の協力を得て、平成24年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発キャンペーンなどに取り組み、利用証交付者数、登録届出施設数は増加しており、着実に制度が浸透しつつあります。

また、ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業の実施等、次世代を担う子どもたちを対象とした啓発を実施するとともに、地域での自主的、自律的なユニバーサルデザインの活動の拡大に取り組みました。

《人権意識の高揚のための施策》

人権啓発については、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくことを目標として、より効率的、効果的な啓発手法によって、タイムリーなトピックス等にも対応した啓発活動を行っていく必要があります。

三重県人権センターでは、県広報紙、テレビ・ラジオなどの各種広報媒体を活用した感性に訴える啓発を実施するとともに、県の「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」中には、国や市町、人権擁護委員などと連携して、県内各所での街頭啓発に取り組みました。また、近鉄電車、三重交通バス車内に強調月間周知ポスターを掲示し、期間中の人権啓発イベントを周知しました。平成24年度からは、「連携と協力に関する包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ、広く呼びかけを行っており、平成26年度も前年度と同様に、多くの県民に呼びかけることができました。

また、常設展示室の運営及び企画パネル展の実施、人権フォトコンテスト、人権ポスターや人権メッセージの募集など県民参加型の啓発、スポーツ組織（伊賀フットボールクラブくノ一）と連携し、幅広い年齢層に対応した人権を身近に感じてもらうための啓発事業など、さまざまな啓発活動を展開しました。

さらに、各地域防災総合事務所・地域活性化局においても、市町等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や連続講座、トップセミナーなどを開催しました。

市町、国、人権擁護委員連合会地域協議会と構成する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会（県内4地域）」において、人権啓発講演会や研修会、街頭啓発などの連携した啓発事業を行うとともに、個々の市町においても、地域の実情に応じた独自の啓発事業が実施されています。

なお、県では、市町の独自の啓発事業に要する経費の一部を補助し、支援しました。

人権教育については、「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じた取組を実施しました。

三重県教育委員会では、県内全ての学校において、人権教育カリキュラムが作成されることをめざして、各学校の管理職や人権教育担当者に対して、人権教育カリキュラムの目的や意義について発信しました。

さらに、子どもの課題解決を図るため、学校・家庭・地域が一体となった活動を創出する地域連携の仕組みとして、中学校区人権教育推進協議会を基盤とした「子ども支援ネットワーク」のモデルを県内 11 中学校区に構築しました。

《人権擁護と救済のための施策》

昨今の複雑・多様化した相談内容に対しては、個々の専門的な窓口が連携を密にして対応していく必要があります。相談員が幅広い人権問題に関する知識を有し、相互の窓口に的確に引き継いでいくことが重要となります。

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談活動を行っています。

市町においても、人権擁護委員等による「人権相談」を実施しているほか、隣保館では、地域住民に対する人権相談や生活相談、健康相談等を実施しています。

また、N P O・団体等では、当事者の立場を生かした相談者に寄り添った相談（ピアサポート）や、専門的な内容が相談できる相談窓口等を開設しています。

三重県人権センターでは、人権相談窓口を設置し、人権に関わるあらゆる相談に対して、相談員による電話・面接相談、弁護士による法律相談を実施しています。

また、公立相談機関とネットワークを構成し、情報共有等を定期的に行うことにより、相談内容に応じて専門的な窓口に速やかに的確に引き継げるよう、体制づくりに努めました。

さらに、民間の相談機関等が多様化・複雑化する相談内容に人権に関する知識を持って的確に対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を開催しました。また、「人権に係わる相談員交流会」を開催し、相談員相互の連携・交流の促進を図りました。

児童虐待防止については、全ての市町との定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化に向けて取組を進めました。

また、複雑化、多様化、深刻化するドメスティック・バイオレンス（D V）事案に対応するため、女性相談員に対する研修を充実するなど、適切な相談対応ができるよ

う取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。

《人権課題のための施策》

① 同和問題

不動産取引の際、同和地区かどうかの問い合わせ等を行う「土地差別調査」が問題となっています。県では、県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を平成25年4月に策定し、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。

この問題の解決に向けては、事業者だけではなく、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、土地差別調査を求めることが必要です。そのため、三重県人権センターでは、土地差別に関する啓発リーフレットを活用した講演会を開催し、県民に対して啓発を実施しました。

市町が設置している隣保館では、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権啓発及び広報活動、地域交流事業などの隣保事業に取り組みました。

県では、市町が実施するこれら隣保事業に対して財政的な支援を行うとともに、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を開催しました。

② 子ども

子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」について、さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めていくため、条例の広報啓発を行うとともに、新たに高校生向けに「三重県子ども条例」の啓発リーフレットを作成しました。

また、子どもや子育て家庭を応援する企業や団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するとともに、「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」に取り組みました。

児童虐待の防止については、初期対応後の援助方針の的確性を高めるためのニーズアセスメントツールを開発しました。

子どもたちの困りごとや悩みごとを相談できるよう、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を充実させるとともに、福祉的な視点からの課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校を支援しました。

いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知を図るため、児童生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシを配布しました。また、子どもたちの安全確保協力チラシを子ども虐待防止啓発月間ににおいて配布し、啓発を行いました。

また、平成26年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査」を実施しました。

体罰については、学校における児童生徒へのアンケートの実施などにより実態把握を行うとともに、教員に対し体罰禁止を徹底し、未然防止に取り組みました。

③ 女性

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）を中心に、男女共同参画の社会づくりに関する学習機会の提供や啓発を行い、広く男女共同参画意識の普及を図りました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する相談・保護・自立支援を実施するとともに、平成24年度に実施した「デートDV」に関するアンケート調査の結果を活用したデートDV防止のための高校生等若者を対象とした出前講座、啓発パンフレットの配布などを実施しました。

また、男性講座、地域リーダー養成講座、女性のエンパワーメント講座等を実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、機運の醸成を図りました。

地域経済団体等と連携し、女性が活躍できる環境整備を進める目的とする「女性の大活躍推進三重県会議」を設立し、キックオフ大会を開催しました。また、会員である県内企業や団体等の取組を見える化し、女性の活躍推進の機運を醸成しました。

④ 障がい者

「障害者週間（12月3日～9日）」を中心に、小・中・高校生の体験作文やポスターの募集など、啓発活動を行いました。

また、障がい者の地域社会への参画を促進するため、芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「三重県障がい者芸術文化祭」の開催、手話通訳者の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室等を実施するとともに、平成33年に三重県で開催予定の全国障がい者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の設立を支援しました。

さらに、障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーを配置し、事業所に対して啓発や支援制度についての助言を行うとともに、就職に結びつく実践的な知識・技能が身につくよう、企業等において障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を実施しました。さらに、障がい者雇用への理解を深めることや接客スキルの習得など実践的な体験を行うこと、並びに障がい者が作った商品の展示・販売を通じ就労意欲の向上につなげることを目的としてステップアップカフェ「Cott i 菜」を整備しました。

⑤ 高齢者

高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行うとともに、全国健康福祉祭への選手派遣や、地域リーダー養成研修などに取り組みました。

特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けて、市町と連携して介護基盤の整備を進めるとともに、地域包括ケアを推進する中核的な拠点である地域包括支援センターへ専門アドバイザーを派遣しました。

認知症高齢者への支援としては、認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実す

るため、認知症疾患医療センターを5か所指定しています。また、「認知症サポート」の養成とともに養成講座の講師役となる「キャラバンメイト」の養成や、認知症コールセンターでの相談対応等に取り組み、認知症高齢者とその家族へのサポートを充実しました。

三重弁護士会や三重県社会福祉士会と連携して、「三重県高齢者虐待防止チーム」を地域ごとに設置し、専門的な相談に応じるなど、市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

⑥ 外国人

多文化共生社会づくりを進めるため、多言語ホームページにおいて外国人住民を支援するNPO等の活動を紹介する映像情報を提供することで、外国人住民の地域社会への参加・参画について理解を深めてもらうことができたほか、多文化共生啓発イベントにおいて外国人住民などがグローバルな視点で意見交換を行うワークショップを開催しました。

また、外国人住民相談窓口や、弁護士などの専門家による個別相談会を開催して外国人住民の抱える課題に対応しました。さらに、医療通訳人材の育成や、大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修や避難所訓練を実施しました。

外国人住民が消費生活に関する知識を深めるために、多言語に対応した消費生活啓発パンフレットを作成したほか研修会を開催して、外国人住民の消費者被害防止に努めました。

⑦ 患者等

三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談に対応するとともに、医療従事者に対して医療機関における医療事故の取組についての研修会を開催しました。

感染症に対する正しい知識の普及・啓発については、「世界エイズデーキャンペーンイベント」や「ハンセン病療養所入所者の生の声を記録した証言映像の上映、ハンセン病回復者と支援者によるコンサート＆トーク」等を開催し、県民に正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染者等に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

また、三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援や地域活動の促進、就労支援を行いました。さらに、社会保険労務士によるがん患者の就労相談を開始する等、仕事とがん治療の両立の支援体制の充実に努めました。

⑧ 犯罪被害者等

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、同センターの犯罪被害者や遺族、家族等の総合相談窓口に専門スタッフを設置するなど、犯罪被害者の多様なニーズに応えたきめ細やかな支援を推進するとともに、一行詩「い・の・ち」の募集、「犯罪被害者支援キャラバン隊」、「犯罪被害者を考える集い」による広報啓発や、中

学生、高校生、大学生等を対象に、犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、広く県民に対し、社会全体で犯罪被害者を支援する機運の醸成に努めました。

⑨ インターネットによる人権侵害

インターネット上の差別的な書き込み等に対応するモニタリング活動を実施しました。

また、モニタリング活動が各地域において取り組まれていくよう、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、地域におけるモニタリング活動のリーダーとなる人材の養成に取り組みました。

児童生徒のネットモラルを育成するため、教職員を対象に連続講座を実施し現状や課題、先進的な取組内容・成果の研修を深めました。

公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込み等の現状把握や、インターネット依存の課題分析を進めました。

さらに、保護者による「ネット啓発チーム」が県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。

⑩ さまざまな人権課題

県地域機関で職場や企業の人権についての講演を実施し、さまざまな人権課題についての啓発に取り組みました。

自殺対策を総合的に推進するため、「メンタルパートナー」の養成や自殺対策ネットワークの構築に取り組み、地域の絆を生かした自殺対策を推進しました。

また、北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発などに取り組みました。

3 課題と今後の取組について

平成26年度の数値目標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」は増加しました。

しかし、一方で津地方法務局管内の人権擁護機関で新たに受け付けた人権侵犯事件数や人権相談受理件数は増加しており、偏見による差別や人権侵害は未だに発生しています。

また、児童虐待やいじめ等の子どもの人権問題、障がい者や高齢者の人権問題、インターネット上の誹謗中傷等が社会問題となっている中で、これまで以上に人権施策の充実に取り組んでいく必要があります。

さらに、これまでの取組について見直しを行い、人権施策基本方針を改定するとともに、新たな行動プランを作成し、既存の課題に加え新たな人権課題の解決にも取り組んでいく必要があります。

＜人権が尊重されるまちづくりための施策＞

- 第二次行動プランの進捗管理に引き続き取り組むとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権教育・啓発等の施策に取り組みます。
- 人権が尊重されるまちづくりが県内全域で推進されていくよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。

＜人権意識の高揚のための施策＞

- 人権啓発の推進にあたっては、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動していくことを目標として、より多くの県民に多様な機会を提供するなどして効率的、効果的な手法を工夫しながら、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施していきます。
- 人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。

＜人権擁護と救済のための施策＞

- 人権相談については、相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成が重要です。人権に係わる相談員等を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供していきます。
- インターネット上の差別的な書き込み等に対応するため、モニタリング活動に継続して取り組むとともに、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、学校や相談機関へ通報したり直接対応できる協力者を養成する目的で、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催します。
- 児童や高齢者等への虐待、いじめ、体罰の問題等、重大な人権侵害への対応や未然防止については、所管部局が対応方針等を定め、速やかに取組を進めるとともに、関係部局が連携・協力し取組を強化していきます。

＜人権課題のための施策＞

- 個別の人権課題に関する取組について、所管部局が中心となって取組を推進していくとともに、府内の人権施策推進会議等において、関係部局が横断的に取組を進められるよう調整を行います。
- 個別の人権課題の推進にあたっては、国や市町等の関係機関と連携していくとともに、さまざまな主体とも連携、協力して対応していきます。

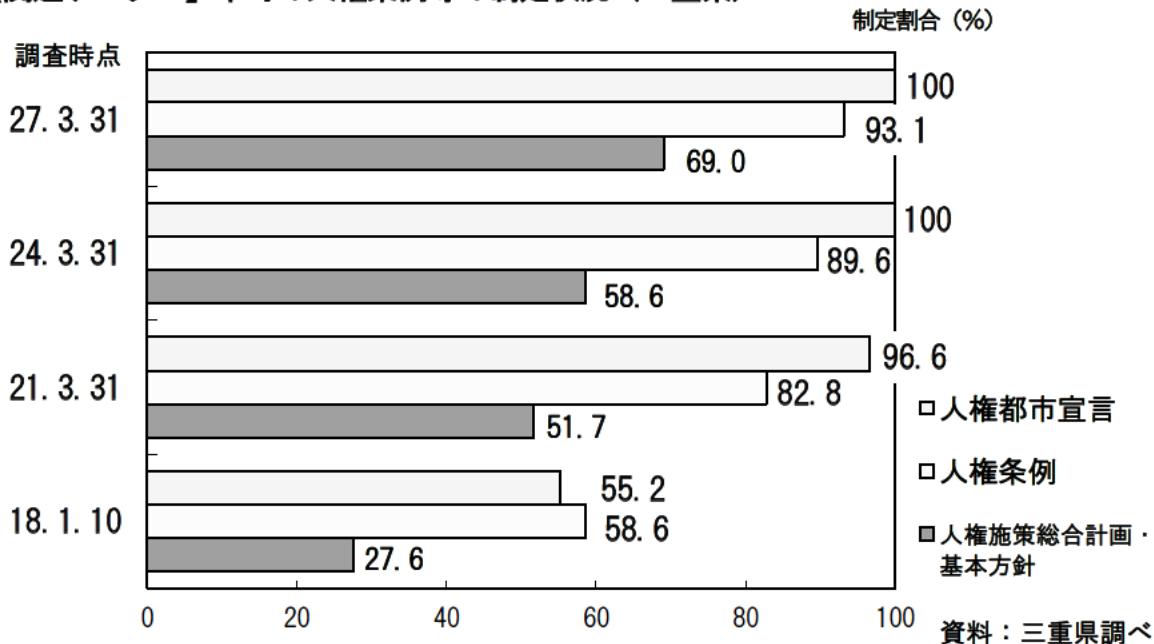
なお、個別の人権課題についての、具体的な課題や今後の取組方向については、次章で 16 の人権施策別に記載しています。

(施策分野1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

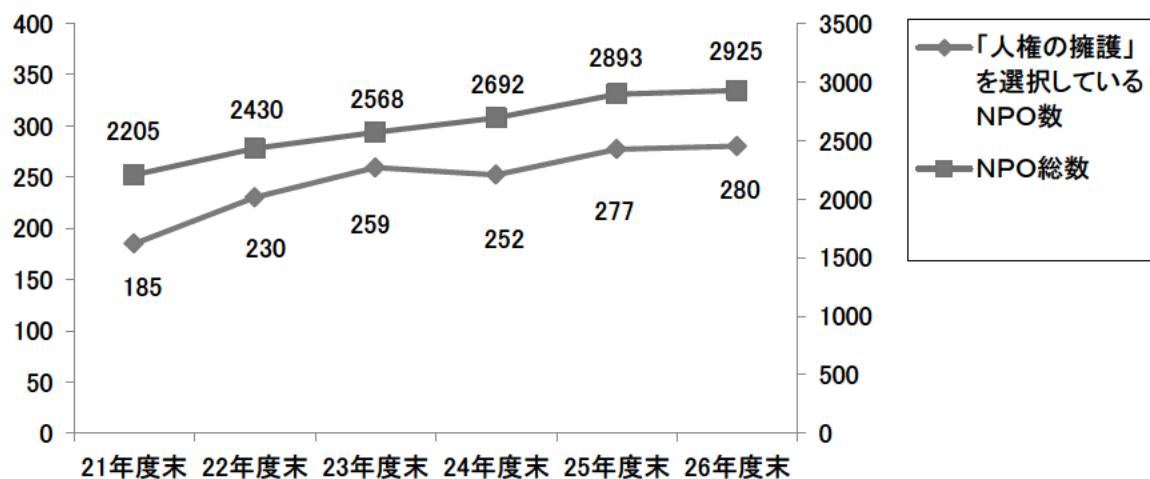
人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】『人権の擁護』を活動分野として選択しているNPO数（三重県）

データに関するコメント

【関連データ1】平成27年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は27市町で93.1%となっています。

【関連データ2】みえ県民交流センター市民活動団体のデータベースに登録している団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数は、平成26年度末で280団体になっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「三重県地域福祉推進計画」の策定（平成 16 年 4 月）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成 25 年 4 月施行）
- 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成 27 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連において 1994(平成 6)年に採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」の中で、「人権という普遍的な文化」を創造することの重要性が示されました。これを契機に「人権文化」という概念が使われるようになりました。
- このような国連の動き等を前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していくこうという機運が高まり、全国の自治体で「人権条例」が制定され、それに基づいた各地域の特色ある取組が進められています。
- 例えば、和歌山県では、平成 18 年度に「わかやま人権パートナーシップ推進事業」を立ち上げ、県内の企業に広く参加をつのり、企業内人権研修や実践交流会等を実施する中でネットワークづくりを進めています。平成 27 年 1 月までに 228 の企業・団体と協定を結んでいます。
- 企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組について、平成 22 年 11 月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格である ISO26000 が発行されました。この ISO 26000 は、JIS（日本工業規格）化され、平成 24 年 3 月 21 日に JIS Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定されました。
横浜市や宇都宮市、さいたま市などの自治体では CSR に関する認証制度を実施しています。

【三重県の状況】（平成 26 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）住民、企業、NPO 等の団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 住民等が人権の問題について学ぶ「人権のまちづくり研修会」を県内 35 か所で支援し、リーダー養成と住民啓発を進めました。研修会では必要に応じて、人権研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用しました。今後も「人権のまちづくり研修会」がさまざまな地域、住民組織等で開催されるよう支援していきます。
〔トライ人権のまちづくりネットワーク事業／環境生活部人権課〕
- ② 地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け、地域のニーズに応じて、県内の 3 地域で延べ 19 回、アドバイザー及び講師の派遣を行いました。今後は、この事業で支援を受けた活動の記録レポートを活用し、各地域での

取組を広げていく必要があります。〔地域のニーズに応じた人権のまちづくり推進支援事業／環境生活部人権課〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から15団体選び、活動状況を調査しました。調査した内容を他の団体等の取組の参考にしてもらえるよう、取組の概要を年次報告に掲載し、紹介しています。

今後も、人権が尊重されるまちづくりを具体例から理解し、実践されるよう、これらの調査結果をまとめて、啓発資料等に活用していく必要があります。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を4回開催し、平成27年度から平成30年度までを計画期間とする第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画などについて審議しました。また、職員に対するユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるため、職員セミナー等を実施しました。

職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解して業務を行えるよう、さらなる学習機会の提供等に取り組む必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ② 障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、平成24年10月1日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始しました。店頭やイベントなどでの普及啓発キャンペーンを延べ41回実施するなど、制度の普及啓発に努めた結果、平成27年3月末時点の利用証の交付者数は27,244人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は1,961施設、3,956区画となりました。

しかし、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用制度展開事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ③ 次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザイン学校出前授業を40校で実施しました。

広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、ユニバーサルデザインアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのネットワークづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ④ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準について、建設事務所及び特定行政庁の担当者会議を実施し情報共有を図るとともに、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知を図りました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。

整備基準に適合する施設を増やすため、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり整備推進事業／健康福祉部〕

地域福祉課]

- ⑤ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、県立学校の多機能トイレ、洋式トイレ、スロープ、エレベーターの設置について数値目標を設定して取り組んでいます。平成26年度はエレベーターを2校に、また、多機能トイレを2校に整備しました。

今後も、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、順次整備する予定です。

[学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校施設課]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）「三重おもいやり駐車場利用証制度」に賛同し、積極的に「おもいやり駐車場」を確保し、利用客に対する適正利用に向けた啓発の取組を実施している商業施設等が増えています。平成27年3月末には、1,961施設：3,956区画が登録しています。

（事例2）高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、住民・NPO法人と協働して、買い物サービスを提供している企業があります。

（事例3）高校生と商品の企画、製造、販売に協働して取り組み、製品に地域の特産物を活用している企業があります。高校生たちの自己実現を支援することで、青年層の都市流出を防いでいます。また、それが地域の活性化にもつながっています。

（事例4）「何をすれば顧客に喜んでもらえるか」という発想で宅配サービスを続けてきたことで、顧客のニーズに合わせた宅配以外のサービスも導入した企業があります。そのことが高齢者や障がい者をはじめとする、全ての人が安心して生活できる地域づくりにつながっています。

○【住民組織】

（事例1）「地域のにぎわいの創出は住民の生きる意欲の源」と考え、人が集い、話す場を作っている組織があります。地域の施設を活用し、イベント等を地域の青年とともに開催しています。

（事例2）平常時より防災・減災に対する意識変革や意識の高揚をめざし、住民と対話し、取組を重ね、暮らしと命を守るまちづくりを進めている防災組織があります。

（事例3）地域に外国人に対する偏見や差別意識があることを、地域全体の課題として捉え、住民同士をつなげる取組を進めている地域の協議会があります。

（事例4）認知症の人や、その家族を応援することを目的とした認知症サポーターの活動を通じ、地域でのつながりを深め、住民同士が支え合いながら安心して生活できる地域づくりをめざしている組織があります。

○〔NPO・団体等〕

- (事例1) NPO法人市民社会研究所では、まちづくりの推進を図る活動や人権の擁護を図る活動など、市民自らが主体となる市民社会の発展に関する調査研究や、学習・討論・研修の場の提供等の事業を行っています。
- (事例2) 地域における人権活動の活性化を図りたい、人権活動の次世代育成を促進したい、親しみを感じてもらえるように啓発の工夫をしたい等、それぞれの地域が持つまちづくりの課題に対して、アドバイザーを招いて対応策を相談した上、それぞれの地域のニーズに応じた研修会を開いている団体があります。
- (事例3) ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が市町と連携しながら、学校への出前講座や講演会を開催するなど、地域の団体や市町によるユニバーサルデザインの取組を行っています。
- (事例4) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会と第48回三重県人権・同和教育研究大会南勢志摩7市町実行委員会により開催された「三重県人権・同和教育研究大会」において、南勢志摩7市町における人権教育・啓発の取組が、人権のまちづくりにつながっているという地元報告が行われました。
- (事例5) 地域に根差した啓発や交流活動を通じて、稀少難病に対する偏見・差別のない社会をつくる活動をしている団体があります。
- (事例6) 地域の中に、文化の違いで外国人への偏見が見られることから、行事を通して、住民同士のつながりをつくり、相互理解を促進する取組を継続している団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- いなべ市では、市民主体の団体と連携し、映画、人権フェスティバルや地域住民や団体などの交流活動を行っています。
- 津市では地域住民や児童、生徒などによる自主的な人権啓発として地域での人権フェスティバル（4地域）を支援し、人権課題への理解を深め合い、地域住民や児童生徒の人権意識や認識の高揚につなげることができました。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない、多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 人権が尊重されるまちづくりの推進を図るため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体などさまざまな主体の活動状況を把握するとともに、さまざまな形で連携し、効果的で幅広い各種啓発事業等に取り組んでいきます。
- 人権が尊重されるまちづくりにこれから取り組もうとしている地域には、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ（改訂版）」を活用した基礎的な研修を提供し、県内の全域に人権のまちづくりの考え方を広めていきます。また、人権が尊重されるまちづくりに既に取り組んでいる地域では、取組を進める上で発生する問題点や課題の解決を図るため、アドバイザー等を派遣し、地域課題の解決が図られる取組が今後も継続していくよう支援を行います。このような取組が県内全域で進められるよう市町等と連携し

て地域で活動する団体等に働きかけを行うことで、地域や団体等の拡大を図ります。

- 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修などの取組を通じ企業等との連携をさらに深め、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。

また、「障害者差別解消法」の制定など、ユニバーサルデザインを取り巻く社会の変化をふまえて策定された「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015—2018）」に沿って取組を進めます。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ①

団体・企業名	特定非営利法人「ゆいの里」
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 404 障がい者 人権施策 405 高齢者
まとめ	○ 高齢者の移動手段の確保を企業と WinWin の関係で、ともに取り組むことで、自分で商品を見て、自分で決め、選ぶことができる買い物(自己選択、自己決定)を保障することにつながります。

1. 「特定非営利法人ゆいの里」について

「特定非営利法人ゆいの里」は、高齢者の移動手段の確保という地域の課題解決に向け、2006（平成 18）年 8 月に設立されました。

いがまち地域で、社会福祉協議会伊賀支所を中心に、高齢者移動支援・生活支援アンケートを行ったところ、「買い物と通院のための移動手段の確保」が課題であり、ニーズであることがわかりました。「自分で選んで、ほしい物を買う」という当たり前のこと、高齢者があきらめざるを得ない実態がありました。買い物の移動手段の確保と無料化をめざし、国の補助金を受け、企業店舗と提携した「お買い物無料送迎バス運行モデル事業」を開始しました。事業の終了後も企業店舗を主体とし、「ゆいの里」が運行支援をして、事業を継続しました。

2. 活動理念

「ゆいの里」の藤井さんや中林さんは、「高齢者に対して、「おとなしくしていたほうがいい」「あなたは福祉を受ける側にいる」といった考え方がある。その言葉は、その人を尊重したものではなく、高齢者に対しての差別だと考えている」と言います。年齢に応じ、できることとできないことがあるので、できることを生かしあい、「結(ゆい)」の支え合い（相互扶助）をもとに、「自分らしく生きる」ことができる社会をつくりたいと考えています。また、「組織の運営方針や理念を、組織にいる人たちが理解し、人権への関わりを十分に理解し、日常の仕事の中で主体的に実践していくことが継続的な取組となっている要因だ」と言います。



3. 地域の人たちが買い物に行けるように

地域の少子高齢化・過疎化の進行で、社会的弱者といわれる人たちが住みにくい社会になっています。アンケートの結果からは、通院、買い物に不便を感じているということがわかりました。

ホテルや居酒屋の送迎バスの無料運行をヒントに、事業者がお客様を無料送迎できればと考えました。障がい者や高齢者が、自分で商品を見て、自分で決めるという「当たり前」のことを実現するために、条件整備を進めました。ステップやカートを整備し、利用者が利用しやすいようにしました。また、スーパー側には、雨の日に荷物を車まで運ぶ支援や、値札を大きな文字の表示に交換したり、商品棚の位置・高さ、待機場所の確保・お茶サービスなどの配慮もしていただきました。また、利用者に寄り添うことができる体制の充実や、高齢者どうしが互いに支え合える体制づくりにも取り組みました。



このような工夫や配慮は、障がい者や高齢者だけでなく、誰にとっても利用しやすいサービスにつながります。その結果、「買い物無料送迎」が実現してからの3年で、延べ利用者は約2万人を数えています。また、利用地域も広がっています。

今後は、徐々に増えているメイトさん(買い物支援者)の掘り起こし（できれば利用者の中で）と、できることをできる人がして、互いにつながり合い、カバーし合う「結」の精神の継続、次世代への後継者育成と確保が課題だと感じています。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ②

団体・企業名	笹川おやじ俱楽部
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 402 子ども 人権施策 404 障がい者 人権施策 406 外国人
まとめ	<input checked="" type="radio"/> 人権が尊重されるまちづくりに向けては、同じ地域に共に暮らす人たちがつながっていく活動を創ること、また、経済的にも持続可能な状況を作っていく工夫が必要です。

1. 「笹川おやじ俱楽部」について

「笹川おやじ俱楽部」は、参加した人たちが、つながりの大切さを実感できる行事を、学校・園、団体等で行っています。最近では、障がい者(児)施設や児童養護施設等、笹川地区以外の他の地域での活動が増えています。

2. 活動のきっかけ

笹川地区では、外国につながる子どもたちが夢をあきらめたり、文化の違いから地域との間でトラブルが起つたりする状況がありました。会長の伊藤さんは、同じ地域の子どもたちなのに、なんとかできないかと考えました。PTA 役員のOB となった 2000 年、活動を模索し始めました。2002 年に四日市市教育委員会の事業、「ササエダーデ」に参画しました。「ササエダーデ」は、「なかまとして支えあう」というような意味で、笹川地区では、共生社会づくりと子どもたちに力をつける取組が展開されました。その中で伊藤さんは、「日本の文化を体験する」「国籍に関わらず、みんなで一緒に活動や経験をする」取組を始めました。

3. 取組紹介

「笹川おやじ俱楽部」は、伊藤さんと PTA 活動をともにした 10 人ほどのメンバーで活動を始めました。現在は、さまざまな年代の 15 人以上で活動しています。行事の他、学校での除草作業にも出かけ、保護者等とも交流をしています。

クリスマスにサンタクロースに扮してプレゼントを持って児童養護施設を訪問したり、餅つきを障がい者(児)自立支援施設でしたりしています。他に、子どもたちのマラソン大会後に豚汁をふるまったり、学校の除草作業後にかき氷などを提供したりしています。

現在では、その当時小学生だった外国につながりのある子どもたちが成長し、青年として活動を支援している人もいます。



4. 子どもたちの笑顔と持続可能なサイクル構築

伊藤さんは、15 年間続けられてきた理由として、子どもたちの笑顔と、児童養護施設や障がい者自立支援施設などで行事を楽しみにしている人の存在をあげています。また、行事に使う用具等を公的機関等から借用すると、仕事の関係で返却が負担になってしまうことから、会として経費等を貯め、用具等を購入しています。用具等は、伊藤さんの自宅で保管しています。公的な補助金等に頼ることなく、バザー等の売り上げのわずかな余剰金を次の活動に生かすサイクルを確立しています。



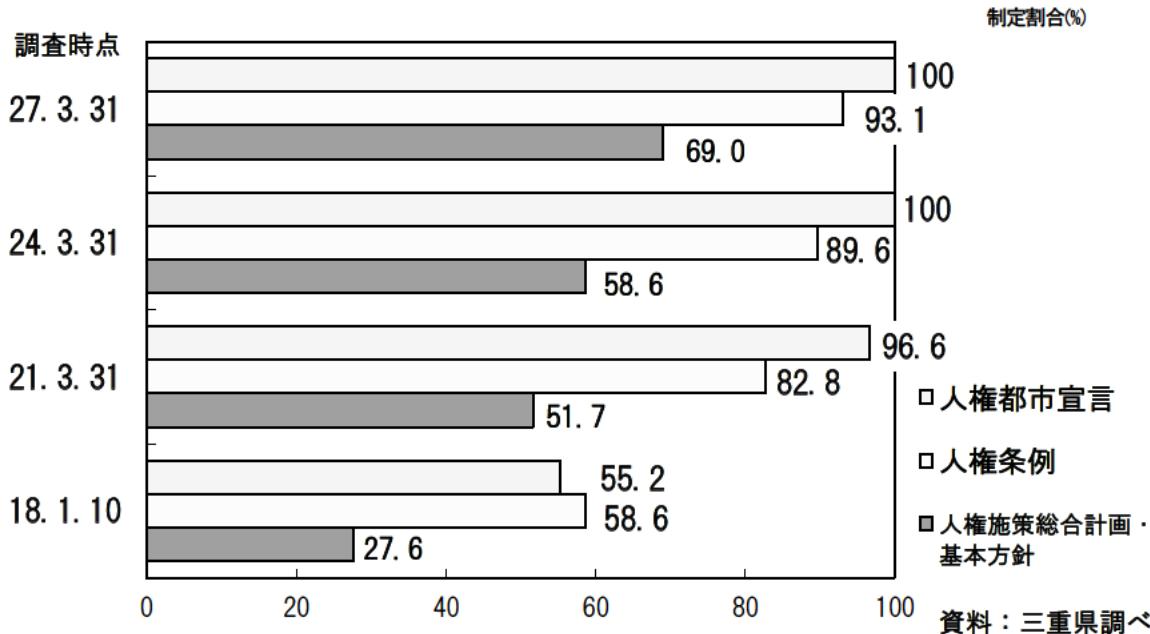
今後は、相互理解を深める活動を笹川地区以外でも積極的に、学校や園等と協力して継続していきたいと考えています。また、活動を続けていくために、後継者の育成が今後必要だと感じています。

(施策分野1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権尊重の視点に立った行政の推進

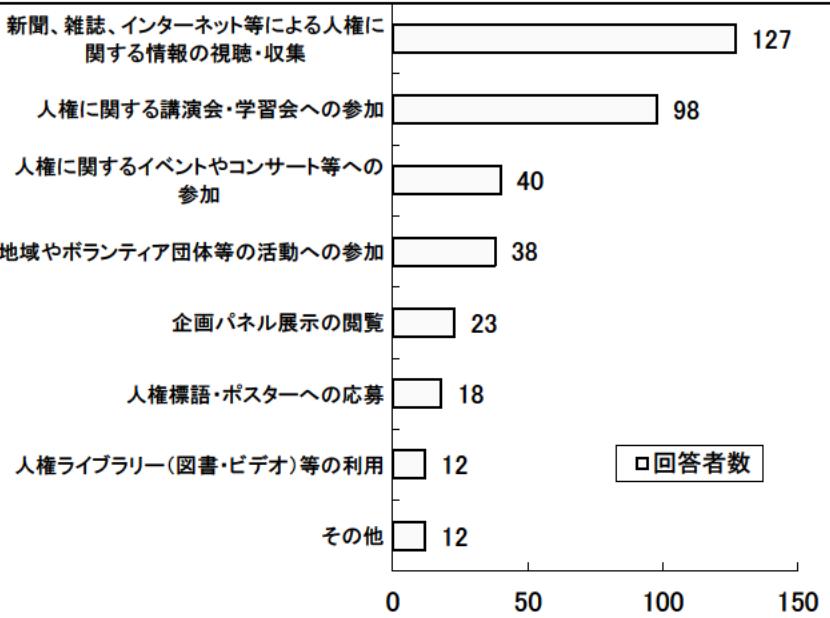
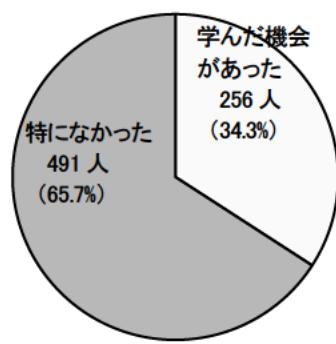
■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】人権に関する学習の機会（三重県）

資料：
「人権に関するe-モニター^アンケート」(平成26年度)



データに関するコメント

【関連データ1】平成27年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されているのは27市町で、93.1%となっています。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権学習の機会について、最近1年間で人権に関する知識を得たりした方は256人(34.3%)で、その機会については、「新聞、雑誌、インターネット等による人権に関する情報の視聴・収集」が127人と一番多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の改正（平成18年3月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。
- 法務局・地方法務局では、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 都府県及び政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修・意見交換や国への要望活動を行うとともに、多くの都府県が関係するインターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼などの取組を行っています。

【三重県の状況】（平成26年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとの主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権の視点に立った行政の推進

- ① 県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に人権課題に取り組むことができるよう、市町長をはじめとする市町の幹部や職員などを対象に人権をテーマとしたトップセミナーを地域防災総合事務所・地域活性化局単位等で開催しました。〔市町等トップセミナーなどの開催／地域連携部地域連携総務課、環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ② 市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、研修会の実施や、情報共有を図りました。

今後も、市町と連携を図りながら、課題解決に向け、取組を進めていく必要があります。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕

- ③ 県の行政職員においては、職階に応じた人権研修や人権啓発推進員を対象とした必須研修を実施し、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。

今後も、職員の人権意識を一層高めるため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修を実施していく必要があります。〔人権等研修事業／総務部職員研修センター、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

- ④ 「人権問題に関する県職員意識調査」の結果に基づき、人権研修の見直しを行いました。平成 27 年度は、見直し結果に基づく研修を、着実に実施する必要があります。〔人権問題県職員意識調査／総務部人事課〕
- ⑤ 人権が尊重される社会の実現に向けて、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、今後の人権施策の取組方向等を明確にしていくため、三重県人権施策審議会に「三重県人権施策基本方針の改定」について諮詢しました。審議会をはじめ県民等からの意見等をふまえ、基本方針の改定等に取り組む必要があります。〔三重県人権施策基本方針（第二次改定）等／環境生活部人権課〕

（2）多様な主体と協働で進める推進体制の構築

- ① 三重県人権擁護委員連合会が開催する意見交換会に、県の各関係部局が出席し、それぞれの実施している事業や、近年取組を充実・強化していくことが求められている人権課題について情報共有を行い、意見交換を行いました。今後も、情報共有に努めるとともに、連携を図っていく必要があります。〔県・三重県人権擁護委員連合会意見交換会への参加／関係各部局〕
- ② 各種研修会・会議の開催時や企業、住民組織・NPOなどの団体訪問の際に、「人権施策基本方針（第一次改定）」や「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の趣旨・概要を説明し、周知を図りました。また、「人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を周知するため、啓発用リーフレットの作成や、三重県人権擁護委員連合会への事業委託を通して、県内各地域で啓発に取り組みました。今後も、基本方針や第二次行動プランの周知・広報を行い、さまざまな主体と連携して人権施策を推進していく必要があります。〔関連取組（人権施策基本方針等の県民への周知）／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 〔NPO・団体等〕

（事例1）公益財団法人反差別・人権研究所みえでは、研究者、団体、企業、自治体等と連携を図りながら、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化をめざし、部落問題をはじめとする人権課題についての調査・研究事業や、三重県人権大学講座による研修・育成事業など、さまざまな取組を展開しています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 四日市市では、平成 26 年 10 月に「市民人権意識調査」を実施しました。（対象者 4,000 人）
- 伊賀市では、平成 27 年 1 月に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。（対象者 2,000 人）

■ 今後の取組方向（平成 27 年度以降の取組方向）

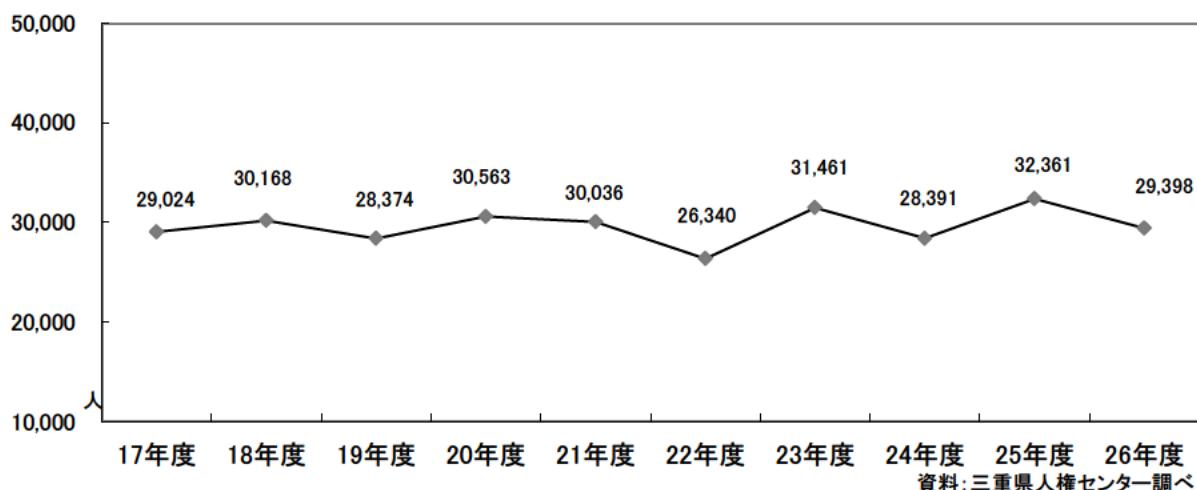
- 国や他の都道府県の動向などの情報収集に努めるとともに、全国人権同和行政促進協議会などの活動を通して、国への要望等の取組を進めていきます。また、三重県人権・同和行政連絡協議会等を通じ、市町との連携の強化を図っていきます。
- 県のあらゆる事業が人権の視点に立って実施されるよう、職員人権研修の効果的な実施に努めます。
- 平成 25 年度に実施した「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をもとに、平成 26 年度に見直した人権研修を着実に実施します。
- 津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会等と県の関係部局が互いに情報共有等を行い、公的機関の機能が相乗的に発揮されるよう、連携の強化を図っていきます。
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて、県事業の取組の結果等を年次報告としてまとめ、広く県民にその内容を周知するとともに、次年度以降の人権施策の推進に生かしていきます。
- 人権をめぐる社会状況の変化や、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に基づく取組状況の検証結果等をふまえ、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定並びに「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の次の新たな行動プラン（仮称）の策定に取り組みます。

(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進

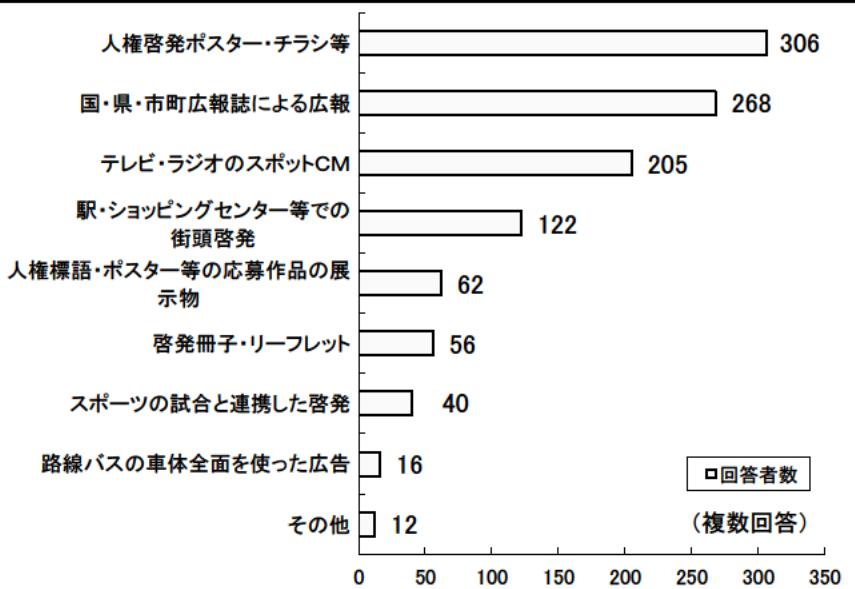
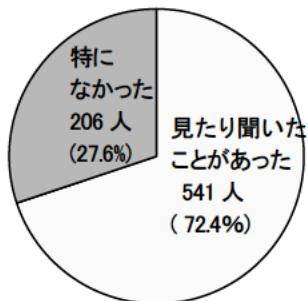
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター来館者数



【関連データ2】人権に関する啓発の機会（三重県）

資料:「人権に関するe-モニターアンケート」(平成26年度)



データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターは、人権尊重の思想を県民に広く普及していくための人権啓発の拠点施設として、平成8年に開設されました。同センターでは、常設展示室、多目的ホール、図書室等の啓発施設を活用するとともに、定期的に企画パネル展示を行うなど、人権啓発に取り組んでおり、年間約3万人の来館者があります。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権啓発について、最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたりしたことがあった方は、541人（72.4%）で、特になかった方は、206人（27.6%）でした。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の改定（平成18年3月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の一週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。
- 人権啓発を効果的に行うため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全ての法務局において構築し、さらにネットワークを市町村レベルにも拡大するため、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。
- 人権啓発活動地域ネットワーク協議会のホームページでは、各都道府県の啓発活動の予定や報告等を紹介しています。
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている、公益財団法人人権教育啓発推進センターは、民間団体としての特性を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターをめざし、人権教育・啓発活動を行う各種団体への支援・連携を図り、広く国民に対し、人権に関する情報提供等の活動を行っています。

【三重県の状況】（平成26年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 三重県人権センターでは、差別が解消され、人権が保障される社会の実現を図るため、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を中心に県広報紙、テレビ・ラジオなどの各種媒体や、三重県人権センターの施設等を活用し、さまざまな機会で、啓発事業を実施しました。

・県民人権講座

同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、「『出会いのなかで得られるもの』～差別の解消に向けて～」等をテーマに県民人権講座を開催しました。

・電波による啓発事業

同和問題をはじめとした人権啓発は身近に感じ取れることが必要であり、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放

映するとともに、人権メッセージを募集し、2,092点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。

・企画パネル展事業

特別企画展「アンネ・フランク 希望の未来」展を開催（夏期）。企画パネル展「現在を学ぼう、未来と出会おう」（差別をなくす強調月間）の開催をはじめ、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展示を実施しました。

・人権フォトコンテスト事業

「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、三重県人権センター及び各県庁舎において展示しました。（応募数409点）

・移動人権啓発事業

幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ、広く呼びかけを行いました（10市町で15回開催）。

また、市町や法務局等と連携した「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においても、啓発活動を行いました。

・街頭啓発事業

市町等と協働して、県内主要駅やショッピングセンターなどにおいて街頭啓発を実施しました。（差別をなくす強調月間）

・人権啓発車内広告事業

近鉄電車及び三重交通バスの車内広告を活用して、県民に少しでも多くの啓発に接していただくため、差別をなくす強調月間中における主な人権啓発イベントの周知を図りました。

・スポーツ組織と連携した啓発

日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。

各地域防災総合事務所・地域活性化局においても、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

機関名	事業概要
桑名地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none">・北勢地域行政職員人権フィールドワーク H26.10.30 参加者31名・人権啓発講演会 H26.11.23 参加者92名 「心のバリアをはずして」 中野佐世子（NHK手話ニュースキャスター/手話通訳士）

四日市地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域ミニ人権大学講座（桑名・鈴鹿地域防災総合事務所共催） H26. 9. 4～10. 16 （全5回） 参加者 延べ 549 名 「インターネットと人権」 中野博章（奈良ふらっと市民会議代表） ほか4講座 ・人権講演会 H27. 1. 24 参加者 160 名 「二つの国のはざまで翻弄され続ける家族」 蓮池 透（北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 元副代表）
鈴鹿地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域人権まちづくりトップセミナー H26. 11. 17 参加者 60 名 「排除・孤立のない人権のまちづくりに向けた人権行政推進の基本認識と課題」 村井 茂（一般財団法人 大阪府人権協会理事長） ・人権啓発講演会（亀山市との共催） H26. 12. 6 参加者 250 名 「ココロとつながる地域づくり～おとなも子どもも輝くために～」 園田雅春（大阪成蹊大学教授）
津地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・津地域防災総合事務所管内「ミニ人権大学講座」 H26. 9. 12～11. 30 （全6回） 参加者 652 名 「子どもの権利と最善の利益」～虐待、いじめ、自殺を防ぐ～ 藤原正範（鈴鹿医療科学大学教授） ほか5講座 ・津地域人権まちづくりトップセミナー H26. 8. 8 参加者 29 名 「不動産と人権を考える」 谷川雅彦（一般財団法人 部落解放・人権研究所所長）
松阪地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪ミニ人権大学講座 H26. 11. 6～12. 4 （全4回） 参加者 394 名 「高齢者の人権を守るには」 黒田研二（関西大学人間健康学部教授） ほか3講座 ・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー H26. 11. 4 参加者 99 名 「高齢者の人権は守られているか」 重野 勉（前桃山学院大学社会学部社会福祉実習室長・社会福祉法人ポポロの会総合施設長） ・出前人権講座 H27. 1. 9 参加者 80 名 「多文化共生社会に求められるもの～今わたしたちにできることは～」 榎井 縁（大阪大学特任准教授）

南勢志摩地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> ・南勢志摩地域人権啓発講座（人権問題懇話会） H26. 6. 16 参加者 60 名 「障がいのある人への差別を解消する法律の制定の意義」 荒川哲郎（三重大学特任教授） ・南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー） H26. 8. 28～10. 1（全4回） 参加者 340 名 「高齢者の人権」 泉 美幸（HEART TO HEART 理事） ほか3講座 ・人権出前講座 H26. 12. 20、H27. 1. 23、H27. 2. 20 参加者 113 名 「権利擁護」 市川知律（社会福祉士） ほか
伊賀地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域ミニ人権大学講座（各関係団体・機関共催） H26. 6. 7～H27. 3. 1 期間中 16 講座 参加者 2,098 名 「障がいのある人の人権 ～当たり前に地域で暮らすために～」 杉田 宏（NPO法人 ステップワン） ほか 15 講座 ・伊賀地域人権まちづくりトップセミナー H27. 2. 10 参加者 108 名 「男女共同参画～自分らしく働き続けるために～」 白井 文（一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 理事） ・伊賀地域インターネット差別事象分析調査研究事業 H26. 4. 23～H27. 3. 27 参加者 144 名 ・伊賀地域人権関係NPO等協働支援事業 H27. 3. 13 参加者 62 名 パネルディスカッション「ママ友から『マダムバタフライ』へ」
紀北地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（紀南地域活性化局と共催） H26. 10. 17～12. 16 （うち紀北管内開催4回） 参加者 279 名 「同和問題」 伊藤訓之（曹洞宗大泉寺住職） ほか 3 講座 ・人権トップセミナー H26. 11. 14 参加者 44 名 「組織と人権～ISO26000 が求めるもの～」 松岡秀紀（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター嘱託研究員 京都 CSR 推進協議会事務局長） ・みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成
紀南地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州ミニ人権大学講座（紀北地域活性化局共催） H26. 10. 17～12. 16（内紀南管内開催4回） 参加者 153 名 「高齢者の人権」

	<p>大谷 徹(公益財団法人 反差別・人権研究所みえ事務局長) ほか3講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀南地区人権トップセミナー H27. 2. 16 参加者 26 名 「みんなで考えよう～女性の人権～」 三輪真裕美(公益財団法人 反差別・人権研究所みえ研究員) ・出前人権講座 H27. 2. 18 参加者 60 名 「みつめてみよう身のまわりの人権～『障がい者の人権』を中心 に考える～」 池田かおり(公益財団法人 反差別・人権研究所みえ研究員) ・人権ポスターの募集、啓発ツールの作成 人権ポスターを募集し、ポスターを活用してカレンダーを作成、 配布
--	--

各市町での啓発事業の実施状況をふまえて、事業内容を工夫していく必要があります。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

② 県民の人権意識の高揚を図るため、県広報紙「県政だより みえ」で連載「シリーズ人権」のコーナーを設け、継続して啓発に取り組みました。

また、「差別をなくす強調月間」にちなんで、平成 26 年 11 月号では特集「誰もが『ありのままで』暮らせる三重に！」と題し、誰もが知らず知らずのうちに持ってしまうことのある差別につながる誤った予断や偏見、それらに気づくためのさまざまな機会等について紹介しました。

今後とも身近なテーマや取組を紹介するなど、読者に共感いただけるような工夫が必要です。〔県政だより事業／戦略企画部広聴広報課〕

(2) 多様な主体との協働による啓発活動の推進

① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 59 名／30 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 60 名／42 社・団体）を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

② 三重県人権擁護委員連合会へ委託し、人権に関する紙芝居や手作りの人形など工夫を凝らした啓発資材による親しみやすい啓発活動を幼稚園、保育所、小学校、高齢者施設等で 385 回実施しました。〔地域に密着した普及啓発事業／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）県との「連携と協力による包括協定」に基づいて、三重県人権センターの移動人権啓発事業に協力している企業があります。

その企業は、経営しているショッピングセンター内のスペースの一部を、啓発コーナーとして提供しています。三重県人権センターは、そのコーナーで啓発パネル等を掲示したり、アンケートを実施したりして啓発活動を行いました。その結果、普段、人権啓発に接する機会の少ない方々にも、広く呼びかけを行うことができました。

○〔NPO・団体等〕

（事例1）難病の患者自身が主体となって、体験したことや情報の発信・交換、さまざまなレクリエーションを通したふれあいに取り組んでいる団体があります。

（事例2）地元のケーブルテレビに、認知症への正しい理解を図ることを目的に1日8回、4週間啓発番組を放映している団体があります。グループ内で、認知症に対する「好ましくない対応の仕方、好ましい対応の仕方」を寸劇化し、自分たちで出演して番組化しています。

（事例3）児童生徒が相談しやすくなるように、教職員が性的マイノリティについて学べる冊子やDVDの作成等の計画や講演、保護者・学生・企業等を対象にした研修会を計画している団体があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none">・人権・同和問題学習講座 H26. 9. 4～10. 4 計6講座 参加者 延べ232名 「人権尊重の町をめざして～「気づき」を行動に～ 前川正和（同和問題津市人権・同和教育研究協議会 研修啓発局長） ほか5講座・人権講演会 H26. 10. 17 参加者140名 人権一人芝居「母さん笑って」 若木志帆（俳優）・人権フェスタ in くわな 人権講演会 H26. 11. 24 参加者411名 「橋はかかる～差別のない世の中をめざして～」 村崎太郎（猿回し師）・人権啓発物品作成・配布（随時）
いなべ市	<ul style="list-style-type: none">・いなべ市民人権フェスティバル H26. 12. 7 参加者 延べ650名

	<p>「だってだってのおばあさん」 劇団うりんこ 講演会「女として、男として」 室井佑月（小説家・タレント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画会 H26. 7. 12～10. 11 計4回 参加者 1,035名 「3. 11 とびだす 100通りのありがとう」ほか3作品 ・人権啓発物品作成・配布（人権フェスティバル会場等） ・人権の花運動 東藤原小学校
木曽岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27. 1. 25 参加者 98名 「まずは気づく事が・・・笑いがつなぐ人権の輪」 桂 蝶六（落語家）
東員町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 12. 7 参加者 262名 「取材現場から見えてきた子どもの人権」 阿部祐二（テレビリポーター） ・人権講演会 H27. 2. 28 参加者 64名 「第2の人生の過ごし方」 柏木はるみ（フレンテみえ専属講師） ・人権標語コンクール H26. 12. 7 標語取組 703名
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・じんけんフェスタ 2014 H26. 12. 7 参加者 5,805名 ・人権週間記念講演会 「みんなちがって みんないい」 乙武洋匡（作家） ・映画「くじけないで」上映 ・人権啓発リーダー養成事業 よっかいち人権大学あすてっぷ8回講座、ステップアップ講座4回講座 参加者 延べ 2,752名 ・学習機会提供事業 <ul style="list-style-type: none"> デートDV予防教育 10回実施 参加者 延べ 1,919名 映画「少女は自転車に乗って」上映 参加者 396名 自己尊重講座「女性のための自己尊重・表現を学ぶ」 参加者 86名 DV防止講演会「STOP！デートDV～防止のための基礎講座～」 参加者 51名 ・人権教育・啓発推進プログラム事業 ・人権の花運動 内部東小学校

菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H26.10.19、12.5） ・人権講演会&映画上映 H27.3.21 参加者150名 「出会いこそ宝、人のご縁ででっかく生きろ」 中村文昭（有限会社クロフネカンパニー 代表取締役社長） 映画「何のために」上映 ・外国人差別をなくす国際交流事業 異国文化とふれあい H26.5.14～H27.3.11 計6回開催 参加者70名
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26.11.24 参加者230名 「生まれながら生まれ変わる」 米良美一（歌手）
川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H26.12.4） ・男女共同参画連携映画祭 H26.6.8 参加者497人 映画「ペコロスの母に会いに行く」上映 ・参加型人権学習会 H26.11.19～11.28 計5講座 参加者136名 「気づきからはじめよう～今、「人権」について考える～」 町内5地区の公民館（町内10地区のうち、5地区ずつ隔年実施） 三輪真裕美（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ研究員）
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権と平和を考える市民のつどい H26.7.27 参加者514名 映画会「アンネの日記」 ・人権フェスタ in すずか H26.12.6 参加者188名 「明日ある、今日生きる」 伊藤智也（元プロ車いすランナー） ・啓発手帳の作成・配布（H26.12.19～）
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学生 夏休み課題として「人権ポスター」の取組 ・「ヒューマンフェスタ in 亀山」 H26.12.6 参加者400名 人権展示ブース、人権作文発表（中学生・高校生） 「ココロと心つながる地域づくり～おとなも子どもも輝くために～」 園田雅春（大阪成蹊大学 教授） ・人権啓発物品作成・配布等（H26.12.5、12.6）
津市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講演会 H26.7.4～H27.2.14 計4講座 参加者 延べ1,256名 「子どもの危機、この国の危機」 柳田邦男（ノンフィクション作家・評論家）ほか3講座

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民人権講座（津地域） <p>H26. 8. 5～8. 27 計6講座 参加者 延べ 298 名 「災害と人権」 松村元樹（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員） ほか5講座</p> ・市民人権講座（安芸地域） <p>H26. 7. 26～H27. 3. 10 計8講座 参加者 延べ 352 名 「子どもの人権」 鍵山雅夫（養護施設里山学園院長）ほか7講座</p> ・市民人権講座（久居・一志地域） <p>H26. 8. 21～9. 24 計6講座 参加者 延べ 245 名 「部落差別の解決をめざして」 原田朋記（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員） ほか5講座</p> ・人権教育講演会 <p>H26. 5. 9～H27. 3. 28 計52講座 参加者 延べ 4,436 名 「インターネットと人権」ほか51講座</p> ・人権出前講座 <p>H26. 5. 21～H27. 3. 18 計67講座 参加者 延べ 2,207 名 人権ワークショップ「あたたかいつながりを」ほか66講座</p> ・人権人形劇 <p>H27. 2. 16～3. 3 計10回 「ジョニーとみず泥棒」ほか9回</p> ・人権啓発物品作成・配布（H26. 12） ・人権の花運動 辰水小学校
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発強調月間（H26. 6. 1～6. 30） <p>街頭啓発、人権パネル展 講演会 H26. 6. 22 参加者 500 名 「がんばらない」けど「あきらめない」～命を支えるということ～ 鎌田 實（医師・作家）</p> ・人権文化フェスティバル松阪 <p>H26. 12. 7 参加者 420 名 人権啓発映画会 「そして父になる」</p> ・人権図画ポスター表彰 ・人権関係職員等養成講座 <p>H26. 8. 21～9. 18 計10講座 参加者 延べ 265 名</p> ・人権文化フォーラム 参加者 282 名 <p>H26. 8. 26～H27. 2. 23</p>

	<p>「少子高齢化社会における高齢者の人権について」ほか8講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発資料作成 冊子（あつ そうか！人権） ・人権の花運動 米ノ庄小学校
多気町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26.12.7 参加者150名 「自立して生きるということ」 吉永みち子（ノンフィクション作家） ・男女共同参画情報誌「きらきら」発行
明和町	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と人権のまちづくり講演会 H26.12.7 参加者200名 「大爆笑！征平の挑戦」 桑原征平（元関西テレビアナウンサー） ・街頭啓発活動（斎王まつり ほか）
大台町	<ul style="list-style-type: none"> ・映画上映 H26.11.30 参加者205名 「お兄ちゃんのハナビ」
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民の集い H26.7.30 参加者400名 「出会いの人生から学んだこと」 菊地幸夫（弁護士） ・人権講演会 H26.12.13 参加者270名 トークショー「愛・平和・パッチギ！」 話し手・井筒和幸 聞き手・中野涼子 ・いせ人権フェスタ on バレンタイン H27.2.14 参加者 約1,300名 演劇、演奏、パネル展示、ワークショップ等 ・人権啓発物品作成・配布等 公共施設、文化祭、人権啓発講座等で配布 ・人権啓発パネル展（市役所市民ホール、各総合支所） H26.11.11～H26.11.25 ・人権週間初日街頭啓発（イオン伊勢店ほか7か所） H26.12.4 ・障害者週間初日街頭啓発（宇治山田駅、伊勢市駅） H26.12.3 ・障害者週間事業 H26.12.3～12.9 市役所市民ホール等で福祉協力校活動発表の掲示、障がい者が作成した陶芸作品の展示等を実施 ・伊勢市障がい者フェスティバル H26.12.6

	<p>和太鼓けやきによる演奏 人権講演会 「大笑いゼーションでノーマライゼーション」 桂 福点（全盲の落語家）</p> <p>障害者施設自主製品等の展示及び販売 障害者雇用に取り組む飲食店によるうどん販売 相談コーナー 福祉協力校の活動発表、施設紹介</p>
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 11. 29 参加者 50 名 「笑って 笑って お元気に」 笑福亭学光（落語家） ・人権講演会 H27. 2. 6 参加者 22 名 「災害と人権」 松村元樹（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員） ・街頭啓発活動（鳥羽駅 ほか） ・人権作品展（市内小中学校より募集 212 点）市内ショッピングセンター展示
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民のつどい H26. 10. 24 参加者 120 名 「阿波のでこまわし」 阿波木偶箱まわし保存会 安乗人形芝居保存会 ・街頭啓発活動（H26. 10. 3、H26. 10. 24、H26. 11. 12）
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ・トーク＆コンサート H26. 11. 9 参加者 250 名 エスペランサ ・街頭啓発活動
度会町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 11. 7 参加者 130 名 「報道と人権」～情報化社会に生きる～ 杉尾秀哉（TBS テレビ解説者）
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発推進事業講演会 H26. 8. 31 参加者 303 名 「差別のない社会をめざして」～私の取材手帳から～ 桑原征平（元関西テレビアナウンサー） ・町民人権講座（贊浦） H27. 1. 29 参加者 20 名 「住民同士が支えあう絆づくりのヒントを探る」 金 憲裕（NPO 法人市民社会研究所副代表）

大紀町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大紀ふれあいまつり H26. 11. 30 エコバッグ配布 ・ 人権の花運動 大紀小学校
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上野エリア人権モデル地区別懇談会 参加者 延べ 474 名 ・ 人権・同和問題地区別懇談会 参加者 延べ 179 名 ・ 2014 しまがはら人権フェスティバル講演会 H26. 7. 15 参加者 96 名 「ネットモラルと人権～現実世界と仮想空間の間で起こるモラルハザード」 中村尚生（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員） ・ ひゆ一まんフェスタ 2014 H26. 9. 7 参加者 580 名 「語り伝えるヒロシマ・ナガサキ」 安斎育郎（安斎化学・平和事務所所長） ・ 同和問題講演会 H26. 8. 30 参加者 245 名 「橋はかかる～被差別部落に生まれ育って～」 村崎太郎（猿回し師） ・ 部落解放・人権大学講座 H26. 8. 22～H27. 1. 30 参加者 65 名 「おとの学び～部落差別をなくす主体者として～」 本江優子（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員）ほか ・ 地区人権啓発草の根運動推進会議講演会 H26. 6. 1～H27. 3. 18 計 21 地区 参加者 延べ 2,400 名 「壮大な宇宙を体験しましょう」 松浦真弓 ほか 20 講演 ・ 阿山地区人権フェスティバル 2014 講演会 H26. 11. 15 参加者 231 名 「互いを活かし、共に生きる」 田中ゆか&伊藤ひろし ・ いがまち差別をなくす強調月間講演会 H26. 11. 21 ほか 参加者 延べ 748 名 「部落差別」の課題は何を問うているのか？ 池田 徹（桑名市西恩寺住職）ほか ・ 2014 しまがはら人権のつどい講演会 H26. 11. 22 参加者 86 名 「差別意識を考える～その謎解き旅～」 大寺和男（奈良県人権教育推進協議会） ・ おおやまだ人権フェスティバル 2014 H26. 11. 30 参加者 150 名

	<p>「太鼓演奏・講演」 太鼓集団疾風（K A Z E）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014 人権のつどい講演会 H26. 12. 13 参加者 308 名 「講演ライブ～心の授業～」 J E R R Y B E A N S ・人権を考える市民の集い H26. 12. 7 参加者 745 名 「心が教えてくれたこと」 小西達也 ・人権啓発作品集作成 ・街頭啓発活動（各地区講演会 ほか） ・人権の花運動 花垣小学校
名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習会 H27. 1. 25 参加者 140 名 「男女共同参画、三重大学の挑戦～明日の名張のために～」 朴 恵淑（三重大学理事・副学長） ・人権啓発資料作成 冊子「人権尊重を暮らしのなかに（2014 年版） 人権 PB⑯「東日本大震災と人権」 「人権ア・ラ・カルト」（2014 年版） ・三重県内男女共同参画連携映画祭「そして父になる」 H26. 6. 22 参加者 221 名 ・人権ワークショップ・ステップアップ講座 ①H26. 8. 21 ベーシック編 参加者 64 名 ②H26. 8. 26 マスター編 参加者 33 名 幸田英二（人権ワークショップ研究会代表） ・人権相談力アップ研修会（共催事業） H26. 10. 3 参加者 57 名 「外国人の暮らしと事例から学ぶ人権」 和田京子（N P O 法人 伊賀の伝丸 代表理事） ・人権啓発まちづくりリーダー養成講座 H26. 12. 20 参加者 15 名 「これ 知っとこ！ 学びの場」 ・市民文化講座 H26. 7. 13 参加者 65 名 「J E R R Y B E A N S の告白」 ・人権啓発企業研修会 H26. 10. 28 参加者 68 名 「一人ひとりが主人公 『知的障がい者が企業で働く』」

	<p>中堀良子（ブリヂストンケミテック株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 66 回 人権週間 街頭啓発 H26. 12. 4 市内 13 か所 啓発物品配布 ・第 66 回 人権週間行事 ふれ愛コンサート H26. 12. 7 参加者約 600 名 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 部 人権作品の表彰及び人権作文朗読発表 第 2 部 歌う。尼さん やなせ なな 「生と死をみつける癒しの歌」 ・第 34 回比奈知地区文化祭 H26. 12. 13、12. 14 ・第 38 回一ノ井解放文化祭 H27. 2. 14、2. 15
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 5. 20 参加者 250 名 <ul style="list-style-type: none"> 「笑顔の戦士～生きているって幸せ～」 道志真弓（元フリーアナウンサー 元熊本市人権教育講師）
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品の配布、人権キャラクターの着ぐるみでの啓発活動（きほく燈籠祭会場内）H26. 7. 26 ・街頭啓発活動 啓発物品の配布等（町内スーパー等） H26. 12. 5
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 10. 30 参加者 40 名 <ul style="list-style-type: none"> 「ネット社会を生き抜く力」 永坂武城（一般社団法人 情報教育研究所 代表理事） ・街頭啓発活動（スーパー・マーケット ほか）
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27. 2. 3 参加者 200 名 <ul style="list-style-type: none"> 「差別と戦争をなくすために」一人芝居を含む 有馬理恵 ・講演会 H27. 3. 4 参加者 59 名 <ul style="list-style-type: none"> 「お互いを認め合う『絵本コーチングを』を通じて」 坂元誉子（絵本コーチング事務局） ・人権の花運動 御浜小学校
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27. 3. 26 参加者 250 名 <ul style="list-style-type: none"> 「あってはいけない違い、なくてはならない個性～次世代につなぐ人権のバトン」 ジェフ・バークランド（京都外国語大学教授）

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

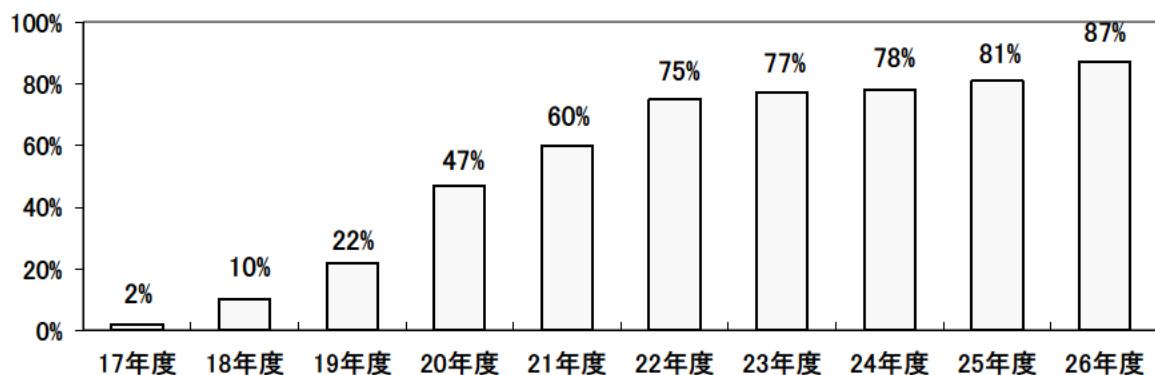
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権啓発の推進について、さまざまな主体と連携を図り、さまざまな人権課題に対し、啓発活動をより一層推進していきます。啓発活動の推進にあたっては、今後も、「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、啓発の対象を明確にした、心に響く手法等を工夫をしていきます。
- 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターにおいて、常設展示や図書室などの機能を有効活用した啓発を推進するとともに、人権ポスターや人権メッセージの募集など、大人から子どもまで各年齢層に応じた多様な手法による啓発活動を推進していきます。
また、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、県内各地域の特性を生かした人権啓発活動を推進します。
- テレビ・ラジオ等のメディアの活用や電車・バス内における車内広告の活用など多様な手法で啓発を行います。また、スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等の親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。さらに、今まで人権啓発に接したことのなかった県民に人権啓発を届ける目的で商業施設や地域のイベントでの移動人権啓発等を実施します。
- 人権啓発事業の実施にあたっては、人権問題に関する県民意識調査結果をふまえ、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するなど、啓発の手法について工夫をしていきます。

(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権教育の推進

■ データからみた状況

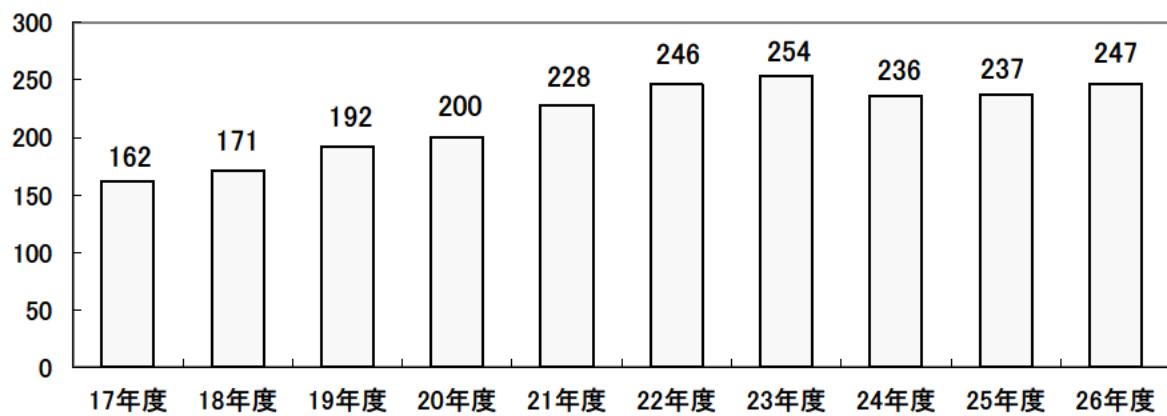
【関連データ1】「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことをめざして、各中学校区及び県立学校に設置された協議会

資料：三重県教育委員会調べ

【関連データ2】人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数



資料：三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

【関連データ1】学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動などの人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は着実に増えました。

【関連データ2】人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として、人権問題に取り組む児童生徒たちが、中学校や高等学校を中心に多くの学校のサークルの中で活動しました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成 12 年 12 月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成 23 年 4 月）
- 「三重県教育ビジョン」の策定（平成 22 年 12 月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成 21 年 2 月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成 22 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を 2005（平成 17）年からスタートさせ、その第一段階として、2005（平成 17）年から 2009（平成 21）年まで、初等・中等学校における人権教育に、また、2010（平成 22）年から 2014（平成 26）年までを第二段階として、高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育にそれぞれ取り組んできました。2015（平成 27）年から 2019（平成 31）年までの第三段階では、これまでの二つの段階における取組を強化しつつ、メディア従事者及びジャーナリストに対する人権教育を促進するとしています。
- 国においては、平成 14 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。しかし、依然としてさまざまな人権問題が生じています。
- 国はこうした現状をふまえ、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、平成 16 年から平成 20 年にかけ、3 次にわたる取りまとめを公表しました。
その取りまとめに基づき、文部科学省は平成 21 年と平成 25 年の 2 回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表しました。また、人権教育に関する特色ある実践事例を、ウェブサイトにて紹介しています。

【三重県の状況】（平成 26 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権教育カリキュラム、教材、手法の開発

- ① 県内全ての学校において人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、各学校の管理職や人権教育担当者に対して、人権教育カリキュラムの目的や意義について発信しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ② 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」の活用促進を図るために教職員対象の連続講座を実施しました。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

(2) 人材の養成と活用

- ① 県立学校及び小中学校の管理職を対象とした研修会と人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会をそれぞれ実施し、人権教育を推進するリーダーとしての役割を周知するとともに、人権感覚あふれる学校づくりについて先進事例から学ぶ機会をもちました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 自主的学習の促進

- ① 県内6地区において、県立学校で取り組まれている人権学習について実践研究校を含む7校が取組の成果を発表し、それを受け、生徒及び教員が意見交流を行う「人権まなびの発表会」を開催しました。今後も、各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(4) 学校教育における人権教育の推進

- ① 指導主事が、各市町教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの検討、授業内容の改善・充実への助言等に取り組みました。

今後も、市町教育委員会との連携をさらに深め、各地域の実態に応じた支援を行っていく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 児童生徒の主体的・実践的な人権学習の充実や教育的に不利な環境のもとにある児童生徒の学力を向上させることで、全ての児童生徒の学力・進路を保障する取組の充実をめざし、大学の研究者等と連携して実践研究に取り組みました。今後は、人権学習指導資料の活用促進を図るとともに、大学等の研究者と連携した実践的研究等を行い、それらの取組や成果を広く県内に公開、発信する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(5) 社会教育における人権教育の推進

- ① 県内29市町に対し人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 市町人権教育主管課長会議(2回)と市町人権教育担当者会議(2回)を開催し、市町教育委員会と人権教育の総合的な推進について、情報共有を行いました。

これからも、県全体の人権教育の方向性を示し、県内の人権教育の課題や市町のニーズに合わせた会議内容を設定していく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 子どもの課題解決を図るため、学校・家庭・地域が一体となった活動を創出する地域連携の仕組みとして、中学校区人権教育推進協議会を基盤とした「子ども支援ネットワーク」(注)のモデルを県内11中学校区に構築しました。今後は、県内全ての中学校区において「子ども支援ネットワーク」が構築されるよう、モデル中学校区の具体的な取組の周知を図るとともに、さらに市町教育委員会と連携していく必要があります。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

(6) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人

権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 59 名／30 社・団体）と「三重県人権啓発懇話会講演会」（参加者 60 名／42 社・団体）を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ② 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底などの人権啓発に努めました。

事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していく必要があります。

また、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

（7）人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 教職員が人権問題についての認識を深め、全ての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。

今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るために研修を実施していくことが必要です。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。

今後も、保健、福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／健康福祉部健康福祉総務課〕

（8）人権課題に応じた人権教育の推進

- ① 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や実践事例集などの作成をとおして、学校における「個別的な人権問題に対する取組」の推進を図りました。

今後は、人権学習指導資料等を有効活用しながら、子どもや地域の実態に応じた特色ある実践が行われるよう支援をしていく必要があります。〔学校教育研修事業・実践研究事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画、毎月1回の職場内懇談会の時間における人権研修に取り組んでいる企業があります。また、社内の各フロアに1名の「生き活き職場推進員」を任命し、1年間の任期中に計4回の研修を実施することで人材育成や人権意識高揚を図っている企業があります。「生き活き職場推進員」は年4回の人権・ハラスメント研修を実施し、「人権メールマガジン」の発行も担っています。

(事例2) 新店舗の開設時に、社員全員に対する研修として、社外講師による同和問題をテーマにした一斉研修を実施している企業があります。

(事例3) 顧客が安心してサービスを利用できるよう、セクシャル・ハラスメントに関する研修、人権標語・論文・ポスターの募集をすることで社員の意識を高めている企業があります。

○ 〔NPO・団体等〕

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会が主催する「三重県人権・同和教育研究大会」には県内各地より地域住民、教職員、行政職員等、2日間で5,300名を超える参加があり、先進的・具体的な教育実践について「学びあい」が行われました。

(事例2) 高齢者に対しての偏見をなくしていくため、学校からの依頼に応じ、小学校6年生を対象にキッズサポーター養成講座を開催している団体があります。

○ 〔住民組織〕

(事例1) ケータイ・スマートフォンに関わる人権問題について、公務員、教員、保育士を対象に、ネットいじめ防止プログラムやスマートフォンの実体験講座に取り組んでいる組織があります。

(事例2) 性の発達と自立、子どもの発達障がい、命の授業を通して、子ども、大人の自尊感情を育んでいる団体があります。

(事例3) 自殺防止のための傾聴ボランティアの育成をめざし、技術の向上や、自分自身の価値観や感情をみつめる研修を開催している団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 亀山市では、各中学校区において県教育委員会の事業等を活用し、教育的に不利な環境にある児童生徒の自尊感情や学習意欲の向上を図るために、地域連携の仕組みとしてネットワークづくりの構築に取り組みました。また、井田川小学校では、人権教育を系統的に進めるために、子どもの発達段階に応じたカリキュラムを作成しました。

○ 津市では、全ての中学校区において「子ども人権フォーラム」が開催されました。また、平成28年度末までの完成をめざし、全ての中学校区において地域課題の解決に向けて系統立てた9年間の人権教育カリキュラムの作成をスタートさせました。

○ 伊賀市の中学校区では、文部科学省事業等を活用し、人権教育を総合的・系統的に進めるための人権教育カリキュラムを作成し、小中学校9年間の見通しを持った人権感覚あふれる学校づくりを進めました。

○ 尾鷲市では、学校・家庭・地域が連携して親子学習会や中学校区人権フェスタなどの活動に取り組むことで、子どもの自尊感情や学習意欲の向上がみられました。また、「将来は地元に住みたい」という子どもの割合が増加しました。

■ 今後の取組方向（平成 27 年度以降の取組方向）

- 学校教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育て、一人ひとりの自己実現を可能にする人権教育に取り組みます。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習教材や人権学習指導資料の活用促進や開発、人権教育カリキュラムの研究、実践事例の提示などを進め、より実践的な研修を実施していきます。
- 人権尊重の地域づくりにおいては、市町教育委員会をはじめ各実施主体がその担うべき役割をふまえ、いじめなど子どもたちを取り巻く課題の解決やその未然防止を図るための仕組みづくりやその要となる人材の育成を図ります。

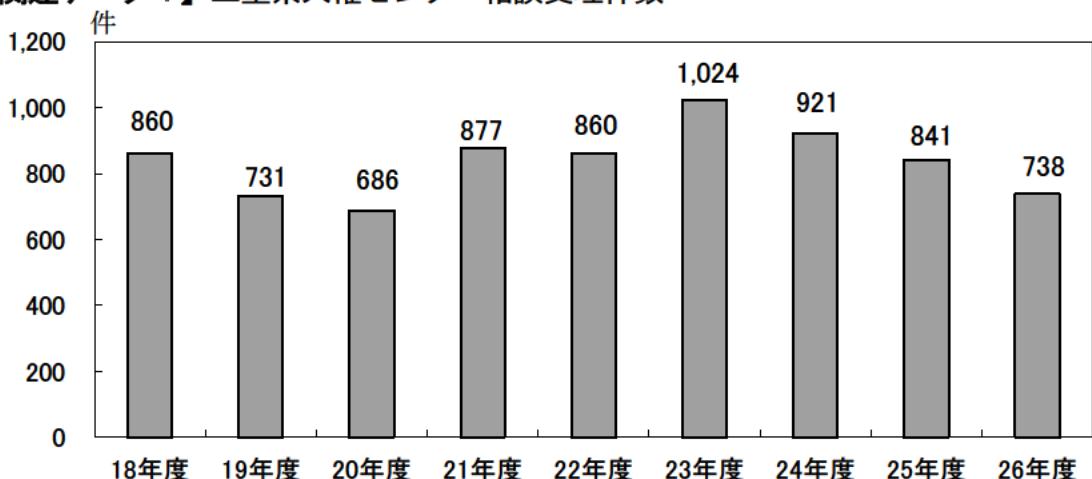
注) 子ども支援ネットワーク

いじめなどによって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

相談体制の充実

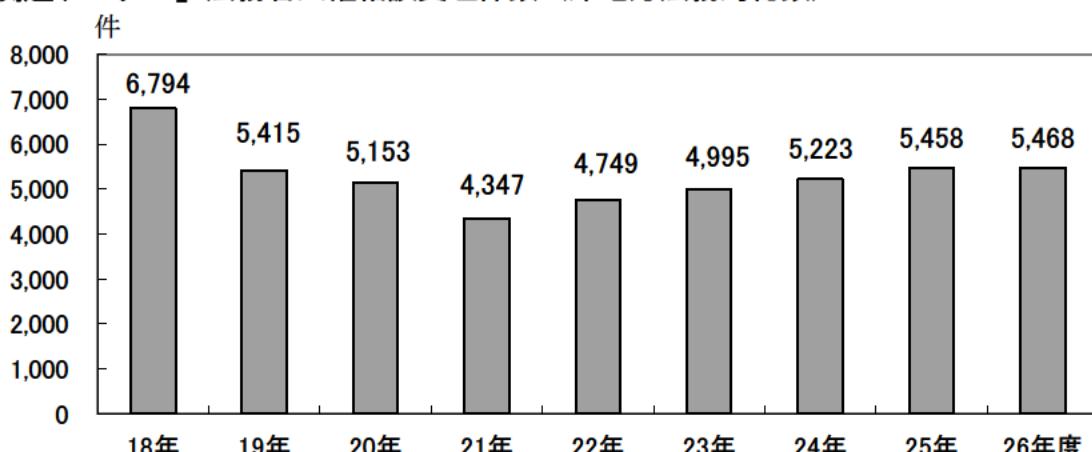
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター相談受理件数



資料:三重県人権センター調べ

【関連データ2】法務省人権相談受理件数（津地方法務局総数）



資料:「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」(法務省)

データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターでは、複雑・多様化するさまざまな人権問題の相談に応じています。平成26年度には738件の相談があり、平成25年度から103件減少しています。近年、心の問題に関する相談の占める割合が高くなっています。

【関連データ2】平成26年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受理件数は、5,468件（職員取扱1,853件、人権擁護委員取扱3,615件）でした。

各種の専門相談機関が設置され、課題に応じた相談体制が整う中で人権相談件数が減少傾向にありましたが、社会的不安の高まりからここ数年、増加傾向に転じています。

【関係法令等の動き】

- 「人権擁護委員法」の制定（昭和 24 年 6 月施行）
- 「人権救済制度の在り方について（答申）」（平成 13 年 5 月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成 9 年 10 月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の各市町村（東京都においては区）に約 14,000 名〔三重県：257 名（平成 27 年 1 月現在）〕の人権擁護委員が配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民からの人権相談を受けたりするなど、積極的な活動を行っています。

また、いじめ、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。

これらに加え、いわゆるヘイトスピーチに対処するため、平成 27 年 1 月より従前の相談窓口の中でヘイトスピーチに関する相談を強化しました。また、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を特定の法務局において曜日を指定して開設し、相談に応じています。

- 法務省の人権擁護機関では、高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組をさらに強化するため、平成 26 年度は 9 月 8 日～14 日までの 7 日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しました。期間中は、法務局・地方法務局の本局において、平日の電話受付時間を延長し、また、土曜日・日曜日も電話による相談を受けました。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共に電話による相談窓口を開設しています。
- 民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき、法テラス（日本司法支援センター）が設立され、法的トラブル解決のための総合案内所として相談を受けています。

【三重県の状況】（平成 26 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）相談窓口の広報と充実

- ① 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、

相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ② 県内には 38 館の隣保館が設置され、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関する相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな相談援助活動を実施していくよう、引き続き支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ③ 児童虐待の一因となる若年者の予期せぬ妊娠について、専用電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を平成 24 年 11 月に開設し、児童虐待の未然防止に努めています。平成 26 年度は、学校、図書館、コンビニエンスストア、病院等にカードやチラシの配布等を行い、72 件の相談がありました。〔若年層における児童虐待予防事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ④ いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知を図るため、児童生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を配布しました。〔生徒指導・進路指導総合連携事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑤ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに「体罰に関する電話相談窓口」を設置しています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ⑥ いじめ問題に対する早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、「いじめ」に関する電話相談を実施しています。平成 26 年度は 168 件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕

(2) 関係機関とのネットワーク

- ① 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 19 相談機関）を開催しています。
さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ② 「人権に係わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。
さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 児童虐待防止に向け、全ての市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化を支援しました。引き続き市町の実情に応じた支援を行い、県全体の相談体制の強化を図っていく必要があります。〔市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

(3) 相談体制づくり

① 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に係わる相談員スキルアップ講座（17講座等）」を開催し、延べ1,191名の参加者がありました。

今後とも、各種相談担当職員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

② 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、事件・事故等の被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口に、派遣警察官及び上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員17名が支援活動を行っています。

被害者のニーズは多岐にわたることから、今後も継続した研修を行い、支援に当たるボランティア支援員等のさらなる技能の向上を図る必要があります。〔犯罪被害者支援体制の整備／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）母子の健全育成をサポートするため、助産師や看護師、心理カウンセラー、小児科医師などのスタッフによる子育てに関する電話相談や出張相談に取り組んでいる団体があります。

（事例2）18歳までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して、子どもの悩みや相談に応え励ますなど、子どもが自身をエンパワーメント（注）し、権利の主体者として自己決定等の保障をめざして取り組んでいる団体があります。

（事例3）「性同一性障害」について知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した個人相談に取り組んでいる団体があります。

（事例4）DV被害者を支援するため、専門相談員を配置し電話相談等を行うとともに、予防教育や心理的ケア等に係る講座を開催し、DV啓発事業に取り組んでいる団体があります。

（事例5）外国人との共生が地域づくりに欠かせない課題となってきている中で、日本で暮らす外国人に、住居や雇用、教育、医療などに関する悩みに応えたり、事故や自動車保険などの具体的な手続きの仕方について対応したりすることを通して、外国人住民が安心して暮らすことができるよう取り組んでいる団体があります

（事例6）難病患者同士や家族同士が悩みを話したり相談ができるように、ピア・サポート（注）や会員相互の交流会・相談会などを開催している団体があります。

○ 〔学校〕

(事例1) ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 人権擁護委員による「特設人権相談」が、県内各地域の公共施設等において実施されています。
なお、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施しています。地域住民に対して、人権に関わる相談、生活上の相談等に応じて適切に助言し、相談の結果必要に応じて関係行政機関・社会福祉施設等に連絡・紹介を行い、適切な支援を行っています。
- 伊賀市では、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、平成24年9月に「学校いじめ問題相談員」を設置しました。市教育委員会から委嘱された学校評議員、学校評価委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等が対応にあたっています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりをめざして、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークを充実させるとともに、各種機関の相談員等の資質や専門性の向上を目的とした研修を実施します。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内など、相談に係わる取組の周知方法について工夫していきます。
- 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言をふまえ、児童相談所の組織を強化し、法的対応やリスクマネジメントの向上を図るとともに、市町の児童相談体制の強化の取組を支援し、県全体の相談対応力の強化をめざします。
- 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口を設置し、各地域の産婦人科の連携病院の協力による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談などの総合的な支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図る「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営していきます。

注) エンパワーメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

注) ピア・サポート

同じ課題や不安などを共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ③

団体・企業名	国際ビフレンダーズ 熊野自殺防止センター
関連する県の 人権施策	人権施策301 相談体制の充実
まとめ	○ 一人ひとりが抱える悩みや問題について、事実に基づいた言葉で出来事を整理し、そのことを他人に話したときに受容された経験は、その人に元気ややる気を持たせ、前向きな生活を切りひらくことにつながります。

1. 「国際ビフレンダーズ熊野自殺防止センター」について

国際ビフレンダーズ熊野自殺防止センターは、自殺防止を目的に、「死にたい」という気持ちに耳を傾ける電話相談を行っています。国際ビフレンダーズの名前で活動しているのは、国内で6か所です。この活動はイギリスから始まり、いまでは40か国に広まっています。「ビフレンダーズ」とは、電話をかけてきた人と友だちになろうという意味です。

電話相談は、毎週金曜日に19時から23時まで、5名のボランティアが2台の電話で応対しています(平成27年3月末まで)。死にたい気持ちや誰にも言えない本音を、安心して打ち明けてもらえるようにしてきました。年一回の自殺予防講演会の開催、地元新聞の広告での相談活動の告知を行っています。

2. 取り組むきっかけと活動について

代表の西さんは、2005年頃、東京で暮らしていました。日本の自殺者が3万人ほどいることを知り、何とかできないかと考えるようになりました。そんな折、東京自殺防止センターでボランティアを募集していることを知り、講座や研修に取り組みました。

2007年に西さんは、地元に帰って活動を始めました。地元では、ボランティアの育成をめざした講座や研修を開催しました。内容は、応対者の傾聴技術の向上や、自分自身の価値観、感情をみつめるというものでした。

相談者と話をしていて、「うつ病で、退職をして、仕事もできない。」というように、悩みの原因が複数にわたることがあります。また、「こんな人生、生きていて意味があるのだろうか」という相談も受けます。他に、命の危険性を感じる電話を受けることもあります。西さんたちは、「電話をしてくれるということは、まだ生きたいという思いがある」と思い、対応しています。「話をすることによって救える命がある」と信じているからです。

2014年度に受けた電話は約1,000件で、相談内容は家族関係、対人関係が多いようです。

3. 相談者が生きる意欲を持つきっかけをつくるために

西さんは、「電話をかける人は、生きる気持ちが下がっていることが多く、相談電話とは、そんな人たちに『感情的支援』をすることだ」と言います。また、「生きようという気持ちは、他人から与えられるものではなく、本人からわき起こってこないと生きる意欲にはつながらない。そのためには、相手の気持ち、心境、心情、感じ方に気をつけて話を聴き、無条件、無批判に話を受け止め、相談者が生きる意欲を持つきっかけを作りたい」と考えています。

現在は、ボランティアの減少により、相談活動を休止していますが、ボランティアの募集、人材養成、講演会活動などに継続して取り組んでいます。



人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ⑤

団体・企業名	NPO 法人三重難病連 稀少難病の会 みえ
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 404 障がい者 人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）
まとめ	○ 当事者本人や家族が日常の悩みや相談ごとを話し、聞きあうことで、自らを受け入れることにつながります。そのことは自信を回復することにつながり、自分の存在が大切なものであることにも気づくことにもつながります。

1. 「稀少難病の会 みえ」について

「稀少難病の会 みえ」は、医療費の助成制度の対象の拡大や高額な医療費負担等といった患者を取り巻く環境を改善するための活動をしています。また、苦慮している本人や家族がともに支え合い、日常の悩みを話し、聞きあうなかで自信を回復し、「自分の存在が大切なものであることに気づくこと」を大事にしています。「心を開き、誠意をもって接すれば、必ず信頼され、大切な仲間として受け入れられる」という信念のもと、自己受容、自己の確立を通して、稀少難病患者等を権利の主体として確立することをめざしています。

2. 活動のきっかけ

会長の上田さんは、20年近く前に病気と向き合うことになりました。「病名の宣告を受けてからの一日一日は、病気との闘いというより、死なないでいただけだった」と上田さんは当時を振り返ります。一人の友人の死に接し、「孤立している稀少難病の人たちが集まる場」「横のつながりで、病名にこだわらず話し合える場」をつくろうと考えました。

3. 取組紹介

① ピアサポート実施

同じような環境や立場にいる患者同士が、日常の悩みや相談ごと等を気軽に話し合います。

② 会員相互の親睦のための交流会等

孤立しがちな患者本人と家族が共に支え合い、日常の悩みや相談ごとを話し合います。親睦会や懇親会等も実施しています。

③ 難病相談

難病相談会や患者別相談会を開催しています。また、当事者等からの電話、メール、Faxなどを通して、悩みや苦労を聞く機会をつくっています。

④ 講演会や研修等

製薬会社との連携により、障害者自立生活センターでのピアサポート研修、人権センターでの研修など各種研修会へ参加しています。また、「Rare Disease Day 2014 in 三重」の開催や行事等でのPR活動、ブログ・Twitterでの発信もしています。地域に根差した活動を通して、偏見・差別のない誰もが普通に暮らせる社会の実現に向け、地域住民の意識改革をめざしています。

4. 社会貢献に向けて

希少・難病性疾患は、病気のメカニズムが複雑なことから、治療薬や診断方法の研究開発が進んでいないことが多いようです。政府、行政、企業、医療関係者と手を携えていくことで、病気の原因究明・治療方法の確立な、医療の進歩に貢献したいと考えています。

稀少難病の会 みえの設立について

稀少難病の会 みえ 会長 上田 一

「私は、今、人とお会いするのがとても楽しい」

7月6日の設立総会から、3ヶ月が経ちました。毎日がまるで、走馬灯のように過ぎ去っていくとは、このことでしょうか。

あらゆるもののが新鮮に感じられると共に、その世界の広さに感激とすら日々であります。

それこそ責任の大きさに圧倒され、また、その可憐性に震り目撃を抱く毎日です。

思い返せば、この病気と向き合ったのは、まだ学生の頃です。不治の病と宣告され、「明日の命も保証できない」と書いたり、一度受けたから、20月の月日が過去の記憶となりました。

当時、全身性ヤヌスルマン病について、その存在を知っている医師・医療関係者は殆ど居らず、患者も全国で数人十人のことでした。

それからの一ヶ月は、病気との闘いというより、「死なないでいただけ」だったようと思えます。いつも死と隣り合わせの生活でした。

ただ、病に負けぬよう、結果として闘ついた20年間は、極めて手後の悪い疾患にあって、私が抱くしていました。

さっかく行は、岐阜市で行われた地城健康相談会でした。当時のセンター職員、舟南さんとの出会いです。そこで、「稀少難病、あるいは病気を抱いていらっしゃる人はどうぞ来て貰う事ができます」と案内をされて、『絶つつながりではなく、繋つながりをもって、病名にこだわらず話をされる場なら出れるのではないか』と考めた次第です。

人は本来、「特殊多致の人」に依存して生きるときにはじめて、人は誰にも依存して生きていないことになります。(竹内貴嗣、著者「よみがえれ哲学」NIKKIブックス P70)

自立して生きるとは、決して一人の力のみで生きることではないのです。“人”と開かれて持つことが大切なのです。

「私どものような難病患者には、家庭に世話をしてもうう事さえ辛く思えるときがありませんか?」

ですから、私どもは、一人の力で解決できませんことも、姿で見えあってこそ真価を發揮する人の輪を作ることができればと思ったのです。

すでに会の扉は閉きました。どうか「稀少難病の会 みえ」を通して、一人でも多くの方との出会いを、みんなが楽しんで欲しい。

いずれは、「出会いを通して、信頼されても受け入れられ、それから超えて、自分らしく自覚を持って生きていく」、「自分自身の大切さに気付く」ことでしょう。不肖の女ではありますが、私は確信しています。

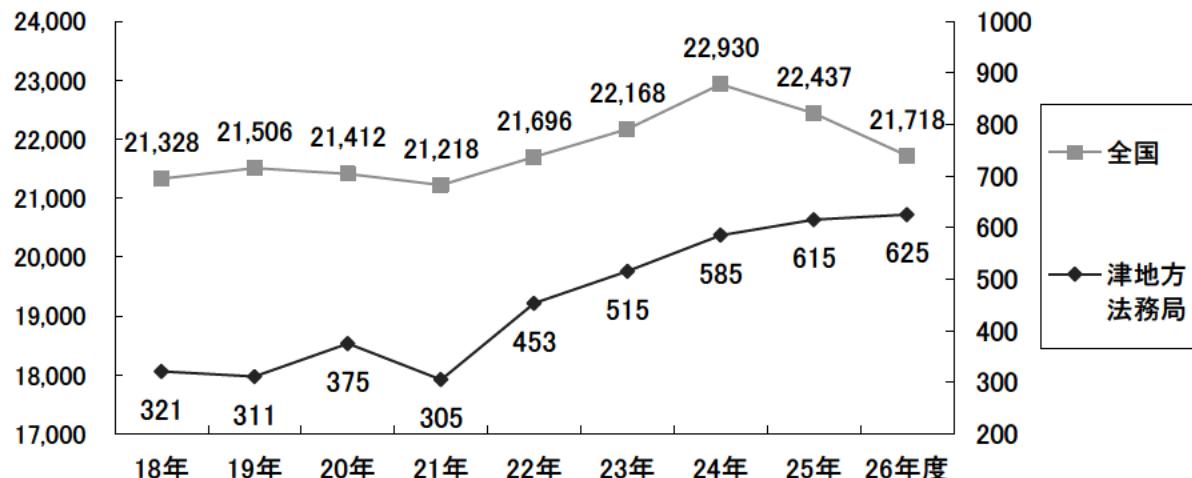
いつまでも、この会が存続し、御病に苦しむ子供達や老若男女の皆さんに、「この会があつて良かった」と喜んで下されば、幸いであり、素敵なことです。



さまざまな人権侵害への対応

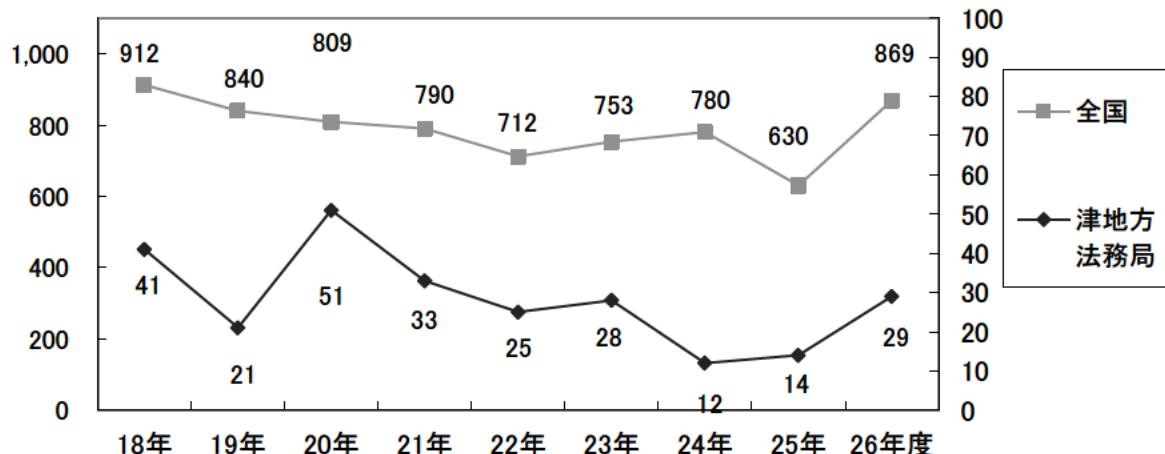
■ データからみた状況

【関連データ1】全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】人権侵犯事件受理件数における差別待遇件数



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）の推移を示しています。全国の状況は近年 21,000 件を超える件数で推移しています。県内の状況は、平成21 年以降増加傾向となっています。

【関連データ2】全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）の内、私人間の差別待遇（女性、障がい者、同和問題、外国人等に関するもの）の推移を示しています。全国では、平成 17 年以降概ね減少傾向となっていましたが、平成 26 年度は 869 件(対前年度比 37.9% 増)と増加しています。

【関係法令等の動き】

- 「人権侵犯事件調査処理規程」の改正（平成 16 年 4 月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成 18 年 4 月施行）
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成 19 年 4 月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の改正（平成 26 年 1 月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正（平成 20 年 4 月施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成 24 年 10 月施行）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成 16 年 4 月施行）
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」（第 4 次改定版）の策定（平成 26 年 3 月）
- 「公職選挙法」の改正〔成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復（平成 25 年 6 月施行）〕
- 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成 26 年 11 月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受けて、救済手続を開始します。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。
また、地方法務局は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 厚生労働省は、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が平成 24 年 3 月に公表した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をふまえ、職場のパワーハラスメントの実態を把握するとともに、この問題が発生する要因の分析や、予防・解決に向けた課題の検討を行うことを目的として、国として初となる職場のパワーハラスメントに関する実態調査を実施し、平成 24 年 12 月に報告書を公表しました。
- 平成 25 年 5 月に「公職選挙法」が改正され、平成 25 年 7 月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することとなりました。
- 住民票の写し等の不正請求並びに不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを見通す「本人通知制度」が、全国の市町村に広がりつつあります。

【三重県の状況】（平成 26 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権侵害に対応するための取組

① DV（注）事案については、複雑化、多様化、深刻化しており、女性相談員等の資質向上に向けた研修を充実させるなど、より適切な相談対応ができるように取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。

また、性別にとらわれない被害者支援の充実のため、男性被害者相談の研修事業を実施し、相談体制の充実を図りました。

引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

③ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。また、実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて国へ要望を行いました。

なお、平成24年11月に、「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、衆議院の解散に伴い廃案となっており、今後も実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて取組を継続していく必要があります。〔関連取組（差別事象に対する取組と制度確立に向けた働きかけ）／環境生活部人権課、人権センター他〕

④ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。

また、「ネットモニタリーリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシー（注）の啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

① 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発（23か所）を実施したほか、三重県男女共同参画センター（フレンティミえ）と亀山市が連携して「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。

また、同センターでは、別途、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。

ます。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② デートDV防止について、県立高校（全日制）1年生に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行ったほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が、セミナーでの啓発や高等学校等への出前講座（20回）を実施しました。

将来のDV防止にもつながる取組として、デートDV防止の啓発を引き続き行つていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業、男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ③ 県内各地の特性を生かした啓発活動を推進するため、各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や地域の関係機関と連携し、同和問題をはじめとする人権課題について、「ミニ人権大学講座」（43講座）・地区「トップセミナー」（7講座）など、地域人権啓発事業を実施しました。（延べ5,883名参加）

県民に幅広く、人権啓発が推進されるよう市町等との連携強化が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 〔企業〕

（事例1）各部門に相談・苦情対応担当者を置き、総務部内には女性管理職を置いて、個別の対応にあたっている企業があります。この企業では、就業規則セクハラ防止規定の見直しを行いました。

（事例2）男性が多い職種である総合建設業のある企業では、女性役員によるセクハラについての相談窓口を開いています。また、外部講師を招いて、管理職対象のパワハラの研修会も実施しています。

（事例3）「人が良ければ良い商品が製造できる」という理念のもとに、差別のないよりよい人間関係を作ることを基本に、社内人権研修等に取り組んでいる企業があります。

○ 〔NPO・団体等〕

（事例1）子どもへの暴力防止など、子どもの人権を守るためにセミナーやワークショップ等のプログラムによる研修を実施している団体があります。

（事例2）DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPO法人があります。

（事例3）「命、発達・発育、性」のテーマは、人権課題全ての解決につながっていると考え、それらについて学ぶことを通して、子どもや大人の自己肯定感を高めることに取り組んでいる団体があります。

○ 〔学校〕

（事例1）校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントガイドライン」を定め、ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに対する理解を深めようと啓発活動や研修等を行っている大学があります。また、ハラスメント

相談窓口（相談員）を置き、ハラスメント情報や相談を受ける体制の整備にも努めています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。
- 伊賀市は平成24年11月1日から、四日市市は平成26年2月3日から本人通知制度を導入しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 多様化・複雑化する相談に対する体制の充実をさらに図るため、相談員の資質向上に一層努めます。また、助言や相談内容に応じた専門の相談機関等の紹介を行います。
相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、各地域の各分野で相談業務に携わる相談担当職員や窓口等で相談を受ける可能性のある職員等を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及び携帯電話サイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います（ネットモニター）。発見した書き込みについては、関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）環境の中で発生しているいじめや、個人に対しての誹謗中傷による被害を早期発見し、学校・相談機関への通報や直接対応できるような協力者を養成するため、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催します。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。
さらに、11月の子ども虐待防止啓発月間において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- DVをはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、市町や民間団体を含む関係機関と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図るとともに、セミナーの開催など意識啓発に取り組みます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

注) DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。

夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力などをいいます。

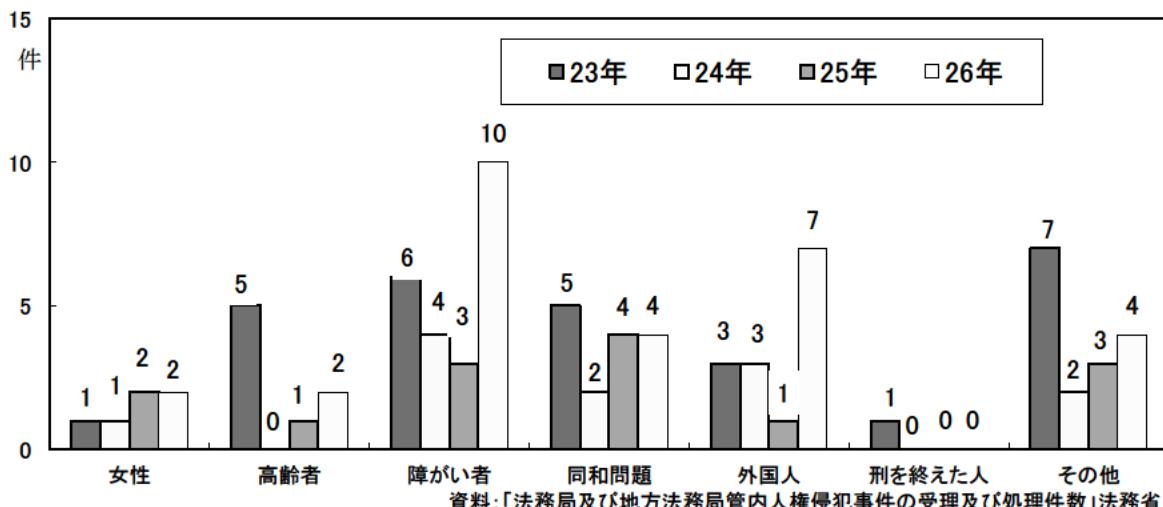
注) メディア・リテラシー

メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

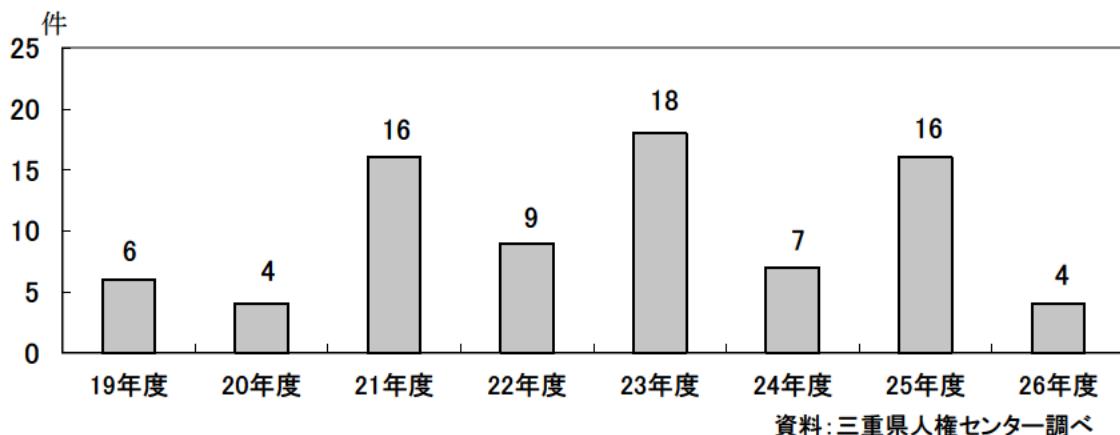
同和問題

■ データからみた状況

【関連データ1】津地方法務局管内人権侵犯事件の差別待遇受理事件数



【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



データに関するコメント

【関連データ1】津地方法務局管内の人権侵犯事件の差別待遇に係る新規受理事件数の合計は、平成26年においては、前年に比べて15件増えて29件となっており、「同和問題」の件数は前年と同数で4件となっています。

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成25年度においては16件でしたが、平成26年度は4件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月施行)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更(平成23年4月)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連では、人権小委員会において「職業と世系に基づく差別」について重要な人権課題として取り上げられてきている中、2006(平成18)年3月に、国連の人権問題への対処能力強化のため、人権小委員会に代わり、総会の下部機関として人権理事会が設置され、日本は、理事会設置から2011(平成23)年まで、さらに2013(平成25)年から2015(平成27)年までの任期で理事国を務めています。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、全国の市町村に広がってきています。
- 同和問題の名のもとに不当な要求をする「えせ同和行為」を排除するため、国においては「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を、地方においては「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、行政機関等が情報の交換、その対応並びに有効な啓発等を図るため協議を行っています。
- 企業の採用選考にあたって、応募者の適正・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、三重労働局と県は、雇用主を対象に公正採用研修会を開催しています。
- 滋賀県が公文書を一部非公開とした情報公開請求に対する訴訟の上告審で、最高裁は判決理由で「公開によって同和地区の情報として認識され、差別意識を増幅したり、人権啓発事業に支障を及ぼしたりする恐れがある」と指摘し、非公開は妥当とする判決を言い渡しました。

【三重県の状況】(平成26年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題をはじめとした人権啓発は、身边に感じ取れることが必要であり、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、人権メッセージを募集し、2,092点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成して、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布したほか、結婚差別や就職差別につながる身元調査のお断りの「のぼり用スタンド」を市町等へ配布しました。土地差別調査問題の解決に向けては、啓発リーフレットを活用した参加型の学習会と講演会の開催に取り組みました。

今後も、日常生活の中で行動に移していくような啓発となるよう工夫が必要です。

〔同和問題等啓発事業（土地差別研究啓発事業）／環境生活部人権センター〕

- ② 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、「『出会いのなかで得られるもの』～差別の解消に向けて～」等をテーマに県民人権講座を開催しました。

また、同和問題を主としたパンフレット「過去を学ぼう、未来と出会いおう」、「現在を学ぼう、未来と出会いおう」を作成し、県民に広く配布しました。

今後も、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕

- ③ 「えせ同和行為」の発生について人権センターへ5件の報告があったため、関係機関へ周知し注意を喚起しました。「えせ同和行為」の対応については、従来から啓発冊子を県関係機関、市町などに配布し周知、注意喚起に努めています。

今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、えせ同和行為の排除に向け取り組んでいく必要があります。〔関連取組（えせ同和行為への対応取組）／環境生活部人権センター〕

- ④ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成25年4月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。

今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会など啓発活動を実施していく必要があります。〔関連取組（宅地建物取引業者への対応取組）／県土整備部建築開発課〕

（2）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 教職員が人権問題についての認識を深め、全ての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。

また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に4名の教職員を派遣しました。今後も、人権教育を推進する実践力向上を図るため、各学校や地域の課題に応じた研修を実施していく必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」活用促進を図るため、教職員を対象にした連続講座を開催しました。教職員のニーズを的確に把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 市町教育委員会に対し、人権教育の実態把握調査を行うとともに、直接訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を、さらに推進していく必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 同和問題の解決に向けた自己実現がはかれる社会環境づくり

① 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などの取組に対して支援を行いました。

今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。

また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。

〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕

② 隣保館のバリアフリー化など機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成26年度は、6市町7館で大規模修繕等が実施されました。

今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。

〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

③ 庁内の推進組織として、人権監等会議を開催し、情報共有を行うとともに、同和問題の解決に向けた施策等の総合調整を行いました。また、市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、情報交換を行うなど、同和行政の円滑な推進に努めました。今後も、同和問題に係る課題に迅速に対応するため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。〔同和行政の総合推進／環境生活部人権課ほか〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。

また、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシー^(注)の啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。

インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

② 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。

今後も、相談員の資質向上を図るとともに、他の専門相談機関との連携を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 〔企業〕

（事例1）公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部では、県と連携して、会員を対象とした土地差別調査問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、新たに人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでい

ます。また、「同和問題に関する啓発ステッカー」を会員事務所に配布しています。ステッカーの貼付や、外国人、障がい者等の入居における差別をなくしていくための「家主を対象としたチラシ」の配布を通して、土地差別の解消に向けた啓発に取り組んでいます。

(事例2) 新規に店舗を開設するにあたって、社員全員を対象に、社外講師による同和問題をテーマに研修を行っている企業があります。

○ 〔住民組織〕

(事例1) 保育所、幼稚園から小・中・高等学校までの「18年間（社会へ）の育ちプログラム」づくりを通して、教育関係機関と家庭、地域が連携して取組を行っている地域があります。同和問題を中心に据えて、地域と一体となった人権教育を実践するとともに、雇用に係る連絡調整会議の開催や情報交換を重ねることで、進路保障の取組を続けています。

(事例2) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。人と人との関わりが、参加者の偏見や差別意識を克服することにもつながっています。

○ 〔学校〕

(事例1) 子どもの小学校入学をきっかけに、保護者たちが先輩保護者や教職員とともに立ち上げた「親の会」があります。「自分と同和問題との出会い」や「子どものころからのもやもや」などを振り返り、語り合いを重ね、つながりを深めています。また、母親だけでなく、父親が参加しやすいように「親父の会」も開催し、親子で人権について考えたり、一緒に活動したりしています。

○ 〔NPO・団体等〕

(事例1) 市内の教育集会所を拠点に行われている高校生友の会（青少年友の会）や青年の活動を束ねる広域ネットワーク組織があります。この組織では、「差別を許さない」という思いをもった青少年が互いにつながりを深め、広げていくことをめざして、交流会活動を展開しています。

(事例2) 地域での差別事象をきっかけに、自分たちの考え方や思いを発信していく必要性に気づき、同和問題を題材にした寸劇を取り入れた講演会を開催するなど同和問題をはじめとする人権問題の学習と啓発に取り組んでいる団体があります。

(事例3) 地域の企業、宗教団体、医師会、労働組合、行政職員、教職員等が集結し、同和問題をはじめとする全ての差別をなくすための継続的な活動に取り組んでいる団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などに取り組んでいます。
- 伊賀市は平成24年11月1日から、四日市市は平成26年2月3日から本人通知制度を導入し、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しています。

■ 今後の取組方向（平成 27 年度以降の取組方向）

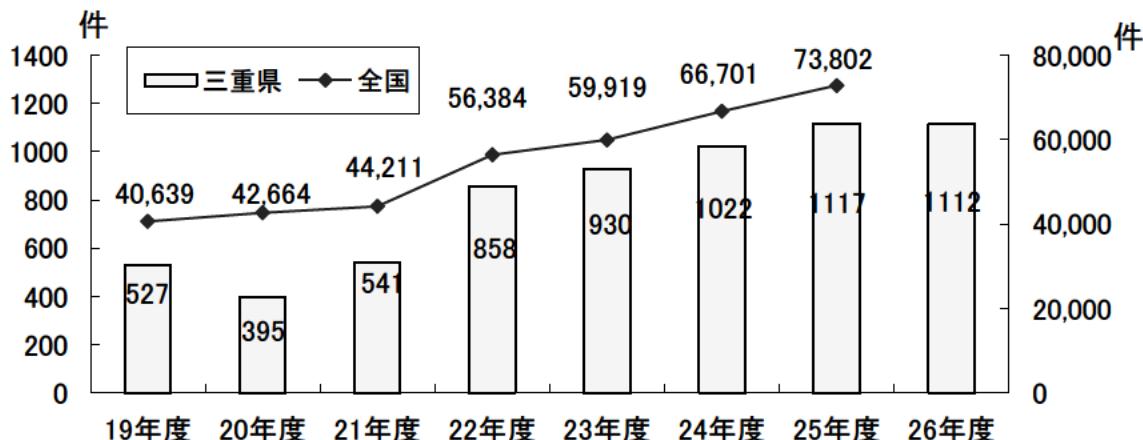
- 同和問題の解決に向けた取組においては、「差別をしない、させない、許さない」ということを人々の心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした人権講座等の開催等に取り組んでいきます。
- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、啓発を進めていきます。引き続き、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成などを行います。
- 平成 25 年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、業界団体と連携して、宅地建物取引業者や宅地建物取引士を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。
- 県民を対象にした土地差別問題に係る講演会の開催や参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組んでいきます。
- インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見に努め、早期拡大防止・早期削除要請に取り組みます。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）環境の中で発生しているいじめや、個人に対しての誹謗中傷による被害を早期発見し、学校・相談機関への通報や直接対応できるような協力者を養成するため、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催します。
- 地域に密着した住民交流の拠点としての機能が期待されている隣保館において、引き続き相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業など、さまざまな活動を実施していくよう支援を行っていきます。

注) メディア・リテラシー → P.58 (注) 参照

子ども

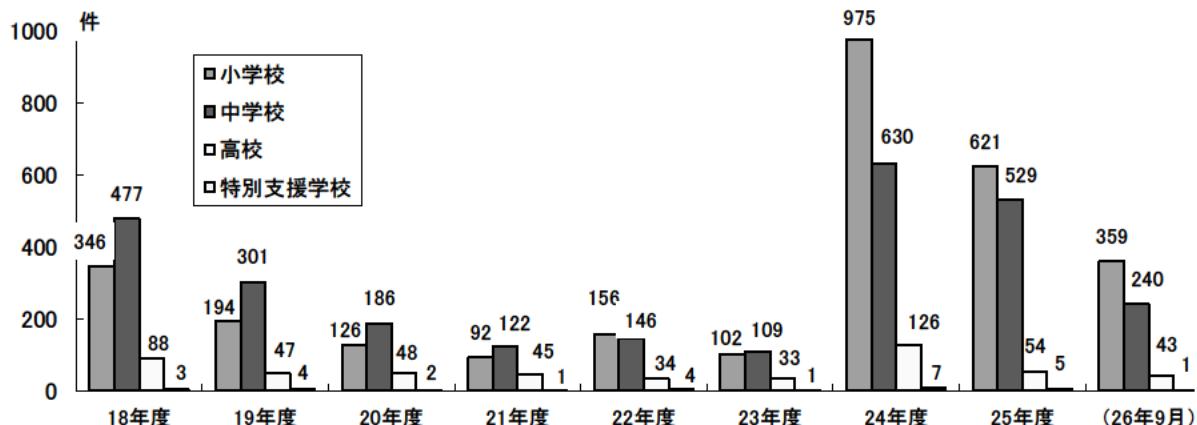
■ データからみた状況

【関連データ1】児童虐待相談対応件数の推移（全国・三重県）



資料：(全国) 厚生労働省(県) 三重県児童相談センター調べ。平成26年度三重県数値は速報値。

【関連データ2】いじめの認知件数の推移（三重県）



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（三重県教育委員会）

いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査（三重県教育委員会）
(26年9月実施)データに関するコメント

【関連データ1】児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、平成12年度以降全国集計では年々増加を続けています。三重県における平成26年度の相談対応件数は1,112件を記録し、平成24年度から3年連続で千件を超える高い水準で推移し、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。(26年度全国数値は10月公表予定)

【関連データ2】平成26年9月の調査によるいじめの認知件数は、小学校359件、中学校240件、高等学校43件、特別支援学校1件の計643件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の制定（平成11年5月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正〔児童の安全確認等のための立入調査等の強化、要保護児童対策地域協議会の設置等（平成20年4月施行）〕
- 「少年法」の改正〔犯罪被害者やその家族の少年審判傍聴が可能に（平成20年6月施行）〕
- 「民法」および「児童福祉法」の改正〔親権停止制度の新設等（平成24年4月施行）〕
- 「いじめ防止対策推進法」の制定（平成25年9月施行）
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定（平成26年1月施行）
- 「いじめ防止基本方針」の策定（平成25年10月）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県子ども条例」の制定（平成23年4月施行）
- 「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例」、「三重県いじめ対策審議会条例」及び「三重県いじめ調査委員会条例」の制定（平成26年3月施行）
- 「三重県人権保育基本方針」の策定（平成13年7月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）
- 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成22年3月）
- 「三重県いじめ防止基本方針」の策定（平成26年1月）
- 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の策定（平成27年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、1989（平成元）年秋の総会において、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、「児童の権利に関する条約」を全会一致で採択しました。1990（平成2）年に日本はこれに署名し、1994（平成6）年に批准しました。
- 「児童の権利条約」批准に伴い、いじめ、体罰、虐待などの子どもの権利侵害から子どもを救済・予防するため、法務省では、平成6年から「子どもの人権専門委員」を設置しました。
- 平成12年11月の「児童虐待防止法」施行以降、厚生労働省では、さまざまな施策を推進し、児童虐待防止に関する理解や意識の向上を図ってきましたが、児童虐待事件は後を絶たず、子どもの生命や身体の安全に関わる事件が発生しています。このため、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の新設等を内容とした民法等の改正が行われ、平成24年4月から施行されています。
- 平成23年に大津市で起きた、いじめによる中学生の自殺をきっかけに、各地でいじめの実態把握や防止に向けての取組が行われています。岐阜県可児市では、いじめ防止は社会全体で取り組む重要課題であることを宣言し、その対策を実施するため、「可児

市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 24 年 10 月 3 日施行）を制定しました。

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 6 月に制定されました。
- 貧困の状況にある子ども等の健やかな成長及び教育の機会均等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。同法は、子ども等の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子どもの貧困対策の当面の目標及び子ども等の貧困対策に関する計画の作成等について定めています。また、同年 8 月に子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

【三重県の状況】(平成 26 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組

- ① さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めていくため、「三重県子ども条例」の広報啓発を行いました。また、高校生向けに新たに「三重県子ども条例」の啓発リーフレットを作成しました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11 月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ③ 児童生徒からのポスター募集や人権フォトコンテストや人権メッセージの募集を行い啓発に活用しました。また、夏休み期間において、パネル「アンネ・フランク 希望の未来」を三重県人権センターで展示しました。
今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者をはじめとするさまざまな主体との一層の連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター・各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ④ 青少年や地域社会に影響力を持つ、スポーツ組織（日本サッカーリーグなどに加盟伊賀フットボールクラブくノ一）と連携した人権啓発冠試合の開催、街頭啓発等、子どもの人権擁護をめざした啓発事業を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

- ① 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にする心を育てる保育を推進するため、県内 11 市町で合計 24 講座の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ② 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その

調査内容をリーフレットとして作成し、ホームページで公開しました。〔人権保育推進支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ③ 高校生等を対象とした「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催するなど、学校間の交流を図りました。今後も、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権感覚あふれる学校づくりを推進する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 子どもの権利擁護のための取組

- ① 児童虐待への対応強化のため、北勢児童相談所にケースワーカー1名を増員しました。また、法的対応や介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士や警察官OBを配置しています。〔児童虐待法的対応推進事業／健康福祉部子ども・家庭局、児童相談センター〕
- ② 児童相談所における児童虐待の初期対応の的確性を高めるリスクアセスメントツール（注）を運用するとともに、初期対応後の援助方針の的確性を高めるためのニーズアセスメントツール（注）の開発を行いました。

市町の児童相談体制の強化支援を目的に、全ての市町と定期的に協議を実施し、その内容に基づき、市町要保護児童対策地域協議会ヘアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔児童虐待法的対応推進事業・市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ③ 子どもが悩みを相談できる子ども専用相談電話、「こどもほっとダイヤル」で1,667件の相談を受けました。子ども自らが課題と向き合い、解決に向かおうとする姿に寄り添うとともに、子ども自らでは解決が難しい案件について、危険の回避や子どもを取り巻く側の問題解決に向けて、児童相談所や教育委員会など関係機関との連携の強化を図りました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ④ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校の計487校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを7名配置し、学校への支援を行いました。
- 〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕

- ⑤ いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知を図るため、児童生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を配布しました。また、子どもたちの安全確保協力チラシ「地域ぐるみで子どもたちを守りましょう！」を子ども虐待防止啓発月間において配布し、啓発を行いました。

また、平成26年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査」を実施しました。〔生徒指導・進路指導総合連携事業・いじめ問題緊急対策／教育委員会生徒指導課〕

- ⑥ 「いじめ防止対策推進法」を受け、「三重県いじめ防止基本方針」を平成26年1月に策定しました。この方針では、「いじめの防止等のための対策の基本的な方向」や「三重県が実施するいじめの防止等に関する施策」、「県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策」、「市町教育委員会との連携及び支援」について定めています。また、子どもが自殺や長期欠席に追い込まれる等の重大事態が発生した場合には、いじめが発生した学校又は学校の設置者が調査を実施することとしています。県立学校及び私立学校でのいじめ事案に係る調査結果は知事に報告がなされ、知事が必要と認めた場合は、三重県いじめ調査委員会により、再調査を実施することになっています。〔三重県いじめ防止基本方針策定/教育委員会、子ども家庭局〕
- ⑦ いじめや不登校の未然防止を図るため、「魅力ある学校づくり」について調査研究を行い、国立教育政策研究所主催の中部ブロック協議会（全国を3か所に分けたブロック）等にて、実践研究校の成果や取組を県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、県内20か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動を充実するために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間5回実施とともに、教育支援センタースタッフガイドの活用の促進を図るとともに、フリースクール等民間施設との連携を進める取組を支援しました。〔いじめ・不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑧ 体罰等の未然防止・再発防止を図るため、各市町等教育委員会及び各学校での体罰防止の取組について年2回の報告を求め、体罰禁止の徹底及び情報ルートの確立を図ってきました。実態の把握にあたっては、各学校において、学期に1回程度のアンケートの実施により、直接児童生徒からの声を把握するとともに、児童生徒への面談や保護者との面談を合わせて行うこと等で、より正確な実態把握の取組を進めています。また、未然防止の取組としては、各学校において県教育委員会作成の映像教材を活用した研修や職員会議等での管理職からの注意喚起により、体罰禁止に係る認識の徹底を図るとともに、体罰によらない組織的な指導体制の構築や、相談体制の充実等による児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底などの取組を積極的に進めています。〔体罰等の防止のための取組／教育委員会事務局関係各課〕

（4）子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成27年3月末現在1,325会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」などを行いました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ② 家庭や地域において、子どもの育ちを理解し子どもを見守り支える大人を育成するため「みえの子育ちサポート出前講座」を実施しています。平成26年度は出前講座71回、県主催講演会3回を実施し3,619名の「子育ちサポート」を養成しました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ③ 発達障がい児等に対する早期支援を図るため、市町の保健師・保育士・教員を1年間、県立小児心療センターあすなろ学園に受け入れ、専門支援を学び、市町の核

となる「みえ発達障がい支援アドバイザー」3名を養成しました。

引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「C L M（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT〕

- ④ 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、いじめなどの背景にあるものを解決し未然に防止することを目的にした地域連携の仕組みである「子ども支援ネットワーク」^(注)を、11中学校区に構築しました。その中で、学習環境が整わず学習習慣が身についていない児童生徒の自尊感情、基礎学力に課題がみられたことから、平日の放課後や長期休業中に地域住民、教員OB、大学生による学力支援などを実施し、学校と地域が一体となった活動を展開しました。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）県が行っている「みえのこども応援プロジェクト」の趣旨に賛同する企業や個人が、県と協働してプロジェクトを進めています。このプロジェクトの一環として、四日市市内のショッピングセンター内に「よっかいちステーション」を開設し、子どもの育ちや子育てを支援する企業や団体が参加して、太鼓体験や工作体験、おもちゃの病院などのイベントを開催しています。

（事例2）県は、三重県内の子どもたちが健やかに成長していくことのできる環境をつくるため、子育てをしている家庭を社会全体で応援するためのキャンペーンを展開しています。その一環として、県内の企業や商店等が子育て家庭に対して、特典や割引などのサービスを提供する事業を実施しています。

（事例3）高校生を中心となった商品開発を全面的に支援し、高校生たちに労働の意義を伝えたり、販売のためのコミュニケーション力を身につけさせたりする取組を進めている企業があります。開発した商品の販売は、社会規範やマナーを実践的に身につけ、自己を生かせる生き方や進路について考える取組につながっています。

（事例4）「みえ次世代育成応援ネットワーク」に参加し、11月の子ども虐待防止啓発月間には社員全員で児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを付けている企業があります。

自社従業員への子育て支援や、社会見学の受け入れ、親子が触れ合う場の提供、子育てに関する情報発信など、各会員がそれぞれの日々の活動の中で、さまざまな取組を展開しています。

○【NPO・団体等】

（事例1）子どもの発達障がいについての講座を開催し、保護者等が子どもの発達の悩みを話せる場を作っている団体があります。

(事例2) 子どもと大人とでスマホ等の使い方を相談できるよう、「スマホ20の約束」冊子を作成し、各学校に配布している団体があります。

(事例3) 「外国籍の子どもたちにも日本の文化を体験させたい」「国籍にこだわらず、みんなで一緒に活動や経験をしてほしい」という思いで、イベント開催等の活動を継続している団体があります。児童養護施設等でも活動しており、訪問を心待ちにしている子どもたちが多くいます。

(2) 市町の取組事例（主な取組事例の紹介）

○ 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。

また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。

○ 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。

市町から派遣され、県立小児心療センターあすなろ学園において1年間の研修を受けた「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」は、平成27年4月現在で21市町49名が養成されており、各市町において発達支援の取組を行っています。

○ 「子ども人権フォーラム」が各市町で開催され、小学生や中学生がこれまで人権について体験したことや学習したことをふまえて自分の考えや意見交流をしています。

○ 伊賀市では、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、平成24年9月に「学校いじめ問題相談員」を設置しました。市教育委員会から委嘱された学校評議員、学校評価委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等が対応にあたっています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

○ 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、県民が行う活動への支援などに取り組みます。

○ 児童虐待相談対応件数は、依然として高い水準で推移しており、また、平成24年に発生した2件の死亡事例に対する三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証をふまえ、引き続き市町を含めた県全体の児童相談体制の強化に取り組みます。

平成25～26年度に研究開発を行ったリスク及びニーズの両アセスメントツールの職員への定着徹底を図るとともに、民間機関との協働によるモニタリングについて、実施地域を1地域から2地域に拡充します。

また、児童相談体制強化確認表に基づく市町との定期協議の取組をより効果的なものにするため、項目の的確性等の検討を行います。

さらに、医療機関における児童虐待早期対応を促進するための研修を開催します。

11月の子ども虐待防止啓発月間には、関係機関・団体等の協力を得て、子ども虐待防

止・いじめ防止啓発キャンペーンを行い、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

- 育児に不安や悩みを持つ親子に対する相談や援助を行うため、地域において親子の交流の場の提供や相談を行う地域子育て支援拠点の事業を支援していきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所の保育士、児童福祉施設等の職員を対象に多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、引き続き「子ども支援ネットワーク」のモデル中学校区数を増やしていくとともに、全ての中学校区においてこのネットワークが構築されるよう、市町教育委員会との連携をより一層深め、モデル中学校区の取組を県内に広く発信していきます。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、引き続き、市町の人材育成を行うとともに、保育所等への「C L M（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。

注) リスクアセスメントツール

児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客觀性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

注) ニーズアセスメントツール

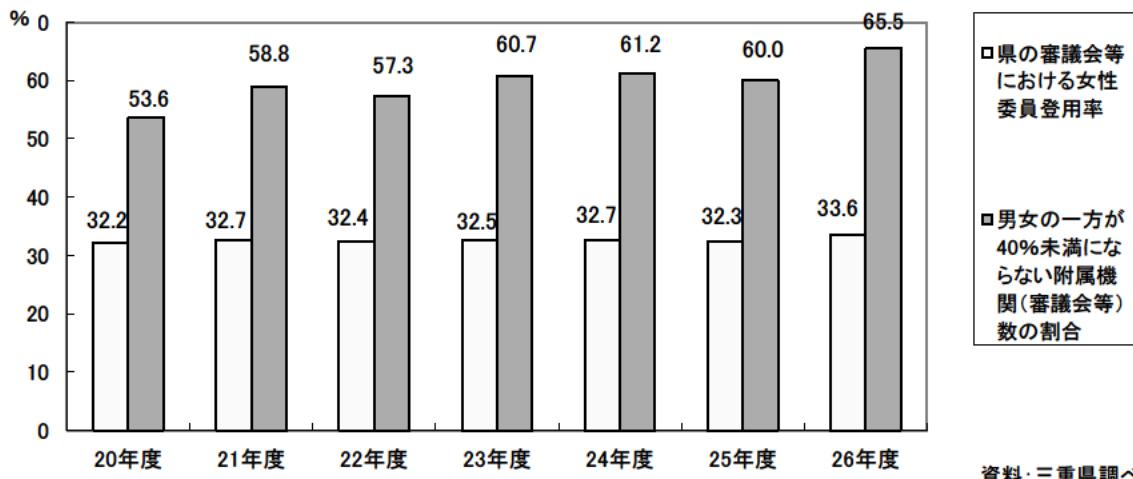
一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン

注) 子ども支援ネットワーク → P. 46 (注) 参照

女性

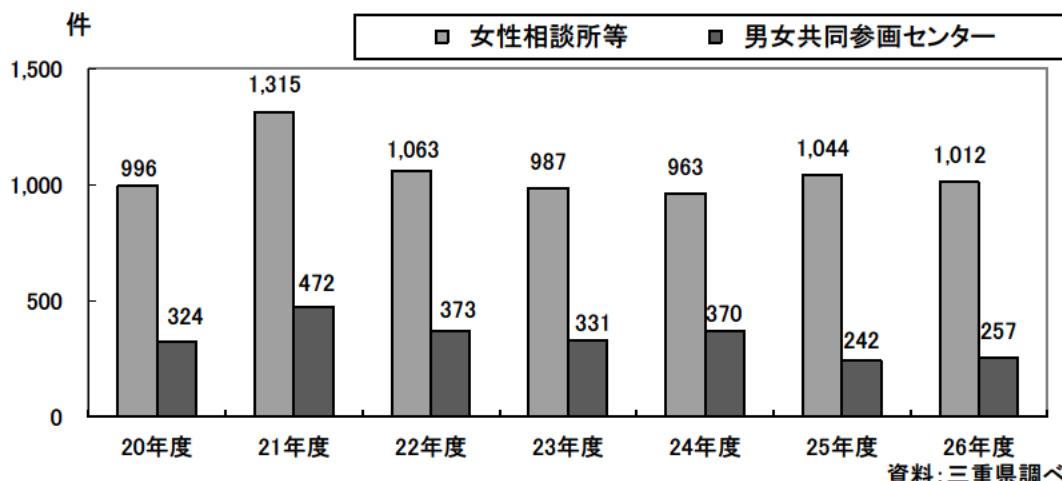
■ データからみた状況

【関連データ1】県の附属機関（審議会等）の委員の男女構成比等の推移



資料:三重県調べ

【関連データ2】県内DV相談件数の推移



資料:三重県調べ

データに関するコメント

【関連データ1】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成24年4月1日改正）に基づき、県の附属機関における委員の男女構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めた結果、平成26年度の女性委員の登用率、委員の男女構成が均衡の取れた附属機関数の割合はともに前年度を上回りました。

【関連データ2】

平成26年度のドメスティック・バイオレンスに係る相談件数は、女性相談所等、男女共同参画センターをあわせると、依然として高い水準にあります。

【関係法令等の動き】

- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成 11 年 6 月施行）
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正（平成 19 年 4 月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の改正（平成 26 年 1 月施行）
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正（平成 22 年 6 月施行）
- 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成 26 年 11 月施行）
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改定（平成 22 年 6 月）
- 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定（平成 22 年 12 月）
- 「三重県男女共同参画推進条例」の制定（平成 13 年 1 月施行）
- 「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」の策定（平成 23 年 3 月）
- 「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」の策定（平成 24 年 3 月）
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」（第 4 次改定版）の策定（平成 26 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等で構成された「ワーク・ライフ・バランス（注）推進官民トップ会議」において、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました（平成 22 年 6 月に改定）。これにより、多様性を尊重しながら、仕事と生活が好循環を生む社会をめざした取組が行われています。
- 国連の「女子差別撤廃委員会」から、平成 21 年 8 月に、女子差別撤廃条約に係る日本の取組状況について最終見解が出され、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が指摘されました。
これらをふまえ国では、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、平成 22 年 12 月に閣議決定されました。
- 「育児・介護休業法」が改正され、平成 22 年 6 月から、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立が義務化されるとともに、父親も子育てができるよう、父母ともに育児休業を取得する際に、育児休業期間が 2 か月延長される（パパ・ママ育休プラス）等の制度支援が行われています。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）（注）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共に催して電話による相談窓口を開設しています。

- 国においては、さまざまな状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分発揮され社会の活性化に資するとして、「女性が輝く社会」をつくることを最重要課題のひとつとして掲げています。平成 26 年 10 月には、「すべての女性が輝く政策パッケージ」として早急に実施すべき施策が取りまとめられ、妊娠や出産、子育て、職場・地域での活躍など、6 つの課題に対して取組が進められています。
- 配偶者からの暴力のみならず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいことから、「DV 防止法」が改正され、平成 26 年 1 月 3 日から、配偶者からの暴力に準じて DV 防止法の対象となりました。
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談件数が高い水準で推移していることなどから、厚生労働省は「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の解釈通達を改正し、妊娠・出産、育児休業等を「契機として」なされた不利益取扱いは、原則として法が禁止する妊娠・出産、育児休業等を「理由として」行った不利益取扱いと解されるということが明確化されました。

【三重県の状況】(平成 26 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進

① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等における委員の男女構成が均衡のとれたものとなるよう取組を進めました。

引き続き、女性の参画を促進するとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

② 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。

女性の活躍推進が求められる中、平成 25 年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。〔関連取組（男女共同参画連絡調整事業）／環境生活部男女共同参画・NPO 課〕

(2) 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

① 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、男女がともに自分らしく生きていく上でさまざまな悩みについて、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談、からだ相談）や男性のための電話相談などの相談事業を実施しました。

今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO 課〕

② 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、男性講座、地域リーダー養成講座、女性のエンパワーメント（注）講座等のさまざまな講座・セミナーや男女共同参画フォーラム、男女共同参画週間事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。

男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）と連携を図りながら、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向けて企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（3）男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

① 仕事と家庭の両立支援や女性の能力活用、次世代育成支援などに積極的に取り組む県内企業等 76 法人を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、さらに認証された企業等の中から、特に意欲的な取組を行っている4法人を表彰し、その取組を紹介しました。また、関係機関と連携してセミナー開催など企業への啓発を行いました。

今後、認証制度への登録企業等を拡大するため、さらに効果的な制度の啓発を行い、より多くの事業主等の取組の推進を支援する必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕

② 地域経済団体等で構成する「みえ女性活躍推進連携会議」を2回開催（平成26年8月及び平成27年2月）し、広く県内企業・団体等に働きかけを行いました。平成26年9月に設置した「女性の大活躍推進三重県会議」では、キックオフ大会の開催（11月）や、「女性の活躍推進取組目標自主宣言」企業・団体等の公表により各企業・団体等のトップのリーダーシップによる取組を見える化するなど、広く女性の活躍推進の機運を醸成しました。

「女性の大活躍推進三重県会議」の会員企業は、平成27年3月末現在105企業・団体等ですが、多数の企業・団体等の加入促進に向け取組を強力に進め、女性の活躍推進の輪を広げていくことが必要です。〔地域女性活躍推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（4）女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

① 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発（23か所）を実施したほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）と亀山市が連携して「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、同センターでは、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

② デートDV防止について、県立高校（全日制）1年生に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行ったほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）

が、平成 24 年度に行った「デート DV」に関するアンケート調査の結果を活用し、セミナーでの啓発や高等学校等への出前講座（20 回）を実施しました。

将来の DV 防止にもつながる取組として、デート DV 防止の啓発を引き続き行っていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業、男女共同参画センタ－事業／環境生活部男女共同参画・N P O 課〕

- ③ DV 被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV 被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員が DV を目撃した児童のケアなど、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例 1）三重県が認証を行う「男女がいきいきと働いている企業」に平成 26 年度は 76 社が認証されました。なお、平成 26 年度の認証企業の中から、「株式会社第三銀行」、「日本土木工業株式会社」、「株式会社三重銀行」、「株式会社広山建設」が知事表彰を受けました。

株式会社第三銀行は、ポジティブアクション推進プロジェクト「Lady Go！」を設置し、女性の管理職登用、職域拡大、職場環境・風土の改善に取り組んでいます。

日本土木工業株式会社は、工事部をはじめ、全ての部署において女性を配置するほか、女性の採用についても積極的に対応しています。また、常務取締役に女性を置き、新しく経理部門の女性管理職を誕生させるなど、女性の活躍を推進しています。

株式会社三重銀行は、従業員に占める女性職員の比率が高く、各部署に女性を配置しているほか、今まで女性が少なかった融資課への配属にも力を入れています。また、人材育成を目的とした研修が充実しており、女性管理職の登用についても積極的に取り組んでいます。

株式会社広山建設は、女性社員全員が土木施工管理技士の資格を取得し、現場のサポート的な役割を果たしています。また、女性でも扱いやすい新しい器具等を積極的に導入し、各種研修にも女性を積極的に参加させるなど、女性の能力開発に取り組んでいます。

(事例2) 女性社員が多くなってきたことから、セクシャル・ハラスメントに関する研修会を実施している企業があります。「セクハラ理解度チェックシート」「セクハラ意識度チェックシート」を用いたり、実例をもとにした具体的な話を聴いたりすることで、従業員が考えるきっかけを作っています。

(事例3) 従業員の生活状況に応じて休暇が取得できる体制を工夫したり、出産後の職場復帰に配慮したりするなど、女性が働きやすい職場をつくっている企業があります。

○ 【NPO・団体等】

(事例1) 自己主張のためのスキルを身につけ、自己を確立して生活していくことにつなげるため、自己啓発のための連続講座や暴力防止教室を開催しているNPO法人があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 四日市市では、男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりへの啓発として、各地区で開催する男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座を6地区で開催しました。
- 県内14市の男女共同参画担当者で構成される「CITYネット男女共同参画inみえ」において、業務に関する課題や問題点について、情報交換や意見交換が行われています。
- 平成27年2月に大紀町において、「大紀町男女共同参画計画」が策定されました。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 第2次三重県男女共同参画基本計画の着実な推進を図るため、平成24年3月に策定した第一期実施計画に基づき、さまざまな取組を一層推進していきます。また、平成28年3月に第一期実施計画が終了となることから、平成27年度中に第二期実施計画を策定します。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントを促進する各種取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消や男女が共に多様な生活や働き方を実現できる環境づくりのため、引き続き男女共同参画意識の普及に取り組みます。また、地域における子育て家庭等に対する相談、情報提供、子育てサークル等の育成活動等を支援しながら、地域で子育てを支援する基盤づくりを進めます。
- 働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場風土の醸成を企業等に促すとともに、大学生等を対象に啓発を行います。
- 「女性の大活躍推進三重県会議」への加入を引き続き県内企業・団体等に働きかけ、働く場における男女共同参画を推進し、女性の活躍推進の輪を広げていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

- 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口を設置し、各地域の産婦人科の連携病院の協力による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談などの総合的な支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図る「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営していきます。

注) ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

注) DV → P.58 (注) 参照

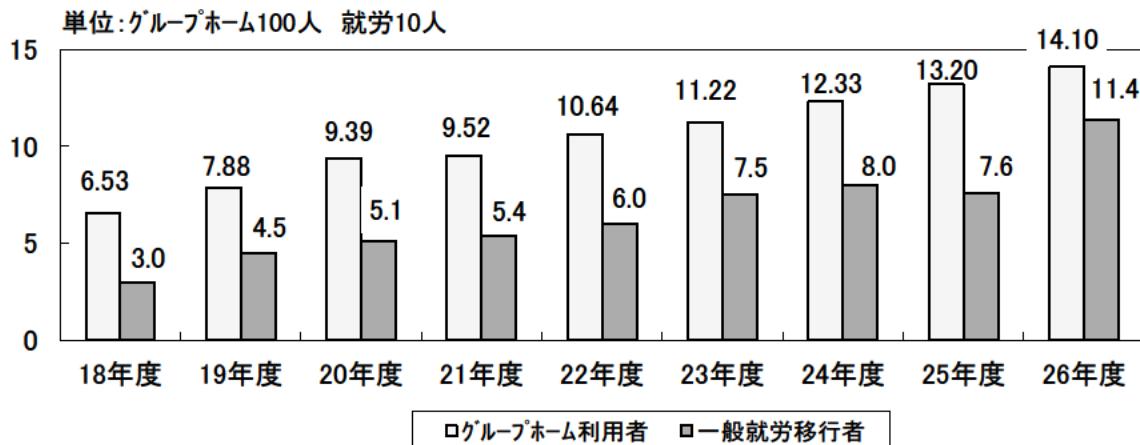
注) エンパワーメント→ P.51 (注) 参照

障がい者

■ データからみた状況

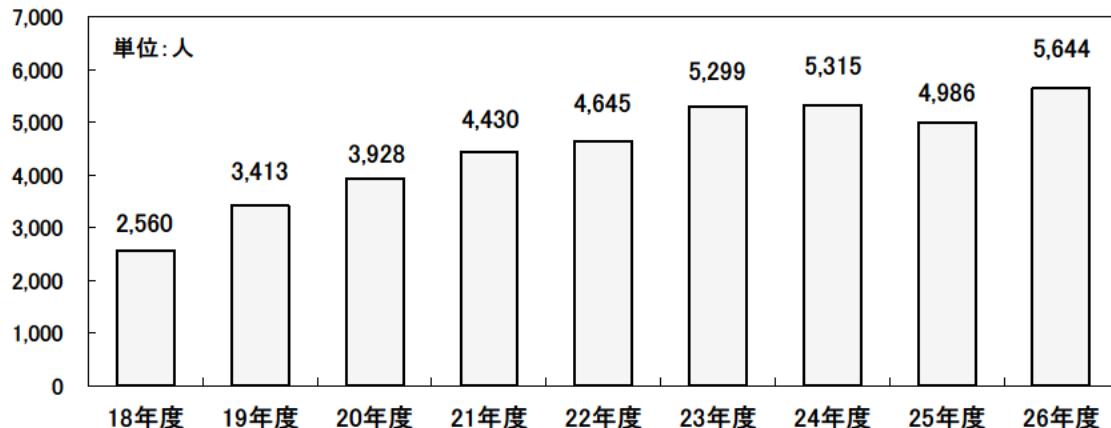
【関連データ1】グループホーム等で地域生活をしている障がい者数

一般就労へ移行した障がい者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

【関連データ2】障がい者総合相談支援センター登録者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

データに関するコメント

【関連データ1】障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム（注）等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、年々増加していますが、これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。

【関連データ2】県では、「障がい者総合相談支援センター」を障害保健福祉圏域ごとに設置するとともに、県内全域では、自閉症・発達障害支援センター等の運営委託を行っており、平成26年度には5,644人の登録がありました。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とした法律（身体障害者補助犬法）」の一部改正〔各都道府県等の相談窓口設置の義務化（平成 20 年 4 月施行）、一定規模以上の民間企業での従業員使用の受入義務化（平成 20 年 10 月施行）〕
- 「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月施行、平成 24 年 5 月一部施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24 年 10 月施行）
- 「障害者自立支援法」の改正〔「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更（平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月一部施行）〕
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正（平成 30 年 4 月施行、一部平成 25 年 6 月、平成 28 年 4 月施行）
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の制定（平成 25 年 4 月施行）
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正（平成 26 年 4 月施行）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成 25 年 4 月施行）
- 「第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成 27 年 3 月）
- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂（平成 27 年 3 月）
- 「三重県特別支援教育推進基本計画」の策定（平成 27 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 2006（平成 18）年 12 月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が国連総会において採択され、2008（平成 20）年 5 月に発効しました。
日本では、同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、発効から 6 年後の 2014（平成 26）年 1 月に批准しました。
- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」において、平成 23 年 8 月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられ、この骨格提言をふまえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 24 年 6 月に成立しました。こ

れにより、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」として平成25年4月（一部は平成26年4月）に施行されました。また、その間、権利条約批准に向け、平成23年6月に「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）が成立、同年8月には「障害者基本法」が改正されています。さらに、障がい者の就業を支援するため、平成24年6月に「障害者優先調達推進法」が制定され、平成25年4月に施行されました。

- 平成27年2月、「障害者差別解消法」に基づき内閣府が策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。
- 平成25年10月に、鳥取県が全国で初めて手話を正式な言語と位置付ける手話言語条例を制定し、その後、神奈川県や群馬県など平成27年3月時点で18の自治体が同様の条例を制定しました。

【三重県の状況】（平成26年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」の広報活動として、小・中・高校生の体験作文やポスターを募集しました。これらの事業の実施により、障がい者が地域生活を送る上で必要な支援について、普及・啓発を図っていきます。〔「障害者週間」啓発広報事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 保健所において地域住民や精神障がい者に関わる人々に、正しい知識の普及を目的とした研修会を開催するとともに、精神保健福祉相談を実施しました。また、三重県精神保健福祉協議会など関係団体が行う講演会等について後援を行いました。これからも保健所の活動や関係団体への支援を通じて普及・啓発を図っていきます。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 特別支援学校におけるセンター的機能として、地域の小中学校等の要請に応じた研修会等の支援や、教育相談を実施しました。今後も、発達障がいを含む全ての障がいのある児童生徒への指導・助言や、地域の小中学校及び高等学校への研修支援や教育相談等を行う必要があります。〔関連取組（早期からの一貫した教育支援体制整備事業）／教育委員会特別支援教育課〕

（2）地域社会での自立・生活支援の促進と環境づくり

- ① 障がい者の自立した生活の場の確保のため、グループホームの整備を図りました。障がいのある人の地域移行を促進するとともに、グループホームを計画的に整備し、積極的にその活用を図る必要があります。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、各障害保健福祉圏域に身体・知的・精神障がいを対象とした総合相談支援センター^(注)を設置しました。加えて、専門性の高い相談支援事業として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する相談事業を行っています。また、ピアカウンセラー・ピアサポート^(注)の養成を行いました。〔障がい者相談支援体制強化事業／健康福祉部障がい福祉課〕

③ 一般就労した障がい者をアフターフォローする就労安心事業、知的障がい者、精神障がい者の県庁舎での職場実習などを行いました。また、工賃アップのための共同受注窓口の運営を行いました。

福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である「社会的事業所（注）」の創業と安定的な運営を支援する助成制度を創設しました。今後も「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援していく必要があります。〔障がい者就労支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕

④ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（3駅）のバリアフリー化に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バスのバリアフリー化が進むよう、国、関係市、交通事業者と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

⑤ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーにより、県内事業所に対して啓発や支援制度についての助言、求人情報の収集を行うとともに、ハローワークと連携し就職面接会を開催しました。

また、平成26年11月に、障がい者雇用を県民総参加で推進するため「三重県障がい者雇用推進協議会」を設置し、同年12月には、障がい者の就労訓練の場、商品販売のチャレンジの場、県民や企業と障がい者の交流の場として、ステップアップカフェ「C o t t i 菜」をオープンしました。

さらに、障がい者の職業訓練機会の拡大と雇用・就労を支援するため、企業や社会福祉法人などの多様な委託先を活用し、障がい者一人ひとりに応じた職業訓練を行いました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

⑥ 障がい者の社会参加促進に関する各種事業に取り組む中で、手話通訳者・要約筆記者の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室、障がい者芸術文化祭を行いました。また、平成33年に三重県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の設立を支援しました。

障がい者の社会参加を促進するには、各種事業に対する障がい者の参加意欲の向上と機会の増大や地域活動の担い手である手話通訳者や障害者スポーツ指導員等の養成や技術向上が必要です。〔障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障がい福祉課〕

⑦ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するために、職業に係るコース制を導入する学校を拡大するとともに、職場実習を中心に据えた教育課程の編成を進めました。

また、外部人材による生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行いました。今後も、関係機関、企業、NPO等と連携することで、事業所就労者の増加を図る必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕

（3）精神保健福祉の推進

① 精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科救急医療システムを整備するとともに、疾病の重篤化を軽減するよう24時間電話相談を開設して、相談・助言によ

り適切な医療が受けられるよう支援を行いました。

これからも精神障がい者や家族等が、24時間電話相談を十分に活用できるよう一層周知する必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ② 入院中の精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するための審査を行いました。入院の妥当性について、引き続き厳格・迅速な対応が求められています。〔精神医療審査会／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 長期入院精神障がい者の地域生活への移行に向けて、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりの確保に取り組みました。今後も、関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図る必要があります。〔精神障がい者地域移行・地域定着支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）特例子会社（注）を設立し、障がい者が能力を最大限に発揮できるよう作業設備・器具や職場レイアウトの整備を行うとともに、安全面、リスク面にも最大限に配慮した環境の整備を進めている企業があります。

（事例2）工場のバリアフリー化や在宅就労制度の導入に加え、個々の障がい者の特性に応じた仕事の割り当てや生産工程の標準化などにより障がい者が働きやすい環境を整備したことで、経済産業省が選定する「ダイバーシティ経営企業」に選ばれた企業があります。

（事例3）車いす利用者が利用しやすいよう、ユニバーサルルームを設けている宿泊施設があります。そこでは、バリアフリーに配慮し、車いす対応トイレを完備するとともに、室内をフラット化して車いすを移動しやすくしています。また、配慮の必要な利用者の視点に立った接客を、経験の豊富な従業員が行っています。

○【NPO・団体等】

（事例1）当事者自らが運営主体となり、障がい者が当たり前に地域で自立した生活を営むために、居場所の提供やスポーツ、文化活動の支援、相談支援、ピアカウンセラーの養成など精神障がい者の活動支援を行っている団体があります。

（事例2）東日本大震災による障がい者の死亡率は、住民全体の死亡率の2倍以上であったことから、災害時に支援活動がすぐ行えるように、一般社団法人三重県聴覚障害者協会では、手話通訳者及び要約筆記者の支援団体と連携して、聴覚障害者災害救援三重本部が平成26年12月に津市で聴覚障害者災害支援リーダー養成講座、また、10月に熊野市で聴覚障害者災害支援サポーター養成講座を行いました。

（事例3）災害時に、障がい者などの災害弱者の命が多く失われていることをふまえ、特別支援学校等で「支援が必要な家族がいることは、隠すことではなく、発信、

主張することはあたりまえのこと」ということや、「災害時は、支援が必要な人から支えていく」ということを伝えている団体があります。当事者家族などの中にある、他人に迷惑をかけてはいけないのでないかという気持ちからくる遠慮や、障がいがある家族がいることを隠すといった意識に働きかけ、家族の思いを軽くするための発信をしています。

(事例4) 子どもの発達障がいについての講座を開催し、保護者等が子どもの発達の悩みを話せる場を作っている団体があります。

(事例5) 働くことに難しさを感じている人たちに働く場を提供することで、「誰もがその人らしい働き方ができ、共に働く」ことを目的とした「ユニバーサル就労」の普及をめざし、県内各地の食材を生かしたご当地おやきを販売する店舗を運営している法人があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたす恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- 鈴鹿市では、“障がいのあるなしにかかわらず、だれもが自分らしく輝くことのできるぬくたい（温かい）町を作ろう”と、地域の学校などの関係団体と保護者や地域の方々が集い、障がい者差別をなくす強調週間実行委員会を組織し、「ぬくたいフェスタ」を毎年開催しています。
- 鈴鹿市では、救急隊が本人確認や医療情報を迅速に把握できるように、番号を記載した「救急情報ネックレス」を希望する災害時要援護者台帳に登録されている一人暮らしの方に無料配布しました。
- 松阪市では、手話は言語である旨やその普及を内容とする全国で4番目となる手話条例（松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例）を平成26年4月に施行しその施策を進めました。
- 名張市では、市内を走るコミュニティバス6路線すべての障がい者運賃を無料とすることで、障がい者が外出しやすいよう支援しています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 障がいに関する理解や障がい者の人権について、「障害者週間」での広報活動や県政だよりへの掲載など、機会を捉えて啓発広報を行うとともに、平成28年4月の障害者差別解消法施行に向けて駅前やイベント等で啓発グッズ配布等啓発活動を行います。
- 平成27年2月に国が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」をふまえ、職員等対応要領の策定や相談体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の検討など、障害者差別解消法に基づく取組を進めます。
- 特別支援学校においては、センター的機能を發揮し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。また、卒業後の充実した社会生活の実現に向けて、キャリア教育を推進します。
- 地域社会での自立・生活支援の促進に向けて、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう、広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、就労に

向けた支援を行います。また、障がい者の日中活動の場の確保及びグループホーム等居住の場の確保を支援します。

- 障がい者の就労と職場定着の支援を行うとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立支援や障がい者雇用アドバイザー等による普及啓発により、障がい者の就労の場の拡大を図り、障がい者雇用の取組をより一層促進します。また、障がい者の就労支援として、多様な職業訓練を実施します。
- ステップアップカフェ「C o t t i 菜」を効果的に活用し、障がい者の一般就労への支援、県民及び企業の理解促進に取り組みます。
また、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」における活動を通じて、企業間の主体的な取組を支援します。
- 「社会的事業所」の創業と安定的な運営の支援に係る補助を行い、障がいのある人もない人も共に働く場づくりを進めます。
- 三重県で開催される平成33年の全国障害者スポーツ大会に向けて、県内にない団体競技のチーム結成に向けた支援に努めるとともに、会場調整や準備委員会設置の検討、障がい者スポーツ指導員や審判員の養成、スポーツ実技指導の充実を図ります。
- 精神保健福祉の推進に向けて、精神疾患の急性発症等に対応するため精神科救急医療システムを整備するとともに、24時間電話相談により、疾病の重篤化を軽減するよう相談・助言を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行います。
- 平成24年10月の障害者虐待防止法施行をきっかけに、通報等件数が増えていることから、体制の充実を図るとともに、関係機関の職員の研修や専門家会議の開催により、専門的知識及び技術を有する人材の育成と適切な支援に努めます。
- 障害者優先調達推進法による調達方針に基づき、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組みます。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等に対し支援します。

注) グループホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注) 総合相談支援センター

県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービスを基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。

注) ピアカウンセラー・ピアソーター

同じ課題や不安などを共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行う「ピアカウンセリング」における相談者や支援者のこと。

注) 社会的事業所

障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

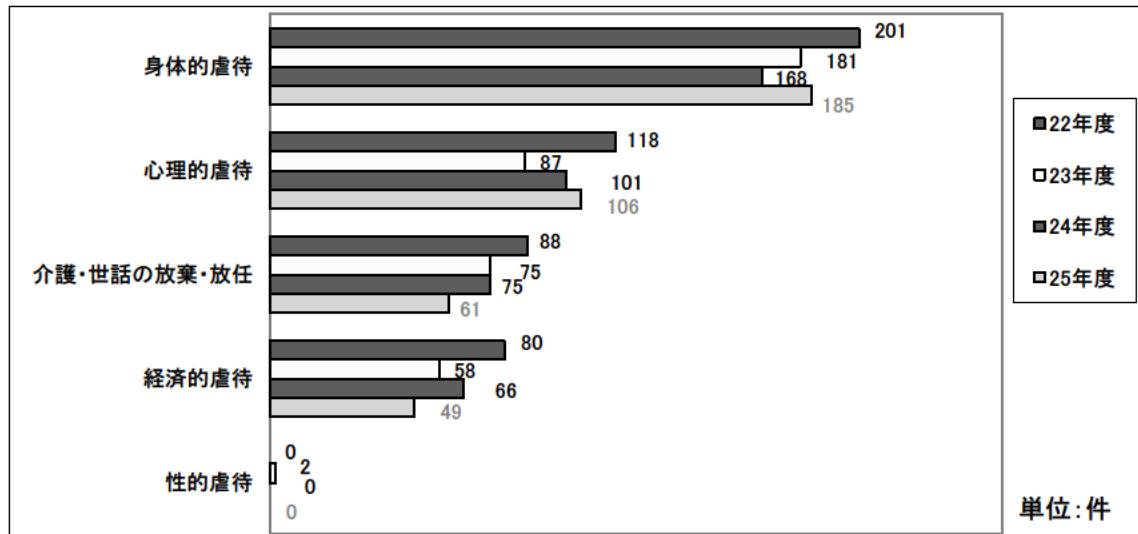
注) 特例子会社

障がい者の雇用促進を目的とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例制度）により、特別に認定を受けた子会社のこと。

高齢者

■ データからみた状況

【関連データ1】高齢者虐待（養護者による）の事実確認状況

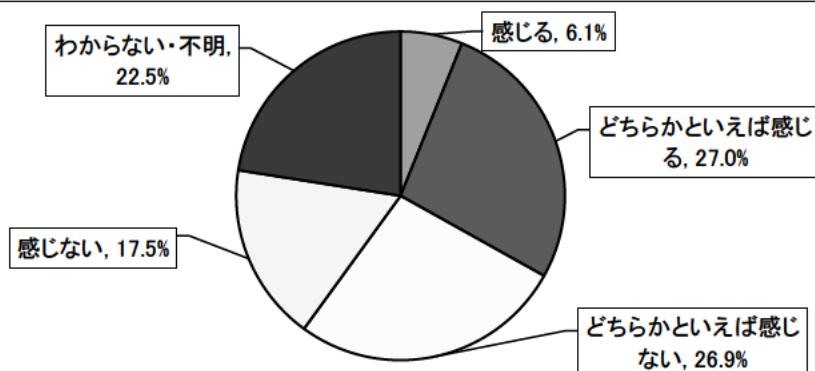


(複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。)

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿介護課）

【関連データ2】福祉サービスの利用に関する実感

(必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感)



資料：みえ県民意識調査（H26年1～2月）

データに関するコメント

【関連データ1】県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内の平成25年度中の虐待に関する相談通報件数は504件ありましたが、このうち265件が虐待と判断されました。

【関連データ2】必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感については、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が44.4%で、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合（33.1%）より高くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正（平成 25 年 4 月施行、平成 24 年 9 月一部施行）
- 「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成 20 年 5 月施行）
- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の制定（平成 26 年 6 月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の改正（平成 26 年 6 月施行）
- 「介護保険法」の改正（平成 27 年 4 月施行）
- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成 27 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 厚生労働省は、平成 18 年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査を実施しています。この調査結果等をふまえ、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が高齢者虐待に関する正しい知識と理解のもとに、高齢者虐待を発生させない体制整備への取組を促しています。
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けており、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況などを取りまとめた平成 26 年「高年齢者の雇用状況」の集計結果によると、三重県は、「高齢者雇用確保措置の実施状況」が全国 1 位、「希望者全員が 65 歳以上まで働く企業割合」が 6 位、70 歳以上では 7 位となっています。
- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めため「介護保険法」が平成 26 年 6 月に改正され、在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実が図られました。
- 平成 24 年 9 月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」は、我が国が、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えており、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となつてもらうと同時に、支えが必要となつた時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現させていくとともに、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に發揮できるような全世代で支え合える社会を構築することを目的としています。

- 内閣府においては、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を毎年に実施しており、平成26年度においては「日常生活に関する意識調査」と、「暮らしに関する意識調査」を実施しました。
- 厚生労働省においては、平成26年6月に、行方不明になった認知症の人等に関する初めての全国調査を実施し、その結果を同年9月に公表しました。また、身元不明の認知症高齢者等についての特設サイトを平成26年8月に設置し、運用を開始しました。
- 厚生労働省においては、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を平成27年1月に策定しました。

【三重県の状況】（平成26年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備

① 学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行いました。全国健康福祉祭とちぎ大会への選手団の派遣や地域リーダー育成研修などを開催しました。地域の福祉課題への対応に、高齢者の活力を生かしていくことが必要です。〔高齢者健康・生きがいづくり支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

（2）介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

① 介護保険制度におけるケアマネジメントを中心的に担う介護支援専門員の役割は重要であり、そのため、質の向上を図ることを目的に各種の研修を実施しました。今後も増加が予想される医療依存度の高い利用者に対して、適切なケアマネジメントができるように、研修内容の検討を行い、より質の高い介護支援専門員の養成と資格の管理をしていく必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業／健康福祉部長寿介護課〕

② 認知症の早期発見、専門医療機関への誘導等を行う「かかりつけ医」の研修や、認知症高齢者ケアに係る介護サービスの職員等の資質向上を図るために研修を実施しました。また、認知症の方への「応援者」である「認知症サポーター」の養成や養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成、認知症の本人や家族の相談窓口（三重県認知症コールセンター）の設置を行いました。

さらに、認知症疾患医療センターを5か所指定し、地域における認知症に関する専門医療や専門医療相談の充実に取り組むとともに、若年性認知症のケアの質の向上を図るための研修を実施しました。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

③ 地域包括ケア（注）の中核的な拠点となる地域包括支援センター（注）の機能強化に向けて、職員のネットワーク形成力の向上などの研修会を実施するとともに、市町の地域ケア会議等へ専門家をアドバイザーとして派遣しました。〔地域包括ケア推進・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

(3) 高齢者的人権に配慮した社会環境の整備

① 要介護状態が重くなり、在宅での暮らしが困難になった場合など、入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、特別養護老人ホーム7施設（360床）の整備に対し支援を行いました。

今後とも、施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き市町と緊密な連携を図りながら施設整備を進める必要があります。〔介護サービス基盤整備補助事業／健康福祉部長寿介護課〕

② 高齢者虐待防止の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援を必要とする場合に、地域ごとに、三重弁護士会、三重県社会福祉士会と連携して「三重県高齢者虐待防止チーム」を設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

高齢者虐待防止の業務を行う市町や地域包括支援センターへの支援について、情報交換・研修事業などを引き続き実施していく必要があります。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

③ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（3駅）のバリアフリー化の取組に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく基本方針に沿ってバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）認知症の人の介護を行う家族が悩みを抱え込まないように、認知症センター養成研修を開催して、住民同士で支え合う地域づくりに取り組んでいる団体があります。

（事例2）高齢化率が49%の地域で、老人会による高齢者の見守り活動や配食サービス等を行っている団体があります。

（事例3）買い物に出かけることが困難な高齢者の移動手段を確保するため、平成23年に買物無料送迎バスの試験運行に取り組み、現在は地元企業がバスの運営を担うなど、地域・NPO法人・事業者の連携による地域ぐるみの活動を展開している団体があります。

（事例4）高齢者介護や保育、障がい者支援事業等に取り組む社会福祉法人では、各施設内だけでなく、施設間や地域との交流活動に積極的に取り組み、人と人との触れ合いを通して生きがいづくりや地域への愛着の醸成に取り組んでいます。

（事例5）地域住民・自治会が主体となって、地域完結型の日常生活支援を目的とした会員制の組織を立ち上げた地域があります。65歳以上の高齢者等向けに、地域住民による安価な日常生活支援サービスの提供に取り組むとともに、社会福祉

法人と連携して、地域で高齢者を孤立させないための取組も実施しています。

○ 〔企業〕

(事例1) 金融機関をはじめ地域に本社や営業所等を置く企業では、高齢者が暮らしやすいまちづくりを目的とした取組や、高齢者の見守り等活動に関する協定を地元自治体と締結し、行政・地域と一体となり、高齢化地域の活性化に取り組んでいます。

(事例2) コンビニエンスストアなど宅配サービスを展開する企業が増えてきている中で、県内には宅配サービスを開始して30年近くになるスーパーマーケットがあり、今では、商品の宅配だけでなく、家の修理や庭木の剪定のための業者斡旋や仲介サービスの提供にも取り組んでいます。

(事例3) 日帰り温泉施設を運営している企業では、企業の社会的責任を果たすため、高齢者等を対象に、買い物ツアーや健康増進運動などを実施することで、高齢者の元気づくりに取り組むとともに、高齢者の持つ知識や経験を活用して子どもたちとの交流を深めることにより、地域の活性化をめざしています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたすおそれのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- いなべ市では、市が一般社団法人元気クラブいなべに委託して実施している健康増進・介護予防事業において、延べ43,309名が元気リーダーコースに参加しました。平成26年11月に厚生労働省の「第3回健康寿命をのばそう！アワード表彰」において、厚生労働大臣自治体部門優秀賞を受賞しました。
- 松阪市では、認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見し、その居場所を家族等に伝えるための取組として、認識シールや配信メール等を活用した「徘徊SOSネットワークまつさか」を平成26年6月から本格的に開始しました。また、四日市市では同年8月から、伊勢市では同年9月から同様の取組が開始されるなど、こうした取組が県内各地に広がっています。
- 名張市では、平成25年度から「まちの保健室」による電話・訪問による見守り、通話録音装置の設置、防犯カメラ・自動着信拒否機器等の貸出等を実施し、高齢者を振り込め詐欺など悪質な電話勧誘等から守る取組が実施されています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 高齢社会が進展していく中、介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができ、人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりをめざした取組を行います。
そのため、介護支援専門員等の介護サービス関係者が、介護サービスの利用者の視点に立った質の高いサービスを提供できるよう、また、医療ニーズに対応し、医療と介護の推進を実現できる人材を養成するため、研修を実施します。
- 今後、高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が急速に増加すると見込まれていることから、新オレンジプランをふまえた認知症施策を含む「みえ高齢

者元気・かがやきプラン」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

- 高齢者虐待の早期発見・早期対応や、成年後見制度の利用促進に向けて、市町等の職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して実施します。
- 地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する中核機関として、高齢者をさまざまな形で支援できるよう、職員を対象としたネットワーク形成力の向上や介護予防に関する研修を開催するとともに、市町等の地域ケア会議へ介護や福祉分野の専門家等をアドバイザーとして派遣します。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等に対し支援します。

注) 地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。

注) 地域包括支援センター

高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ④

団体・企業名	自主活動グループ 「サポーターさくら」
関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策405 高齢者
まとめ	<ul style="list-style-type: none">○ まちづくりには、住民が主体的に取り組めるような仕掛けが必要です。また、地域を変えるためには、一人ひとりの住民の意識を変えていくことが課題です。具体的な個人への関わりや活動を通して、住民への働きかけを地道に続けることが大切です。○ 生きがいを持ったり、生活意欲を引き出したりすることが、自立支援へつながります。

1. 「サポーターさくら」について

サポーターさくらは、玉城町で暮らす認知症の人や、その家族を支援することを目的にしています。地域でのつながりを深め、住民同士が支え合いながら安心して生活していくような地域づくりをめざしています。

認知症サポーターの育成（地域での研修会の開催、協力等）、施設での認知症高齢者への支援（外出支援、行事の応援等）、認知症予防への取組、在宅での認知症の人と家族への個別支援、サポーターさくらの周知に取り組んできました。近年では、小学校対象のキッズサポーター養成講座、地域密着型サービス事業所でのミニサポーター養成講座、地域での認知症サポーターを養成する講座や徘徊模擬訓練などを行っています。活動は平成20年に29名で開始。現在は約140名の会員がいます。

2. 活動のきっかけと取組紹介

玉城町では、平成18年に高齢者虐待防止ネットワーク会議が発足し、その学びによって、虐待の被害者として認知症の高齢者が多いことがわかりました。

地域の大人の中には、認知症に対する偏見があり、それが子どもたちに伝わってしまうことがあります。このことを受け、キッズサポーターの養成に3年前から取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座に参加したことで、認知症は誰でもかかる病気だと捉えるようになった人や、ケアマネジャーから介護の間違いを学んだことから、認知症の家族に対し、住民同士でできることをやっていこうと考える人も増えてきました。また、認知症への正しい理解を図ることを目的に、地元のCATVで「さくら小劇場」と題した番組を、1日8回で4週間放映しています。

◎さくら小劇場「認知症高齢者の具体的な接し方」の内容

パート1：被害妄想「財布をとられた」／パート2：物忘れ「食事を食べたのに『食べてない』と言う」／パート3：記憶の障害「同じことを何度も繰り返す」／パート4：徘徊「仕事に出かける」／パート5：悪徳商法／パート6：高齢者虐待



3. 負担にならず、参加しやすい活動を

会員が増え、活動が発展している理由として、会員同士がやりたい活動を実践していること、「できることから少しづつ」を合い言葉に進めてきたこと、認知症高齢者、若年者自身も会員として活動していることがあげられます。

会員からは、「自分の健康づくり、生きがいができる嬉しさ」「認知症の人をサポートさせてもらいながら、認知症の人の姿、言葉、笑顔から人間のすばらしさを受け取っている。もらっているものの方が多い」「自分が誰かの役に立てる」ということが、こんなにも嬉しいということを知った」「地域の人へ声をかけるようになり、地域に親しみやすくなった。気軽に話せるようになった」「いろんな人と一緒に活動したり触れる中で、自分の老後を考えるようになった」「認知症高齢者の笑顔が自分を幸せにしてくれる」という声が聞かれます。



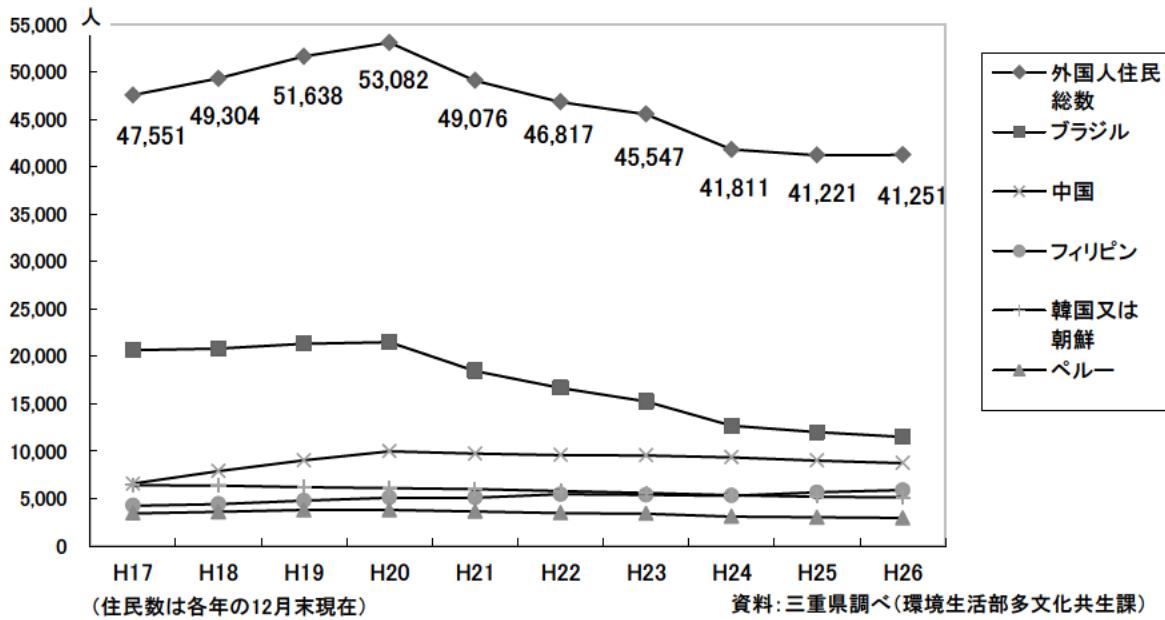
今後は、家庭の事情や仕事などで、平日に活動できる人が少ないのと、サポーターさくらの周知やサポーターのさらなる増加をめざしていきたいと考えています。

(施策分野4) 人権課題のための施策

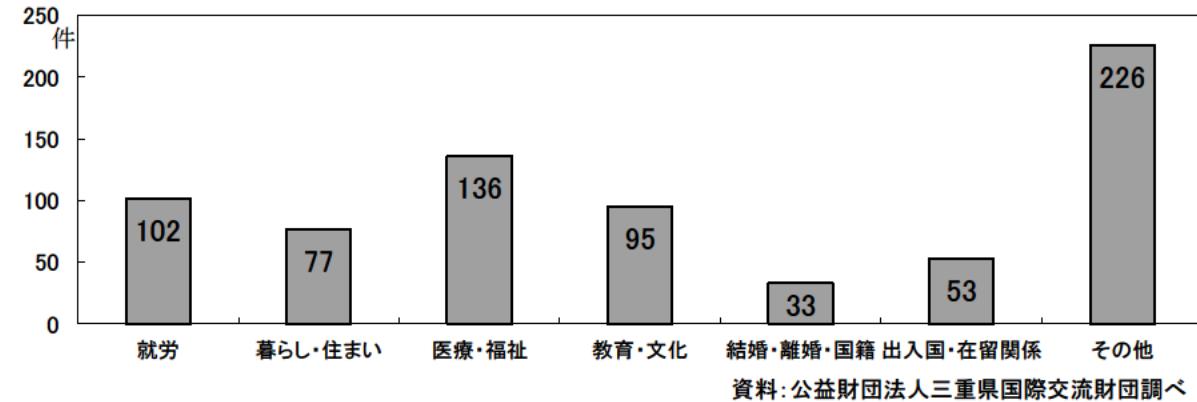
外国人

■ データからみた状況

【関連データ1】外国人住民数の推移



【関連データ2】外国人相談件数(平成26年度)

データに関するコメント

【関連データ1】平成26年12月末現在の三重県の外国人住民数は、41,251人（前年比30人、0.1%増）で6年ぶりの増加となりました。県内総人口に占める外国人住民の比率は、2.22%になりました（法務省統計では平成25年12月現在で全国第3位）。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが11,505人で全体の27.9%を占め、以下中国、フィリピン、韓国又は朝鮮、ペルーと続いており、上位5か国で約83%を占めます。（H23.12以前は外国人登録法に基づく外国人登録者数）

【関連データ2】公益財団法人三重県国際交流財団に委託し、実施している多言語による外国人住民相談窓口での平成26年度の相談受付は722件でした。相談内容はあらゆる分野にわたっており、その中でも「医療・福祉」、「就労」、「教育・文化」、「暮らし・住まい」に関する相談で約57%を占める結果となりました。

【関係法令等の動き】

- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔日系人の受入や研修制度など在留資格の拡大（平成2年6月施行）、外国人登録制度の廃止と新しい在留管理制度の導入（平成24年7月施行）〕
- 「国籍法」の改正〔日本国籍の取得要件の緩和（平成21年1月施行）〕
- 「住民基本台帳法」の改正〔外国人住民も住民基本台帳制度の対象に（平成24年7月施行）〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定（平成20年1月）
- 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）～多文化を共に生きる三重を目指して～」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国の外国人労働者問題関係省庁連絡会議においては、平成18年12月に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を取りまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のもと効果的な施策の実施に取り組んでいます。
- 内閣府においては、平成22年8月に、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を、平成23年3月には、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめました。平成26年3月には基本指針と行動計画を一本化して、「日系定住外国人施策の推進について」を策定しました。
- 東海4県1市では、経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでいます。
また、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備などに、多くの企業が取り組む契機とするため、経済団体の協力を得て、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を全国に先駆けて、平成20年1月に策定し、セミナーの開催などにより各企業・事業者への周知と具体的な取組の促進を図っています。
- 改正入管法及び改正住民基本台帳法が、それぞれ平成21年7月に公布され、平成24年7月に外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民の住民基本台帳制度が導入されました。
- 国の「日本再興戦略改訂2015」において、外国人材の活用として、高度外国人材受け入れ促進のための取組強化や留学生のさらなる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化等が進められています。
- いわゆるヘイトスピーチと呼ばれる特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動に対する社会的な関心が高まり、平成26年の国連自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会による最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。このような中、法務省は新聞広告やポスター、インターネット広告など各種啓発・広報活

動に取り組んでいます。

【三重県の状況】(平成26年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

① 日本語指導ボランティア入門研修を開催したところ、定員を超える参加がありました。研修会では日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り、日本語教室の活動の活性化に努めました。外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するため、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。

また、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）では、外国人住民を支援するNPOなどの活動を紹介する映像情報を提供することで、外国人住民の地域社会への積極的な参加・参画についての理解を深めてもらうことができました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。〔コミュニケーション施策推進事業／環境生活部多文化共生課〕

② 多文化共生啓発イベントでは、外国人住民とイベント参加者がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップをあわせて開催しました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げていく必要があります。

〔多文化共生啓発事業／環境生活部多文化共生課〕

(2) 外国人住民の社会生活における支援の充実

① 多言語での外国人住民相談窓口を設置するほか、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会を開催して、外国人住民の抱える課題に対応しました。引き続き、複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。

医療通訳制度の発展・定着に向け、医療通訳育成研修（ポルトガル語・スペイン語・フィリピノ語）を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関関係者や外国人住民等に、医療通訳制度の周知を行いました。

大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポート研修と外国人住民を主な対象とした避難所訓練を実施しました。

外国人住民が消費生活に関する知識を深めるために、消費生活啓発パンフレット多言語版（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、中国語、英語）を作成したほか研修会を開催して、外国人住民の消費者被害防止に努めました。〔外国人住民総合サポート推進事業／環境生活部多文化共生課〕

② 三重県労働相談室において、ポルトガル語、スペイン語通訳による相談に隨時対応しました。外国人労働者に関する相談は年間で43件あり、うち通訳を要する外国人からの直接相談は12件でした。

今後、外国人向け相談の効果的な広報、周知に努めていく必要があります。〔中小

企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課】

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、県内の7市において、「初期適応指導教室」^(注)を開設し、日本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。

また、県内の外国人児童生徒教育をさらに充実させるため、外部支援員（日本語協力者、学習支援ボランティア、通訳等）の資質向上を目的とするテキスト「外国人児童生徒教育に係る外部支援員等研修テキスト－効果的な日本語指導のための支援の進め方－」を活用した研修を推進しました。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）外国人の社員が日本の生活になじめるように人事担当者が配慮をしたり、生活習慣上で困っていることがないかを確認したりして、働きやすい環境づくりに努めている企業があります。

（事例2）東海4県1市が連携して、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを開催しています。平成27年に開催したセミナーには、外国人向けにインターネットなどによる情報発信などの事業を行っている三重県の企業が取組を発表しました。

○【NPO・団体等】

（事例1）外国籍の子どもたちが日本の文化を体験する行事を通して、地域住民と一緒に活動できるようにしている団体があります。また、その15年間の活動継続を通して、当時小学生だった外国につながりのある青年たちが活動に加わっています。

（事例2）公益財団法人三重県国際交流財団では、大規模災害が発生した際に、さまざまな主体と協力・連携して、外国人住民等を円滑に支援するため、「『みえ災害時多言語支援センター』の設置・運営に関する協定」及び「災害時の外国人住民支援にかかる協定」を、平成25年5月に県と締結しました。災害時に設置されるセンターは、多言語で災害情報の提供を行ったり外国人住民からの問合せや相談に対応したりするため、NPOやボランティアへの協力依頼を行うなどの災害時の支援活動を行うこととしています。

また、初期日本語指導を担当する教員等が使用する日本語指導教材、及び外国につながりをもつ児童・生徒が使用する日本語教材「みえこさんのにほんご」シリーズを発行し、学校やボランティアが中心となって運営している地域の日本語

教室における外国人の日本語学習を支援しています。

(事例3) 外国人住民を支援するNPOが、大学等に進学する外国人生徒に対して奨学金を給付する制度を創設し、支給しています。この奨学金は趣旨に賛同した民間企業の協力をもとに、外国人の地域社会参画を支援するプロジェクトの一環として実施されています。3回目となる平成27年は大学に進学する6名に奨学金が送られました。

(事例4) 地域の企業で働く外国人研修生の共同受け入れ事業を行っている商工関係団体があります。事業では日本語や法規、交通ルール、生活マナーなどの研修を実施しています。

(事例5) 外国人にわかりやすい日本語の講座を開くなど外国人住民が地域とのつながりをもち、地域の担い手となれるような多文化共生のまちづくりに取り組んでいるNPO法人があります。

(事例6) 外国人が多く住む地域で、外国人住民に対し、祭りなどの地域のイベントに参加を促すだけでなく、ボランティアやスタッフとしての参画を呼びかけたり、食文化を通じた交流を図ったりするなどの取組を行っている地域づくりの協議会があります。

○ 【学校】

(事例1) 外国人生徒の在籍割合が高い県立高校では、校内の「外国人生徒支援委員会」において、外国人生徒への学習支援や進路面での支援を行うとともに、県、市、商工会議所、国際交流協会等が連携し、外国人生徒の日本での生活に必要な基本的知識の習得に向けた支援や、日本語で学ぶ力の育成をめざした授業づくりの研究に取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交流や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が参加しています。
- 鈴鹿市は、市ホームページに自動翻訳サービスを導入して、それまでの英語、ポルトガル語、スペイン語に、中国語（簡体字）と韓国語を加えて、5か国語の情報提供を行っています。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。「松阪やたいむら」には、平成26年度は4,500名が参加しました。
また、外国人児童生徒のための初期適応支援教室や外国人幼児のための就学支援教室を開設し、小中学校への適応と日本語指導を支援するとともに、多言語による相談窓口を開設しています。
- 伊勢市は、防災や災害時の対応などの知識を高めるための外国人住民を対象とした避難所体験型の説明会や、災害時の避難所で外国人をサポートしたり、外国人が支援者となったりするための避難所運営訓練などを実施しました。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされていましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があり、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。また、外国人住民を取り巻く社会状況の変化などをふまえ、異なる文化的背景を生かした地域社会づくりをめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定に取り組みます。
- 日本語指導ボランティア研修において、地域とのコーディネートに係る内容を取り入れるなど、人材の育成支援を充実するとともに、研修参加者に日本語教室を紹介するなどボランティアとして実際に活動していただけるよう働きかけます。
- 大規模災害発生時に外国人住民等への支援等を円滑に行うため、各種事業に取り組むほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民等の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民等が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう引き続き取り組みます。
- 外国人児童生徒の在籍状況の広域化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。
また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。

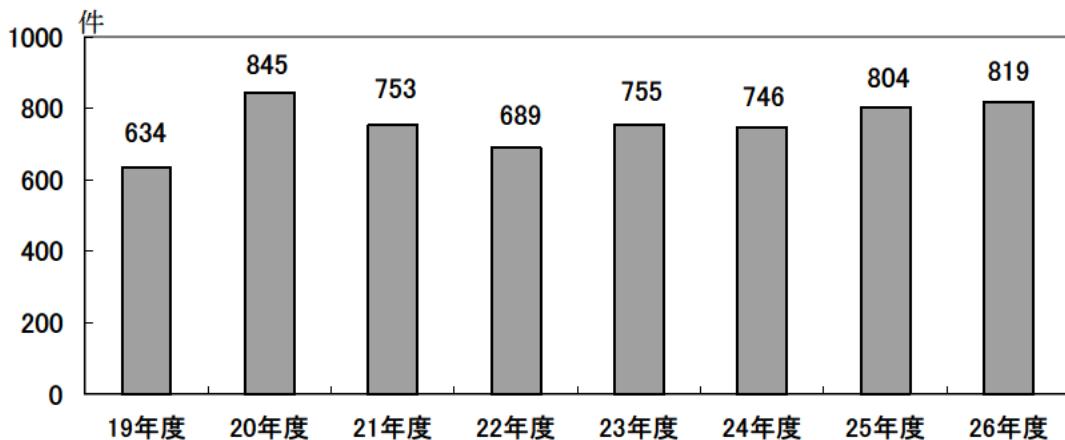
注) 初期適応指導教室

来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。

患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

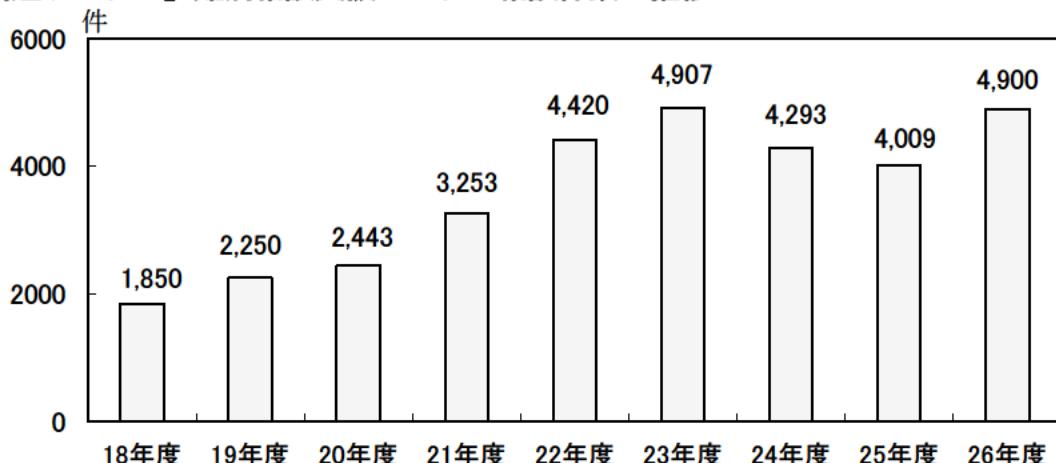
■ データからみた状況

【関連データ1】医療相談件数の推移



資料：三重県調べ（健康福祉部医療対策局医務国保課）

【関連データ2】難病相談支援センター相談件数の推移



資料：三重県難病相談支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、相談件数は、平成19年度以降、年間600件を超えており、平成26年度は平成20年度に次ぐ相談件数となりました。

【関連データ2】三重県難病相談支援センターでは、在宅難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安を解消するため、各種相談等を行っています。平成26年度は4,900件の相談が寄せられました。

【関係法令等の動き】

- 「らい予防法の廃止に関する法律」の制定（平成 8 年 4 月施行）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定（平成 11 年 3 月施行）
- 「がん対策基本法」の制定（平成 19 年 4 月施行）
- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成 21 年 4 月施行）
- 「臓器の移植に関する法律」の改正（平成 22 年 1 月施行、7 月一部施行）
- 「肝炎対策基本法」の制定（平成 22 年 1 月施行）
- 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定（平成 23 年 5 月）
- 「がん対策推進基本計画」の改定（平成 24 年 6 月）
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」の制定（平成 24 年 9 月施行）
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定（平成 27 年 1 月施行）
- 「児童福祉法」の改正（平成 27 年 1 月施行）
- 「医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例」の制定（平成 25 年 4 月施行）
- 「三重県がん対策推進条例」の制定（平成 26 年 4 月施行）
- 「三重県がん対策戦略プラン」の第 2 次改訂（平成 25 年 3 月）
- 「三重県保健医療計画」の第 5 次改訂（平成 25 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及び H.I.V 感染者に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、平成 11 年度から「H.I.V 感染者等に対する偏見をなくそう」を人権週間（12 月 4 日～10 日）の強調事項として掲げるとともに、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っています。
- 厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成 11 年に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年 1 月改正）により、患者等の人権を尊重し、総合的な対策を進めています。
- 国は、ハンセン病患者に対する長年の隔離政策についての誤りを認め、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復と社会復帰のための施策を推進するため、「ハンセン病問題基本法」を平成 21 年 4 月に施行しました。ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた啓発を行うとともに、ハンセン病療養所退所者等の相談窓口の設置や専門医による診察・相談、ハンセン病療養所入所者の親族に対する生活援護、ハンセン病療養所に入所している三重県出身者に対する訪問や、里帰りの実施等に取り組んでいます。

- 平成21年7月に「臓器の移植に関する法律」が改正され、遺族の承認による臓器提供や、15歳未満の脳死患者からの臓器提供が可能になりました。また、被虐待児からの臓器提供がされることのないよう、虐待が疑われた場合、移植医療従事者は必要な措置を講ずるものとしました。
- 平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、同法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、新たに難病患者等が、障害福祉サービス等の対象となりました。
- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成27年1月から新たな制度に基づく難病対策が開始されました。

【三重県の状況】（平成26年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① 平成27年2月、「医療機関における医療事故の取組」をテーマに、医療従事者等を対象とした研修会を開催しました。

医療相談窓口に寄せられた相談や苦情内容の傾向を整理し、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供していく必要があります。〔患者本位の医療の促進／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ② 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族の悩みや不安などの相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点病院や各がん診療連携推進病院、患者会等との連携を進めました。社会保険労務士によるがん患者の就労相談を開始する等、仕事とがん治療の両立の支援体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん療養生活向上事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① H.I.V検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）等キャンペーンイベントとして、講演会、展示会、街頭キャンペーンを実施し、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

今後も、効果的な普及啓発活動をしていくことが必要です。〔エイズ対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課〕

- ② ハンセン病療養所入所者の生の声を記録した証言映像を制作するとともに、平成27年2月14日に開催したハンセン病回復者と支援者（弁護士）による「コンサート＆トーク」にあわせて証言映像の上映を行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

今もなお、多くのハンセン病元患者が家族や友人、地域から分断されたまま過ごしているように、依然として差別は残っており、引き続き、ハンセン病の正しい知

識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の促進／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

(3) 医療・生活支援体制の充実

① 三重県医療安全支援センターにおいて、医療に関する相談等に応じるとともに、医療従事者を対象とした講演会を開催しました。県民の健康や医療に対する関心はますます高くなっています。相談員には、より高い医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。

また、医療相談を受けて、医療機関への指導が必要な案件にも、迅速かつ的確に対応できるよう、地域機関との一層の連携が必要です。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

② 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援、地域活動の促進及び就労支援などを行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。

引き続き、地域の医療機関、市町との連携のもとに、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。

〔難病在宅支援事業費（難病在宅ケア事業）／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 〔企業〕

（事例1）ハンセン病回復者の帰郷事業を追いかけたドキュメンタリーフィルムを制作し、放送批評懇談会から報道活動を顕彰する賞を受賞した企業があります。

○ 〔NPO・団体等〕

（事例1）難病患者には、医療助成の支給が一部であったり、難病認定に時間がかかるなど、患者数が少なく薬の開発につながりにくい等の現実を改善する取組を進めている団体があります。

（事例2）「医療パートナー研修」を実施して、外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を行うとともに、医療パートナーを医療機関や保健センターに派遣する事業を行っている団体があります。

（事例3）ハンセン病の元患者や識者等によって平成21年に設立された県内の団体が、三重県と共に、ハンセン病問題の解決をめざして映画上映会やコンサートを開催しています。平成27年2月には、ハンセン病療養所で暮らしている三重県出身者の証言記録映像の上映やハンセン病回復者のシンガーソングライターと支援者（ハンセン病国家賠償訴訟の弁護士）による「コンサート＆トーク」を開催しました。

（事例4）がん研究を支援するための募金活動とがん研究の重要性を啓発することを目的に、ランナーがPRを行いながら県内を走る「EKIDEN for LIFE（生命（いの

ち）の駆除）」を実施している団体があります。

○ 〔医療機関〕

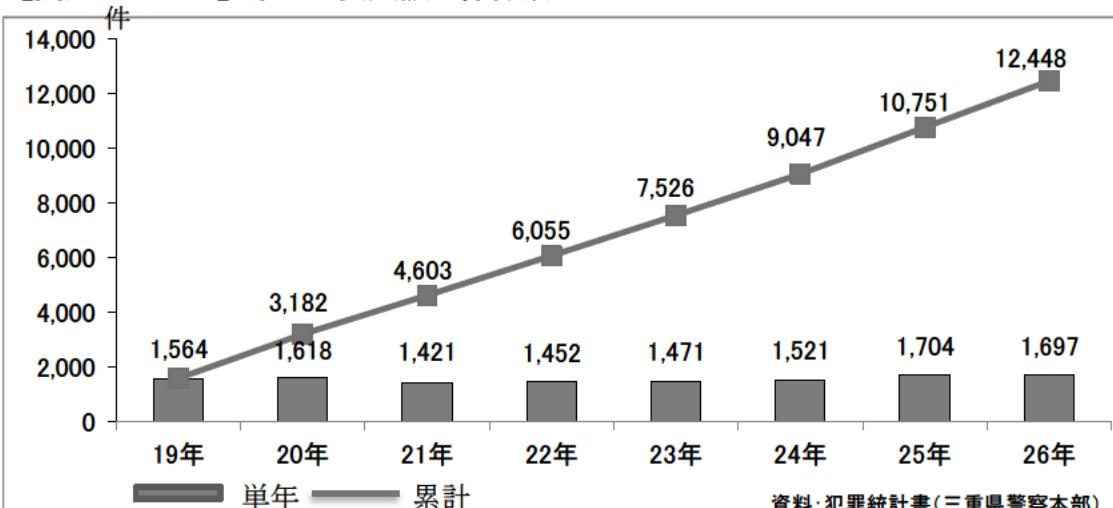
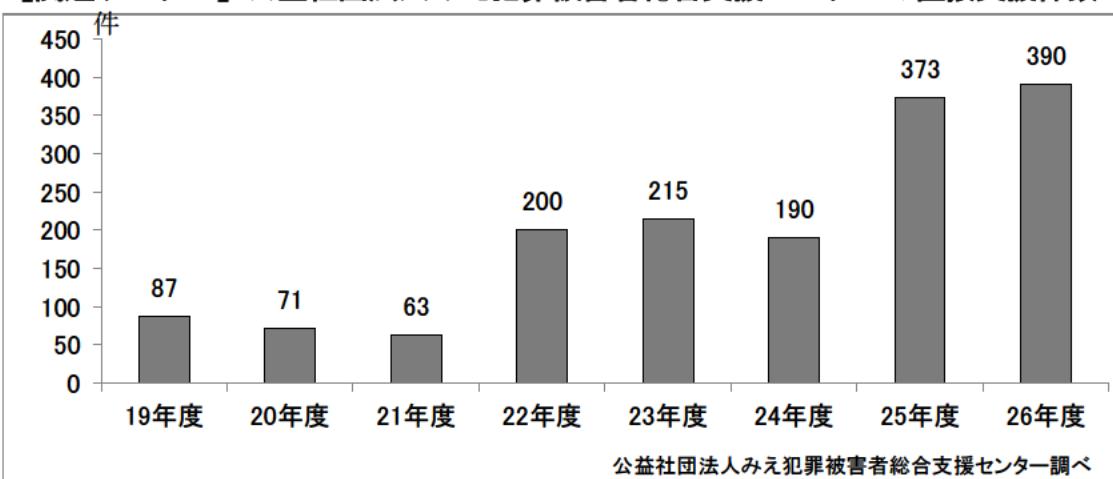
- （事例1）県内のがん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院が主体となって、市民公開講座の開催や相談窓口の設置などの取組が進んでいます。
- （事例2）院内で発生した人権問題や患者からの意見を協議する委員会を設置し、職員への研修を実施している病院があります。
- （事例3）外国人住民が集住している地域において、ポルトガル語、またはスペイン語の医療通訳者を定期的に配置する等、複数の基幹病院で医療従事者と外国人患者とのコミュニケーションの促進に関する取組が進んでいます。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- 医療安全に関しては、医療相談機能の充実を図るとともに、相談事例の分析を行い、医療相談に寄せられた情報から得られた患者ニーズを、医療機関にフィードバックしていきます。
- がん対策については、県内の拠点病院及び推進病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- エイズに対する関心が薄れていますが、昨年1年間に報告された患者・感染者数は依然高い水準にあります。今後も引き続き、エイズに関する予防啓発、相談・検査、医療体制を強化する取組を進めていきます。

犯罪被害者等

■ データからみた状況

【関連データ1】県内の要支援犯罪件数**【関連データ2】公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの直接支援件数**

データに関するコメント

【関連データ1】

犯罪の被害に遭った人が、受けた被害から回復するには長い年月を必要とすることから、支援が必要と思われる人の数は累計で考える必要があります。また、支援が必要な方は、被害者本人だけでなく家族や親族にも及ぶため、データ（要支援犯罪件数）より多い可能性があります。

【関連データ2】

平成26年度の直接支援件数は、前年に比べ17件増加しており、要支援犯罪件数を考慮すると、県内のニーズはさらに多くのものと考えられます。

【関係法令等の動き】

- 「犯罪被害者等基本法」の制定（平成 17 年 4 月施行）
- 「犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成 17 年 12 月）
- 「民事訴訟法」の改正〔民事裁判への遮蔽措置・ビデオリンク等の導入（平成 20 年 4 月施行）〕
- 「更生保護法」及び関係法の改正〔少年事件における仮釈放の際に被害者の意見を聴取するなどの追加（平成 20 年 6 月施行）〕
- 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正〔「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に名称変更、給付金の上限及び最低額の増額（平成 20 年 7 月施行）〕
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成 20 年 10 月）
- 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の改正〔公判記録の閲覧・謄写要件の緩和、損害賠償命令制度（平成 20 年 12 月施行）〕
- 「刑事訴訟法」の改正〔刑事裁判への被害者参加制度の創設（平成 19 年 12 月施行）、殺人罪など凶悪事件の公訴時効を廃止（平成 22 年 4 月施行）〕
- 「第 2 次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成 23 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 平成 17 年 4 月の犯罪被害者等基本法の施行により、国においては、裁判制度や給付金の見直しなど、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度改正が行われました。また、刑事訴訟法の改正に伴い、刑事裁判への被害者参加制度が創設され、平成 19 年 12 月から施行されています。
- 各都道府県において、従来、警察が行ってきた犯罪被害者支援について、警察を中心に行政や民間団体など関係機関が連携して行うための枠組みづくりや県民への啓発などが行われています。
- 内閣府の犯罪被害者等施策推進室は、平成 24 年 3 月に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成しました。
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行により、親族間犯罪に係る減額・不支給事由について見直され、支給範囲が拡充されました。（平成 26 年 11 月 1 日施行）

【三重県の状況】（平成 26 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対して、財政的及び人的支援を行うとともに、事業についても積極的な支援を行いました。今後も、被害者支援活

動の中核としてセンターが活動できるように関係機関、地域社会との交流を進め、社会全体で犯罪被害者を支えていく環境をつくる必要があります。〔公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援事業／警察本部広聴広報課〕

- ② 事件・事故の被害者やその家族に対し、自助グループの紹介や活動内容の説明等を行いました。また、自助グループの会合等へ参加し、意見や要望を聞き、被害者支援の施策に取り組みました。

今後も、自助グループとの連携を図り、活動内容等を広報するとともに同じ境遇の方が話し合える環境を作っていく必要があります。〔自助グループ等民間団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

- ③ 犯罪被害者等のニーズと行政サービスや警察の支援をスムーズにつなぐため、犯罪被害者等への支援に有効な県の施策をまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業」の見直しを行い、県の各部局をはじめ市町・関係機関に配布しました。

各種制度等が年々変わっていくことから、今後も継続して関連施策を把握することが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

（2）犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進

- ① 県民への啓発活動として、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと警察、県・市町等が連携し、一行詩「い・の・ち」の募集や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に、「犯罪被害者支援キャラバン隊」による広報や「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

また、県内の中学校、高等学校及び大学の学生並びに教職員を対象に犯罪被害者遺族による講演などを行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者遺族による講話を行うなど、犯罪被害者支援に対する理解と共感の増進に努めました。

犯罪被害者の心情等については、まだ十分に理解されていないことから、一層工夫した啓発活動を行い、被害者支援意識の高揚を図る必要があります。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② 犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性を広く知ってもらうため、被害者等と接する機会の多い市町担当者等を対象に、グループ討議等を内容とする研修会を開催しました。今後とも、さまざまな観点から犯罪被害者等の人権に関し、県や市町担当者をはじめ職員の理解を深めることが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

（3）犯罪被害者等に対する精神的ケアをはじめとする支援

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口に、派遣警察官及び上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員17名が支援活動を行っています。

県では当センターに対して各種の支援を行い、センターの相談・支援機能の充実を図っています。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に

仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケアなど、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあること多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、ボランティア支援員の養成講座及び同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

（事例2）県内の5大学が連携して、交通事故被害者やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「いのちのキャンパス」を皇學館大学で開催しました。

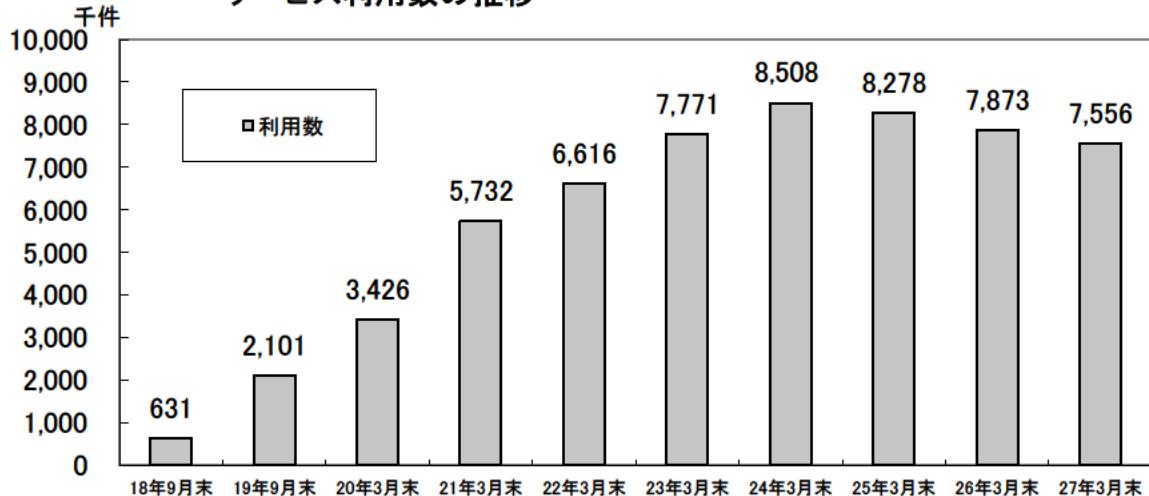
■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。
- 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口を設置し、各地域の産婦人科の連携病院の協力による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談などの総合的な支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図る「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営していきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 県警察では、平成27年4月、臨床心理士資格を持つ職員を採用、同職員が犯罪被害後間もない時期から、被害者に付き添い、被害者の悩みや不安等について話を聞き助言をするなど、専門的知識を活用しながら、被害者の精神的被害の回復や軽減を図っていきます。

インターネットによる人権侵害

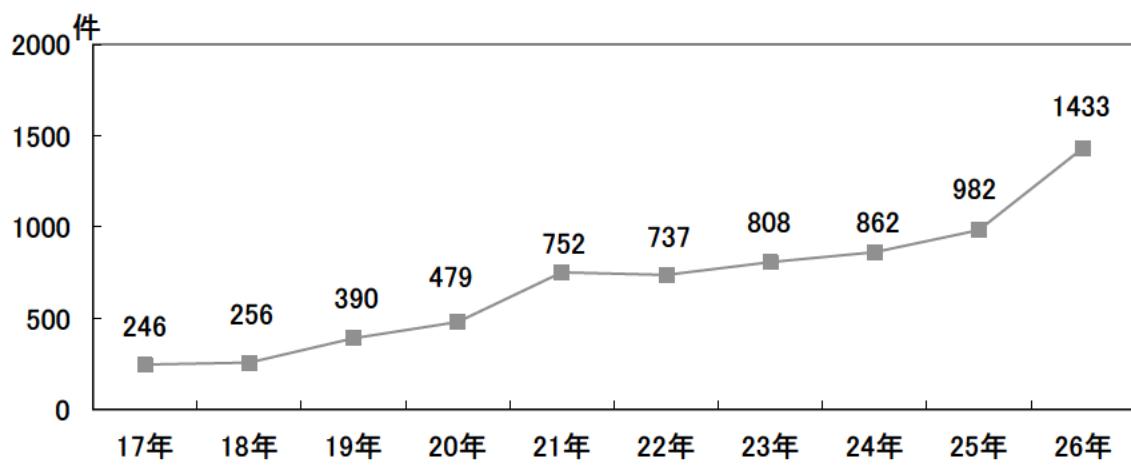
■ データからみた状況

【関連データ1】携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用数の推移



資料：電気通信事業者協会公表資料

【関連データ2】インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料：「人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】有害情報への取組として、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の利用状況が社団法人電気通信事業者協会から公表されています。平成27年3月末の利用者数は、前年に比べて、約32万件の減少となっています。

【関連データ2】インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件の受理件数は、全国的に増加しています。

【関係法令等の動き】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の制定（平成 14 年 5 月施行）
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改正（平成 24 年 4 月施行）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成 21 年 4 月施行）
- 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の制定（平成 26 年 11 月施行）
- プロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改定（平成 16 年 10 月）
- プロバイダ責任制限法「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定（平成 19 年 2 月）
- 「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成 25 年 3 月）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 2 次）」の策定（平成 24 年 7 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 総務省では、「利用者視点を踏まえたＩＣＴサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の成立・施行後の青少年のインターネット利用を取り巻く状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、さらなる取組のあり方を検討し、平成 23 年 2 月に「中間報告書」が取りまとめられました。
法務省は、インターネット上の人権侵害事案に対しプロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に法務省の人権擁護機関による対応指針が盛り込まれたこともふまえ、削除要請などの対応を行っています。
- 都府県・政令市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」では、同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準の検討をふまえ、法務省等への削除依頼を行っています。
- 携帯電話・ＰＨＳ事業者が加盟する一般社団法人電気通信事業者協会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応として、「安全に安心して携帯電話を利用するサービスの普及促進」と「携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発」に取り組むため、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成 24 年 2 月に改定しました。
- 青少年を取り巻くインターネット環境整備をめぐる新たな課題(スマートフォンをはじめとする新たな機器への対応、保護者への普及啓発、国・地方公共団体・民間団体の連携強化)に対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 2 次）」が策定されました。（平成 24

年7月、子ども・若者育成支援推進本部)

- 性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生していることから、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年11月に施行されました。

【三重県の状況】(平成26年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。

「ネットモニタリーリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシー(注)の啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うリーダーを担う人材の養成に取り組みました。

インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

- ① 各種講座において、インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等のテーマ設定等、教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー教育や啓発が重要なとなっています。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

- ② 児童生徒のネットモラルを育成するために、教職員を対象に連続講座を開催し、子どもたちの現状や課題について学ぶとともに、先進的な取組内容や成果について研修を深めました。今後も、児童生徒が人権感覚とメディア・リテラシーを養い、インターネット等の適正な利用が行えるよう学習していくことが重要です。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込みなどの現状把握や、インターネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。

また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。〔ケータイ・ネット対策事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 〔企業〕

（事例1）総務省等による啓発活動「e一ネットキャラバン」が全国で実施されています。県内でも、複数の情報通信事業者等から講師が派遣され、インターネットの安心・安全利用についての講習会が56回開催され、児童生徒・保護者・学校関係者など多くの参加がありました。

（事例2）小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオーディションに関わるトラブルなど、さまざまな問題を伝えている企業があります。安心してインターネットを利用する方法を提案することで、人権が尊重されるインターネットの利用を呼び掛けています。

○ 〔NPO・団体等〕

（事例1）インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる団体等があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者による削除も進んでいる事例もあります。

（事例2）ケータイやスマートフォンにおけるトラブルへの早期対応ができるよう、定期的に学習会を開催している団体があります。問題が起きたときにさまざまな方向から対応できるように、弁護士や警察、有識者などと連携できる体制を整えています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 桑名市では、職員自らが、毎月11日にインターネットでの差別書き込みモニタリングを行っています。また、事業委託先である外部の事業所もモニタリングを実施しており、その結果について報告を受けています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市の2市、伊賀地域防災総合事務所で構成する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」において、平成19年7月から引き続き「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでおり、共同のモニタリングで成果を挙げています。
- 志摩市では、差別事象対応マニュアルを改訂し、インターネット上の差別事象についての対応について追記しました。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。
また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS（注）環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者を養成します。
- インターネットと人権に関する学習が小中学校、県立学校で積極的に行われるよう支

援し、児童生徒のネットモラルの育成を図ります。

- ネット被害から子どもを守るため、インターネットや携帯電話の安全な使用方法等について保護者や地域住民に啓発していきます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。
また、教員に対して指導書を作成し、子どもたちに対する情報モラル教育を行うとともに、スマートフォンを持ち始める可能性が高い小学校3年生から中学校3年生を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「ネット検定」を実施して、子どもたちのインターネット利用等に対する知識・態度を育成します。

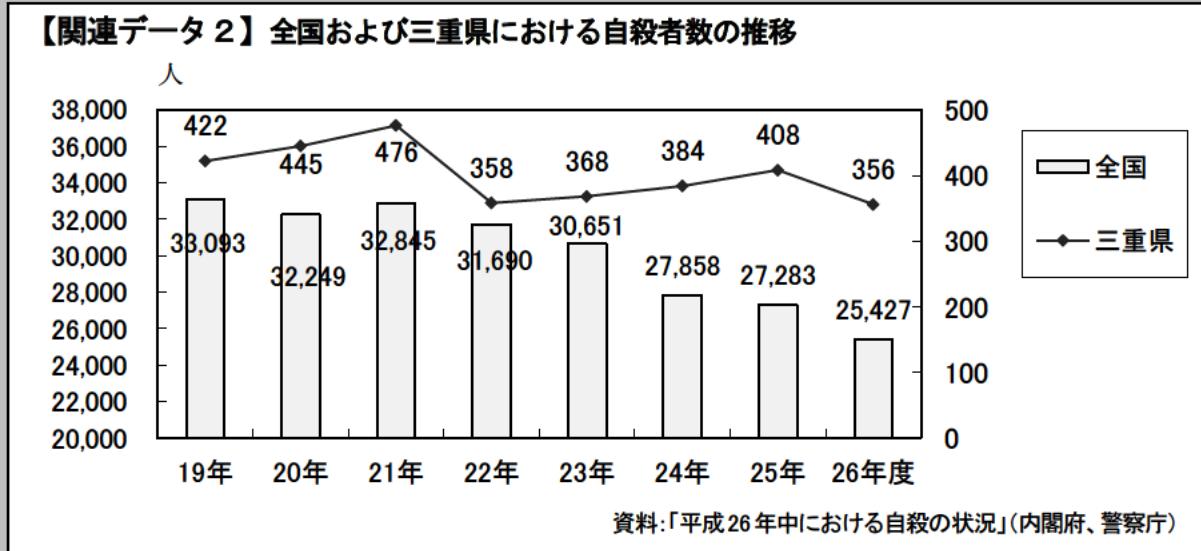
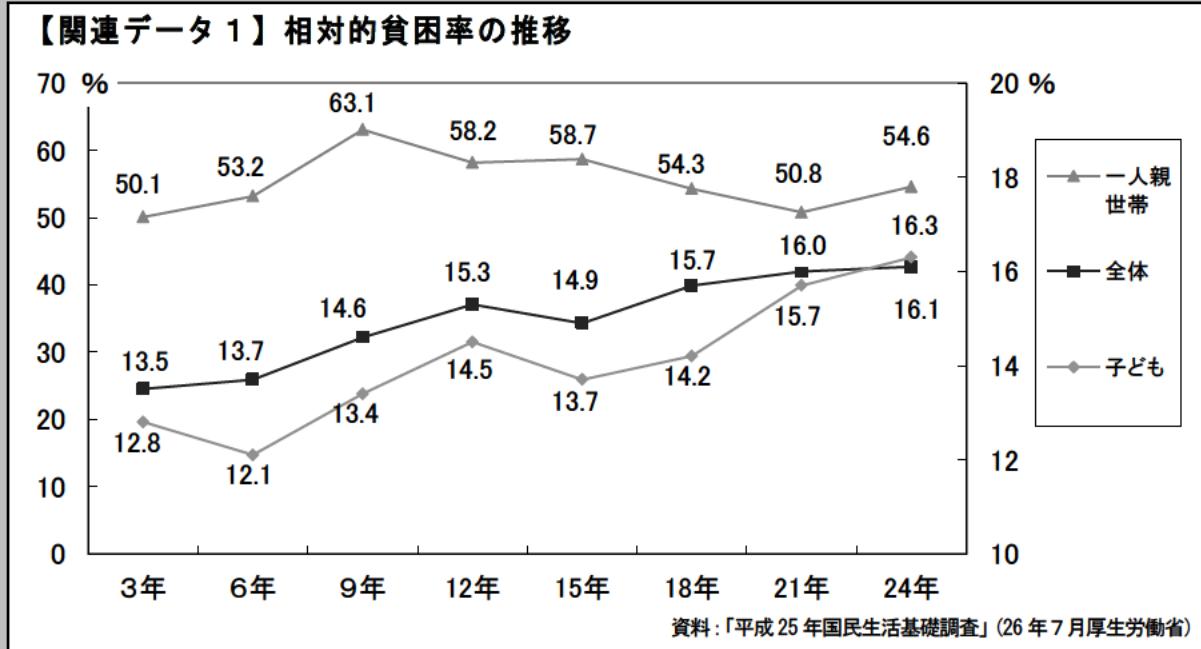
注) メディア・リテラシー → P.58 (注) 参照

注) SNS ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービス。

さまざまな人権課題

(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等)

■ データからみた状況



データに関するコメント

【関連データ1】厚生労働省が平成26年7月に公表した国民生活基礎調査によると、全国民のうち、低所得の人の割合を示す「相対的貧困率」(注)が「16.1%」となり、前回調査より「0.1%」悪化しています。子ども(17歳以下)は0.6%増となり、低所得の家庭で育てられている子どもが増えていることを裏付けています。また、日本では、ひとり親世帯の貧困率が際立って高く、50%を超えています。

【関連データ2】全国の自殺者は25,427人と、平成25年より1,856人減少しました。三重県の自殺者数は356人となっています。

【関係法令等の動き】

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」の改正（平成 23 年 7 月）
- 「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」の改正（平成 24 年 6 月）
- 「自殺対策基本法」の制定（平成 18 年 10 月施行）
- 「更生保護法」及び関係法の改正（平成 21 年 4 月施行、保護観察対象者の生活実態把握が確実にできるよう対象者に義務を課した）
- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の改正（平成 25 年 1 月施行）
- 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の改正（平成 19 年 7 月）
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択（平成 20 年 6 月）
- 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定（平成 22 年 2 月）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成 23 年 4 月）
- 「第 2 次三重県自殺対策行動計画」の策定（平成 25 年 3 月）
- 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定（平成 25 年 7 月）
- 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」の改正（平成 26 年 11 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 【アイヌの人びと】平成 20 年 6 月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及び平成 21 年 7 月にまとめられたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受け、アイヌの人びとの意見等をふまえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成 22 年 1 月から「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

平成 22 年 3 月からは、アイヌ政策推進会議のもとに、アイヌの人びとも参画した作業部会が設けられ、平成 22 年 12 月に、北海道外に居住するアイヌの人びとを対象とした「北海道外アイヌの生活実態調査」が実施され、平成 24 年 7 月には「民族共生の象徴となる空間」基本構想が決定されました。

平成 25 年 9 月から、公益財団法人人権教育啓発推進センターにおいて、アイヌの人びとのための電話相談が開始されました。

また、平成 25 年 10 月には、内閣府により、アイヌ政策に関する国民の意識を把握し今後の施策の参考とするため、アイヌ政策に関する世論調査が行われました。

さらに、平成 26 年 6 月には、「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

- 【刑を終えた人・保護観察中の人等】法務省では、刑を終えて出所したものの、行き場のない人たちの住居確保のため、更正保護施設の受け入れ機能を強化するとともに、平

成 23 年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保の施策を実施しています。また、出所者を試験的に採用する協力雇用主に奨励金を支給するなど、雇用しやすい環境づくりを進めています。

また、毎年、「社会を明るくする運動」を実施しており、平成 26 年 12 月に「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」が閣議決定されたことをふまえ、内閣総理大臣から国民に向けこの運動への理解と協力を求めるメッセージが出されました。このメッセージを用いる等して、「第 65 回社会を明るくする運動」を実施しました。

厚生労働省では、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるため、各都道府県が設置している「地域生活定着支援センター」と保護観察所との協働により、社会復帰の支援を推進しています。

- 【性的マイノリティの人びと（注）】性同一性障がいに関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の条件を満たすものについては、審判を受けることができるようになりました。また、平成 20 年 6 月、同法律の改正があり、戸籍変更ができる特定の条件が「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

文部科学省は、平成 22 年に性同一性障がいの児童・生徒について、都道府県教育委員会などに対し、本人の心情に十分配慮した対応をするよう通知するなど、性同一性障がいに対する理解を求めています。

内閣府において、「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、平成 24 年 8 月に閣議決定されましたが、性的マイノリティについては自殺念慮の割合が高いと指摘されているとして、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成するための教職員の理解促進が重点施策の一部とされています。

東京都渋谷区において、性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざし、平成 27 年 3 月、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が制定されました。

- 【ホームレス】平成 14 年 8 月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が平成 24 年 6 月に改正され、同法の期限が平成 24 年 8 月から 5 年間延長されました。また、同法に基づき平成 15 年 7 月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を見直し、平成 25 年 7 月に、新たな基本方針が策定されました。

なお、平成 27 年 1 月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」では、路上等におけるホームレスの数が、全国で 6,541 名確認されました。

- 【自殺対策】平成 18 年 10 月、「自殺対策基本法」が制定され、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が策定されました。なお、同大綱は、平成 20 年 10 月に一部改正されました。平成 24 年 8 月、初めて全体的な見直しが行われ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

- 【北朝鮮当局による拉致問題等】平成 18 年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、平成 19 年 7 月には、北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置に関する規定の一部が改正されました。また、

「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）」に掲げられている人権課題の一つとして、「北朝鮮当局による拉致問題等」が平成23年4月に加わりました。さらに、平成26年11月には、既に帰国された方の高齢化や新たな拉致被害者帰国を想定して、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が改正されました。

【三重県の状況】（平成26年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。
〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ② 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内15の企業、NPO・団体等を訪問し、活動状況の収集・整理を行いました。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。
〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕

（2）人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① 人権学習教材「わたし かがやく」が授業で活用されるよう、教職員対象に3回の連続講座を開催しました。また、人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の効果的な活用を促進するため、教職員を対象に、性同一性障がいの当事者を講師に招いて、性的マイノリティをテーマにした研修講座を開催しました。
〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ② 人権問題への正しい理解を図るため、パネル展やパンフレットの配布を行い、啓発に取り組みました。また、企業と連携した商業施設の展示スペースや地域での各種イベントに出かけて移動人権啓発を実施し、人権を身近に感じてもらうための取組を行いました。効果的に啓発を進めるためには、市町やさまざまな主体との連携が必要です。
〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ③ さまざまな人権課題の啓発パンフレットによる啓発に取り組みました。
〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ④ 三重県自殺対策情報センターを中心に、うつ病などこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域において支えとなる人材育成（メンタルパートナー養成）や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。今後も、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。
〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕
- ⑤ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発などに取り組みました。
〔戦略企画部戦略企画総務課〕

(3) 人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

- ① 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。

また、人権に係わる各機関相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座等（17講座、1,191名参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。

〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

- ② 人権侵害（差別事象）の発生した学校が主体的に課題解決を図れるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の実態を的確に把握し、未然防止のための取組を強化するとともに、適切な課題解決ができるように指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 学校での児童生徒のさまざまな悩みや問題に対応するため、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、教育相談体制等の充実を図りました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 〔NPO・団体等〕

（事例1）自殺防止のため専用電話を設置し、助けを求める相談者に対して、生きる勇気をもてるよう支援する活動や自殺防止の講演会の開催などの啓発活動を行っている団体があります。その団体において、年間、約8,000件の電話相談を受けています。

（事例2）経済的な問題を抱える失業者や非正規雇用労働者を支援しようと、県内の弁護士や社会福祉士が市民団体を立ち上げ、それぞれの分野の専門家が連携することにより、幅広い支援をめざしています。

（事例3）「刑を終えた障がい者」を施設で受け入れるため、施設職員が刑務所を訪問して面談を行うとともに、受け入れに向けて職員に対し研修会を開いている法人があります。

（事例4）災害時に必要な支援ができる人材育成や傾聴ボランティアを育成し、高齢者、障がい者だけでなく災害弱者とされる全ての人の支援ができるよう活動を重ねている団体があります。

（事例5）「生きよう」という気持ちは、他人から与えられるものではなく、本人からわき起こってこないと生きる意欲にはつながらないと考え、そのために相手の気持ち、心境、心情、感じ方に気をつけて話を傾聴し、相談者が生きる意欲を持つようにつなげている団体があります。

（事例6）性的マイノリティの当事者がありのまま過ごせるような環境づくりをするための活動を続けている団体があります。インターネット動画サイトで思いを発信することで、性的マイノリティに対する理解を広げています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- いなべ市では、「いのち・愛」をテーマとして啓発活動を行っており、人権連続講座では「いのち」をテーマにした講演会を開催しました。また、広報紙・ホームページでより良く生きるための情報の提供を行うとともに、電話相談窓口を定期的に開設しています。
- 松阪市では、江戸時代にアイヌ民族と深く交流した松浦武四郎にちなんで、松浦武四郎記念館においてアイヌ文化を紹介する展示や、アイヌ文化体験教室を開催しているほか、来館者への説明や出前講座などにおいて武四郎とアイヌ民族の交流について紹介しています。
また、武四郎の生没月にあたる毎年2月の最終日曜日には「武四郎まつり」を開催しており、北海道からアイヌ民族の伝統文化保存会のみなさんを招いて、国的重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコの無形文化遺産に登録された「アイヌ古式舞踊」の披露や、まつり前日にアイヌ文化体験交流会を開くなどして、アイヌ民族の伝統文化を紹介するとともに、歴史や文化の正しい理解につなげていくための取組を行っています。
- 住民向けの講演会や講座、職員向けの研修会などにおいて、「自殺」や「貧困問題」など、さまざまな人権課題をテーマに開催されることが増えています。

■ 今後の取組方向（平成27年度以降の取組方向）

- 多様化する現代社会においては、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に示した課題のほかにもさまざまな人権課題が存在します。今日の厳しい社会情勢の中、貧困や格差の問題、ハラスメント等の労働者をめぐる問題、また、高い水準で推移する自殺者やその家族への対応など、新たに発生する課題も含めて、人権に関する課題をしっかりと見据え、さまざまな人権課題に対して的確な状況把握に努めます。
- 今後とも人権関連諸施策を推進する中で、人権をめぐる社会の動向を把握し、現状への理解と課題認識を深めるとともに、幅広く、啓発・広報に努めます。

注) 相対的貧困率

すべての国民を所得順に並べて、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合をいいます。主に国民の間の経済格差を示しますが、資産は含みません。これとは別に、所得が定められた最低水準額に満たない人の割合を示す「絶対的貧困率」もあります。

注) 性的マイノリティの人びと

生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういふ対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方などをいいます。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ⑥

団体・企業名	Let's Rainbow Life
関連する県の 人権施策	人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 202 人権教育の推進 人権施策 410 さまざまな人権課題
まとめ	<ul style="list-style-type: none">○ 正しい知識がないことでおこる偏見や差別は、性的マイノリティの人権についての問題でも同じです。当事者の「ありのままの自分」についての発信を受け止めながら、性の多様性を理解していく必要があります。○ 活動を継続していくには、人とのつながりを大切にし、仲間の夢を応援しながら自分の夢も応援してもらう「win win」の関係づくりが大切です。

1. 「Let's Rainbow Life」について

Let's Rainbow Life(以下、LRL)は、性同一性障がい等について、当事者へ働きかけていくことや、周囲の理解を求めていく啓発活動を行っています。

2. LRL の活動について

代表の山口さんは、物心ついた頃から、女性であることに違和感を覚え、誰にも言えずに悩んでいました。両親や友だちにカミングアウトし、理解をしてもらい、男性として生きる道を選びます。24歳の時、ある事情から車中生活することになりました。誰にも相談できず、「いつ死んでもおかしくないな」と思ったそうです。そのときに、「自分の足跡を残したい」「親やこれまで関わってくれた人、これから未来を担っていく人に向けて感謝の気持ちを伝えたい」と思い、「性同一性障害、山口颯一、自分史」という動画を作成し、YouTubeに投稿しました。この発信に対して寄せられた声によって、山口さんは使命感を感じ、この活動を開始しました。

LRL の活動は、①高い不登校率、自殺（念慮）率を変える～人との関わりを避けたり、自殺念慮につながらないように、「悩んでいるのは自分だけではない。仲間がいる」とメッセージを送り続けている～②周りの理解を高める～性同一性障がいについての理解をすすめるために、その啓発に資する講演活動や、イベントに参画～をめざしています。



民間調査機関が2015年に調査した結果によると、性同一性障がいを含む性的マイノリティは、13人に1人の割合だといわれています。学校に例えると、1学級あたり2～3人ということになります。このことを教育現場で意識している教職員はまだ少ないと思われることから、当事者の児童生徒は、学校で友人や教職員からの何気ない言葉に傷つくこともあります。今後の取組として、児童生徒が教職員に相談しやすくなるように、教職員が性同一性障がいを理解できる冊子やDVDの作成等を計画しています。

3. カミングアウトへの支援

YouTubeの動画を観て、反響が多く寄せられています。それに伴って、寄せられる相談件数も多くなっています。動画に勇気づけられて、両親や友だちにカミングアウトをしたところ、周りに受け入れられた人もいますが、受け入れられなかった人もいます。カミングアウトの相談を受けた際は、受け入れられなかった場合のことも考えて、慎重に相談を重ねるようにしています。



4. 「win win」の関係づくりを基盤に

これから山口さんは、性的マイノリティ当事者に対しては、困りごとや苦しんでいることに対して、自分のできることをしていきたいと考えています。また、当事者以外の人たちには、講演会活動やDVD教材制作、YouTube配信などで、不足している情報を届けていきたいと言います。

そして、お互いが「win win」の関係になっていくようにと考えています。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ⑦

団体・企業名	防災ネットとういん
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 410 さまざまな人権課題
まとめ	<ul style="list-style-type: none">○ 災害についての啓発講座等で、避難行動要支援者やその家族に対し、「支援が必要な家族がいることは、隠すことではない」ということを伝えることは、支援をする側の意識も変えていくことにつながります。○ 「想定外」といわれるような事態に備えるために、何度も研修を繰り返すことや気づきを行動につなげることが必要です。

1. 「防災ネットとういん」について

防災ネットとういんでは、専門知識を持ったメンバーが、大人から子どもまでの地域住民に対して、災害に備え、今、自分たちがしておかなければならることは何かなどについて研修を行っています。

2. 活動にあたって大切にしていること

代表の川島さんは、阪神淡路大震災後、建築関係の活動を現地で行った経験から、災害ボランティアセンター設置や運営マニュアルの必要性を感じてきました。特に、「災害の現場に差別があつてはならない」という思いが活動の根底にあります。

① 地域の人材育成と市町をまたいだ地域のネットワークづくり

東員町では、津波や山崩れなどの心配は少ないといわれています。このことから川島さんは、「地域住民の中には、災害が起つても被害は少ないのでないかと感じている人が少なからずいるのではないか」と言います。しかし、災害の被害が少ない地域だからこそ、被災者を受け入れるなど、自分たちができることがあると考えて、地域の人材育成を進めています。



② 情報の共有…「災害弱者」への支援のために

地域には、障がいがある人や寝たきりの人、認知症の人などの支援が必要な人がいるということはわかっています。しかし、現状をつかんでいないと、災害時に尊い命を落としてしまうことにつながってしまいます。情報を地域で共有することが大切だと考えています。

③ 各種団体への出前講座等の活動



自治会や地域の老人会、各種学校（幼稚園、放課後教室を含む）などからの要請に応じて、研修に出かけています。内容は、防災・減災の講座、実技訓練（普通救命講習、防災マップづくりなど）、図上訓練・避難所運営ゲーム、災害時に役立つモノづくり、避難所運営マニュアルなどをつくる、ボランティアコーディネーターなどの育成です。研修での体験が受講者に残る内容にしたいと考えています。

3. 「支援が必要な家族がいることは、隠すことではない」

避難行動要支援者の家族や特別支援学校などの訓練では、「支援が必要な家族がいることは、隠すことではない。どのような支援が必要なのかを教えてほしい」と話をします。それを聞いて、保護者の中には、「家族のことを隠さなくてもいい」と思えるようになった人もいるようです。

4. 気づきを行動につなげるために

専門性を養うためにスタッフのスキルアップ研修を行っています。スタッフ全員が、災害ボランティア実践者、応急手当普及員、防災士、建築士の専門性を磨き、活動に生かしています。また、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター運営などの体制づくりに努めています。啓発活動においては、権利は誰もが平等に保障されており、災害時に弱者をつくらないという意識をもつようにしています。今後は、地域の人材育成や傾聴ボランティアの育成、講座内容の充実、気づきを行動につなげることができるような取組を展開していきたいと考えています。

2015（平成27）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2015（平成27）年10月発行

三重県 環境生活部 人権課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069
E-mail jinken@pref.mie.jp